

定款

規程-3

約款

規程-7

普通保険約款

契約基本約款	規程- 1 0
終身保険（有配当2012）給付約款	規程- 2 2
養老保険（有配当2012）給付約款	規程- 2 8
年金保険（有配当2012）給付約款	規程- 3 5
定期保険（有配当2012）給付約款	規程- 4 3
生存給付金付定期保険（有配当2012）給付約款	規程- 4 8
新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障100%型）給付約款	規程- 5 5
新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障10%型）給付約款	規程- 6 5
特定重度疾病保障保険（有配当2018）給付約款	規程- 7 5
生活サポート保険（有配当2024）給付約款	規程- 8 3
認知症保障保険（有配当2020）給付約款	規程- 9 6
入院総合保険（有配当2019）給付約款	規程-1 0 5
がん医療保険（有配当2012）給付約款	規程-1 1 7
特定損傷保険（有配当2012）給付約款	規程-1 2 8

特約

リビング・ニーズ特約（2012）	規程-1 3 5
保険料払込免除特約（2012）	規程-1 3 9
個人年金保険料税制適格特約（2012）	規程-1 4 5
保険契約の見直しに関する特約	規程-1 4 7
特定契約の追加に関する特約	規程-1 6 7
保険料口座振替扱特約	規程-1 7 0
保険料クレジットカード扱特約	規程-1 7 2
保険料団体扱特約（甲）	規程-1 7 3
保険料団体扱特約（乙）	規程-1 7 4
事業保険扱特約（2012）（甲）	規程-1 7 5
事業保険扱特約（2012）（乙）	規程-1 7 6

別表

別表 規程-177

ログインID利用規程・法人向けお客様ID規程 規程-203

ログインID利用規程 規程-204

法人向けお客様ID規程 規程-212

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

※2025年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）
でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、ニッセイ
イータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡
ください。

定 款

(昭和22年5月2日制定)

(令和4年7月5日改正)

第1章 総 則

第1条 (名称)

当社は、日本生命保険相互会社という。

英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 (事務所所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第4条 (機関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役および取締役会のほか、次の機関を置く。
 - 一 監査等委員会
 - 二 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 社 員

第6条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第7条 (社員の責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第8条 (社員の権利義務の承継)

社員は、当社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

第9条 (退社員の権利)

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当社に対して権利を有しない。

第3章 総代会

第10条 (総代会の組織)

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

第11条 (総代の定数)

総代の定数は、200名とする。

第12条 (社員の選挙権およびその代理行使)

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

第13条 (総代の任期)

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。

但し、原則として通算8年をこえることができない。

第14条 (欠員の場合の処置)

- 1 総代に欠員を生じて、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 (総代の選挙)

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票(以下「社員投票」という。)によることができる。
- 3 当社は、前2項の選挙について公告する。
- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日(第2項の場合には投票締切日をいう。)の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。
- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

第16条 (社員投票)

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

第17条 (議決権およびその代理行使)

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当社に提出しなければならない。

第18条 (議長)

総代会の議長には取締役社長が当り、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

第19条 (決議方法)

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条 (定時総代会の招集)

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

第21条 (臨時総代会の招集および招集請求権)

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めるときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

第4章 総代候補者選考委員会

第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることができない。
- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

第5章 評議員会

第25条（評議員会）

- 1 当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当会社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

第6章 取締役および取締役会

第26条（員数）

- 1 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、20名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第27条（選任）

取締役は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

第28条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

- 3 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第29条（役付取締役および代表取締役）

- 1 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、会長、社長各1名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第30条（取締役会）

取締役会は、すべての取締役で組織する。

第31条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に對して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第32条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第33条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、保険業法第53条の23の3第6項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第34条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第35条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第36条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 監査等委員会

第37条（監査等委員会）

監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

第38条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第39条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第8章 計算

第40条（決算期日）

当会社の決算期日は、毎年3月31日とする。

第41条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準

備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。

- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。
- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

第42条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第43条（損失のてん補）

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第41条による処分をすることができない。

第9章 基金

第44条（基金の総額）

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆4500億円とする。

第45条（基金拋出者の権利）

- 1 当会社は、基金の拋出者に対し、基金拋出契約の定めるところにより、基金拋出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当会社は、基金の拋出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拋出された基金の償却は、先に拋出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当会社は、基金の拋出者に対し、年1割を上限に基金拋出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第46条（基金の償却方法）

- 1 当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。

- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第41条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第10章 雑則

第47条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

附則

- 1 令和3年7月2日付改正に関する経過措置
令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
(1)第45条関係
 - 1 令和3年度の基金の拋出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
 - 2 令和3年度に募集した基金が償却された時。
- 2 令和4年7月5日付改正に関する経過措置
当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、令和4年7月5日付改正の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”
を記載しています。

約款をお読みいただく前に

■約款の構成

ニッセイみらいのカタチの約款は、普通保険約款・特約・別表の順に掲載しています。

普通保険約款

○生命保険契約のベースとなるもので、普通保険約款は、「契約基本約款」と「給付約款」で構成されます。

保険契約	普通保険約款	
終身保険	契約基本約款	終身保険（有配当2012）給付約款
養老保険	契約基本約款	養老保険（有配当2012）給付約款
年金保険	契約基本約款	年金保険（有配当2012）給付約款
定期保険	契約基本約款	定期保険（有配当2012）給付約款
生存給付金付定期保険	契約基本約款	生存給付金付定期保険（有配当2012）給付約款
新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）	契約基本約款	新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障100%型）給付約款
新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）	契約基本約款	新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障10%型）給付約款
特定重度疾病保障保険	契約基本約款	特定重度疾病保障保険（有配当2018）給付約款
生活サポート保険	契約基本約款	生活サポート保険（有配当2024）給付約款
認知症保障保険	契約基本約款	認知症保障保険（有配当2020）給付約款
入院総合保険	契約基本約款	入院総合保険（有配当2019）給付約款
がん医療保険	契約基本約款	がん医療保険（有配当2012）給付約款
特定損傷保険	契約基本約款	特定損傷保険（有配当2012）給付約款

○「契約基本約款」と「給付約款」に規定している内容はつぎのとおりです。

各保険契約に共通して適用される契約事項

「契約基本約款」にまとめて規定

契約基本約款では、ニッセイみらいのカタチで組み合わせることができる各保険契約に共通して適用される基本的な契約事項について規定しています。

<規定内容の例>

- ・告知義務、告知義務違反による解除
- ・保険契約の責任開始
- ・保険料の払込み
- ・保険料の払込みの催告とご契約の解除
- ・保険金額等の減額
- ・複数の保険契約を組み合わせるとして加入する場合の取扱い

保険金等のお支払いに関する事項など

独自の内容を「給付約款」に規定

給付約款では、保険金等のお支払いに関する事項や各保険契約独自の内容について規定しています。

<規定内容の例>

- ・保険金等をお支払いできる場合
- ・保険金等をお支払いできない場合
- ・保険契約者に対する貸付

特 約

○契約者の申出にもとづいた手続きをする目的等で付加するものです。

- ・リビング・ニーズ特約（2012）＊
- ・保険料払込免除特約（2012）
- ・個人年金保険料税制適格特約（2012）
- ・保険契約の見直しに関する特約
- ・特定契約の追加に関する特約
- ・保険料口座振替特約
- ・保険料クレジットカード扱特約
- ・保険料団体扱特約（甲）
- ・保険料団体扱特約（乙）
- ・事業保険扱特約（2012）（甲）
- ・事業保険扱特約（2012）（乙）

＊リビング・ニーズ特約は、終身保険・養老保険・定期保険・生存給付金付定期保険・新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）に自動的に付加されます。

別 表

○普通保険約款や特約に記載している『（別表番号）』について表を活用し、まとめて記載したものです。

※別表中の備考は別表の内容を詳しく説明しているものです。あわせてご覧ください。

■約款条項の基本的な構成

約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しています。

〔例〕契約基本約款 第4条（保険料の払込）の規定の場合（第3項以下は省略）

第4条

第4条（保険料の払込）

第1項

1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

第1号

（1）第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで

第2号

（2）第2回以後の保険料の払込期月
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

この前項とは、「第1項」をさします。

第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

（1）第1回保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第2号

（2）第2回以後の保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

契約基本約款目次

この約款の趣旨

1. 総則

第1条 総則

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

3. 契約締結時の書面

第3条 契約締結時の書面

4. 保険料の払込

第4条 保険料の払込

第5条 保険料の払込方法（経路）

第6条 保険料の一括払込または前納

第7条 払込期月内に保険料の払込がない場合

5. 保険契約上の保全取扱

第8条 保険料払込方法（回数）の変更

第9条 保険金額等の減額

6. 保険契約者

第10条 保険契約者

第11条 保険契約者の住所の変更

7. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第12条 詐欺による取消

第13条 不法取得目的による無効

8. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 保険契約を解除できない場合

9. 重大事由による解除

第17条 重大事由による解除

10. 解約

第18条 解約

11. 保険金等の受取人による保険契約の存続

第19条 保険金等の受取人による保険契約の存続

12. 社員配当

第20条 社員配当金の割当

第21条 社員配当金の分配

13. その他

第22条 請求の手続き

第23条 解約払戻金等の支払時期および支払場所

第24条 契約年齢の計算

第25条 契約年齢または性別の誤りの処理

第26条 時効

第27条 保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則

14. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第28条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

契約基本約款

この約款の趣旨

この約款は、下表の保険契約（以下、「保険契約」といいます。）について、共通して適用される基本的な契約事項を規定しています。保険契約の普通保険約款は、下表のとおり、この約款のほか、締結する保険契約に応じた給付および取扱を定める約款（以下、「給付約款」といいます。）で構成され、保険契約にはこの約款および給付約款が同時に適用されるものとします。

保険契約	保険契約の普通保険約款	
終身保険（有配当2012）契約	契約基本約款	終身保険（有配当2012）給付約款
定期保険（有配当2012）契約	契約基本約款	定期保険（有配当2012）給付約款
養老保険（有配当2012）契約	契約基本約款	養老保険（有配当2012）給付約款
生存給付金付定期保険（有配当2012）契約	契約基本約款	生存給付金付定期保険（有配当2012）給付約款
3大疾病保障保険（有配当2012）契約	契約基本約款	3大疾病保障保険（有配当2012）給付約款
身体障害保障保険（有配当2012）契約	契約基本約款	身体障害保障保険（有配当2012）給付約款
介護保障保険（有配当2012）契約	契約基本約款	介護保障保険（有配当2012）給付約款
総合医療保険（有配当2012）契約	契約基本約款	総合医療保険（有配当2012）給付約款
がん医療保険（有配当2012）契約	契約基本約款	がん医療保険（有配当2012）給付約款
特定損傷保険（有配当2012）契約	契約基本約款	特定損傷保険（有配当2012）給付約款
年金保険（有配当2012）契約	契約基本約款	年金保険（有配当2012）給付約款
継続サポート3大疾病保障保険（有配当2015）契約	契約基本約款	継続サポート3大疾病保障保険（有配当2015）給付約款
特定重度疾病保障保険（有配当2018）契約	契約基本約款	特定重度疾病保障保険（有配当2018）給付約款
入院総合保険（有配当2019）契約	契約基本約款	入院総合保険（有配当2019）給付約款
認知症保障保険（有配当2020）契約	契約基本約款	認知症保障保険（有配当2020）給付約款
入院継続時収入サポート保険（有配当2021）契約	契約基本約款	入院継続時収入サポート保険（有配当2021）給付約款
新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障100%型）契約	契約基本約款	新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障100%型）給付約款
新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障10%型）契約	契約基本約款	新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障10%型）給付約款
生活サポート保険（有配当2024）契約	契約基本約款	生活サポート保険（有配当2024）給付約款

1. 総則

第1条（総則）

- この約款は、保険契約の普通保険約款の一部を構成するものであり、給付約款とあわせて保険契約の普通保険約款とします。
- 保険契約に付加している特約があるときは、この約款または付加している特約ととくに規定のない限り、この約款の規定はその特約にも適用されるものとします。

2. 会社の責任開始期

第2条（会社の責任開始期）

- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第14条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付その他の方法により、承諾の通知を行いません。

3. 契約締結時の書面

第3条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（電磁的方法¹による場合を含み、以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 保険金、給付金、年金（以下、「保険金等」といいます。）の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金等の額
 - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、保険契約が更新される際は、会社は、新たな契約締結時の書面を交付しません。

4. 保険料の払込

第4条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号、第2号、第3号および第4号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
 - (1) 保険契約または付加している特約の消滅（第12条（詐欺による取消）または第13条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
 - (2) 継続サポート3大疾病保障保険契約の給付約款に定める3大疾病保険金の支払事由に該当した場合
 - (3) 生活サポート保険契約の給付約款に定める初期サポート保険金（100）の支払事由に該当した場合
 - (4) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合
 - (5) 第9条（保険金額等の減額）の規定による保険金額等の減額
 - (6) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由の発生

備考

1. 電磁的方法

第3条（契約締結時の書面）、第14条（告知義務）および第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号、第2号、第3号および第4号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
- (2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。第7項において同じ。）に保険金等（がん要精検後検査等給付金および保険期間の途中で支払事由の生じる生存給付金を除きます。以下、本項および次項において同じ。）の支払事由が生じた場合には、会社は、その時までですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金等およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きします。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険金等を支払いません。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その時までですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
- (2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
- (3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 団体扱 所属団体を經由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りです。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合については、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
- (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
- (2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
- (3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
- (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
- (2) 第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第6条（保険料の一括払込または前納）

保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 月払契約の場合
- (ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。
- (イ) (ア)の場合、会社所定の率により割り引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。）。
- (ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第9条（保険金額等の減額）の規定により保険金額等が減額されたときおよび第18条（解約）の規定により付加している保険料払込免除特約が解約されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- (2) 年払契約の場合
- (ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。
- (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。
- (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- (エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第9条の規定により保険金額等が減額されたときおよび第18条の規定により付加している保険料払込免除特約が解約されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

第7条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

- 1 保険料の払込が第4条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まなければ払込期月の経過後3か月

目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

- 2 前項の通知を行なう場合、第11条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金等（がん要精検後検査等給付金および保険期間の途中で支払事由の生じる生存給付金を除きます。以下、本項および次項において同じ。）の支払事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金等およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険金等を支払いません。
- 7 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険料の払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 保険契約上の保全取扱

第8条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

第9条（保険金額等の減額）

- 1 保険契約者は、保険金額（保険金額には継続サポート3大疾病保障保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約および新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の3大疾病保障金額、特定重度疾病保障保険契約の特定重度疾病保障金額ならびに認知症保障保険契約の認知症診断保険金額を含むものとし、年金保険契約の死亡保険金の金額は含まないものとします。以下、同じ。）、給付日額、給付金額、年金額、給付月額（以下、「保険金額等」といいます。）の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により保険金額等が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の減額は取り扱いません。
 - (1) 減額後の保険金額等が会社の定める限度を下回る減額
 - (2) 年金保険契約の場合で、年金開始日が到来している保険契約の減額

6. 保険契約者

第10条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます（年金保険契約については、年金開始日前の場合に限ります。）。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第11条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

7. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第12条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約または付加している特約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第13条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金等（保険料の払込の免除を含みます。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約または付加している特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

8. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
- 2 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、会社は保険金等の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めすることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 本条の規定による保険契約または付加している特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第10条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約または付加している特約が解除された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約または付加している特約が解除され、かつ、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本項において同じ。）以後に保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合解除された日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。
 - (2) 前号以外の場合
解除された日の直前の月ごと応当日の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第16条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条に定める告知をしなないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金等の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

9. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約だけを解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。）または保険金等の受取人がこの保険契約もしくは付加している特約の保険金等（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的または第

備考

1. 電磁的方法

第3条（契約締結時の書面）、第14条（告知義務）および第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- 三者に保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この保険契約または付加している特約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 前4号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約または付加している特約の存続を困難とする前4号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金等の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）または保険料の払込の免除事由（以下、本項において「免除事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由または免除事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 会社は、その支払事由または免除事由については、保険金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その保険金等の受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。
- (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができ、また、その免除事由により、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定による解除については、第15条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により保険契約または付加している特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金等を支払わないときは、支払わない保険金等に対応する部分については第15条第6項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 5 第1回年金支払基準日以後に本条の規定により年金保険契約が解除された場合には、年金保険契約については、第15条第6項中「解約払戻金」とあるのは「将来の年金の現価に相当する金額」と読み替えます。
- 6 第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号（ア）から（オ）までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金保険契約のうちその年金受取人に対応する部分についてのみ本条の規定を適用するものとします。
- 7 総合医療保険契約、がん医療保険契約、特定損傷保険契約、入院総合保険契約、入院継続時収入サポート保険契約または生活サポート保険契約の場合で、死亡時支払金受取人がいるときは、第1項第4号中「保険契約者、被保険者または保険金等の受取人」とあるのは「保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人」と、「保険契約者または保険金等の受取人」とあるのは「保険契約者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人」と読み替えて、第1項第4号の規定を適用します。

10. 解約

第18条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
- 2 保険契約者は、将来に向かって付加している特約を解約することができます。
- 3 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の解約は取り扱いません。
- (1) 年金保険契約の場合で、第1回年金支払基準日が到来している保険契約の解約
- (2) 継続サポート3大疾病保障保険契約の場合で、継続サポート年金支払期間中の保険契約の解約
- (3) 生活サポート保険契約の場合で、生活サポート年金支払期間中の保険契約の解約
- 4 第1項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

11. 保険金等の受取人による保険契約の存続

第19条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約（特定損傷保険契約を除きます。）の解約（保険金額等が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約（年金保険契約については、年金開始日前の場合に限ります。）は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす保険金等（死亡払戻金を含みます。以下、本条において同じ。）の受取人（養老保険契約の場合には満期保険金受取人を、年金保険契約の場合には年金受取人

を除きます。)は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときで、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。
- (1) 保険金等を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅するとき
 - (2) 生存給付金を支払うとき
 - (3) 継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金を支払うとき
 - (4) 生活サポート保険契約の第1回生活サポート年金および初期サポート保険金(100)を支払うとき
- 4 年金保険契約の場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金開始日が到来したときは、会社は、第2項本文の金額を保険契約の責任準備金から差し引いて債権者等に支払い、差し引き後の金額(年金開始日まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。以下、本項において同じ。)を一時に年金受取人に支払います。この場合、保険契約は消滅したものとします。ただし、差し引き後の金額によって計算される年金額が会社の定める金額以上であるときは年金額を改めて年金を支払います。この場合、保険契約は消滅しません。

12. 社員配当

第20条(社員配当金の割当)

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につぎの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもつぎ、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約(年金保険契約については、年金開始日前の場合、継続サポート3大疾病保障保険契約については、3大疾病保険金の支払事由該当日(3大疾病保険金が支払われる場合に限り)以下、本項において同じ。)前の場合、生活サポート保険契約については、第1回生活サポート年金の支払事由該当日(第1回生活サポート年金が支払われる場合に限り)以下、本項において同じ。)前の場合に限り)。
 - (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し(以下、「保険契約の見直し」といいます。)または保険金等の支払(年金の一括支払を除きます。)により消滅する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約(死亡保険金のない保険契約の場合、かつ、第9号(ウ)に該当しない場合に限り)。
 - (4) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約(第2号に該当する場合を除きます。)
 - (5) つぎの事業年度中に、リビング・ニース特約の特約保険金の支払により保険金額が減額される保険契約
 - (6) つぎの事業年度中に、保険料払込免除特約により保険料の払込が免除され、保険契約の見直しに関する特約に定めるところにより、充当価格の残額が払い戻される保険契約
 - (7) つぎに定める年金保険契約
 - (ア) つぎの事業年度中に、年金開始日が到来する保険契約
 - (イ) つぎの事業年度中に、年金開始日の年単位の応当日が到来する保険契約
 - (ウ) つぎの事業年度中に、死亡一時金の支払により消滅する保険契約
 - (8) つぎに定める継続サポート3大疾病保障保険契約
 - (ア) つぎの事業年度中に、3大疾病保険金の支払事由に該当し、3大疾病保険金が支払われる保険契約
 - (イ) つぎの事業年度中に、継続サポート年金の支払事由に該当し、継続サポート年金が支払われる保険契約
 - (ウ) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約(3大疾病保険金の支払事由該当日以後の場合に限り)。
 - (9) つぎに定める生活サポート保険契約
 - (ア) つぎの事業年度中に、初期サポート保険金(100)の支払事由に該当し、初期サポート保険金(100)が支払われる保険契約
 - (イ) つぎの事業年度中に、第2回以後の生活サポート年金の支払事由に該当し、生活サポート年金が支払われる保険契約
 - (ウ) つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約(第1回生活サポート年金の支払事由該当日以後の場合に限り)。
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもつぎ、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第21条(社員配当金の分配)

- 1 前条(社員配当金の割当)第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
 - (1) その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。ただし、年金保険契約の場合で、つぎの保険年度の契約応当日が年金開始日のと

- きには、割り当てた社員配当金は次号（イ）の方法に準じて分配します。
- (2) 前号の規定により積み立てた社員配当金は、つぎに定めるところにより支払います。
 - (ア) 保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅する（継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金が支払われる場合および生活サポート保険契約の初期サポート保険金（100）が支払われる場合を含みます。）ときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (イ) 年金保険契約の場合で、年金開始日に積み立てた社員配当金があるときは、年金開始日にその保険契約の責任準備金に充当して、年金額を増額します。ただし、年金開始日の前日に給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により消滅する保険契約については、会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
 - (3) 保険契約が更新される場合には、第1号の規定により積み立てた社員配当金については、前号の規定にかかわらず、保険契約の更新後も引き続き積み立て、更新日の契約基本約款の定めるところにより取り扱います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金等を支払うときは保険金等とともに保険金等の受取人に支払い、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当します。ただし、保険契約が更新されるときは前項に準じて取り扱います。
 - 3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
 - 4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新されるときは第1項に準じて取り扱います。
 - 5 前条第1項第5号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - 6 前条第1項第6号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
 - 7 前条第1項第7号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
 - (1) 前条第1項第7号（ア）の規定により割り当てた社員配当金は、年金開始日に保険契約の責任準備金に充当して年金額を増額する方法で分配します。
 - (2) 前条第1項第7号（イ）の規定により割り当てた社員配当金は、つぎの保険年度の契約応当日に年金とともに年金受取人に支払います。
 - (3) 前条第1項第7号（ウ）の規定により割り当てた社員配当金は、死亡一時金とともに年金受取人に支払います。
 - 8 前条第1項第8号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
 - (1) 前条第1項第8号（ア）の規定により割り当てた社員配当金は、3大疾病保険金とともに3大疾病保険金の受取人に支払います。
 - (2) 前条第1項第8号（イ）の規定により割り当てた社員配当金は、その継続サポート年金とともに継続サポート年金の受取人に支払います。
 - (3) 前条第1項第8号（ウ）の規定により割り当てた社員配当金は、継続サポート年金の受取人（継続サポート年金の受取人が死亡したときはその相続人）に支払います。
 - 9 前条第1項第9号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおりとします。
 - (1) 前条第1項第9号（ア）の規定により割り当てた社員配当金は、初期サポート保険金（100）とともに初期サポート保険金（100）の受取人に支払います。
 - (2) 前条第1項第9号（イ）の規定により割り当てた社員配当金は、その生活サポート年金とともに生活サポート年金の受取人に支払います。
 - (3) 前条第1項第9号（ウ）の規定により割り当てた社員配当金は、生活サポート年金の受取人（生活サポート年金の受取人が死亡したときはその相続人）に支払います。
 - 10 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。ただし、第3号については、年金保険契約、第4号については、継続サポート3大疾病保障保険契約、第5号については、生活サポート保険契約に限ります。
 - (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
 - (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法
 - (3) 第7項の規定に準じて分配する方法
 - (4) 第8項の規定に準じて分配する方法
 - (5) 前項の規定に準じて分配する方法

13. その他

第22条（請求の手続き）

つぎの各号の取扱は、必要書類（別表1）を会社に提出して請求して下さい。

- (1) つぎの（ア）から（オ）までの取扱
 - (ア) 第8条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
 - (イ) 第9条（保険金額等の減額）に定める保険金額等の減額
 - (ウ) 第10条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
 - (エ) 第18条（解約）に定める解約
 - (オ) 第19条（保険金等の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続
- (2) 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（保険金等の支払を除きます。）

第23条（解約払戻金等の支払時期および支払場所）

前条（請求の手続き）の支払金の支払時期および支払場所については、給付約款の保険金等の支払時期および支払場所

に関する規定を準用します。ただし、第19条（保険金等の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第19条第1項に定める解約の効力発生日を、給付約款の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定に定める請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

第24条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約または付加している特約の取消を行なうことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないません。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないません。

第26条（時効）

保険金等、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

第27条（保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則）

保険料の払込方法（回数）が一時払である会社の定める保険契約の場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第2条（会社の責任開始期）第1項の規定にかかわらず、会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (ア) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - (イ) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時（第14条（告知義務）に定める告知前に受け取った場合には、告知の時）
- (2) 第4条（保険料の払込）、第5条（保険料の払込方法（経路））、第6条（保険料の一括払込または前納）および第7条（払込期月に保険料の払込がない場合）の規定は適用しません。

14. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第28条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 保険契約の締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があった場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の契約締結時の書面で引き受けることがあります。この場合、同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ本条において「特定契約」といいます。
- 2 前項に定める特定契約につき各号に定める規定が適用される場合は、その更新または変更後の保険契約についても、前項の「同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約」に含まれます。
 - (1) 給付約款に定める保険契約の更新に関する規定
 - (2) 保険期間満了時の変更取扱いに関する特約の規定
- 3 保険契約者が特定契約について各号の変更を行なう場合は、すべての特定契約について同一の変更の請求を行なって下さい。一部の特定契約のみ変更することはできません。
 - (1) 保険契約者の変更
 - (2) 死亡保険金受取人の変更（遺言による場合を含みます。）
 - (3) 死亡時支払金受取人の変更（遺言による場合を含みます。）
 - (4) 指定代理請求人の変更指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の変更指定を含みます。）
 - (5) 保険料の払込方法（経路）または保険料の払込方法（回数）の変更
- 4 保険契約者が特定契約について各号の指定をする場合は、すべての特定契約について同一の指定を行なって下さい。特定契約ごとに異なった指定をすることはできません。
 - (1) 死亡時支払金受取人の指定
 - (2) 指定代理請求人の指定（特定契約に付加している特約の指定代理請求人の指定を含みます。）
- 5 特定契約の解約後に他の特定契約において前2項の各号に定める変更または指定（満期保険金受取人および年金受取人の変更を含みます。）が行なわれた場合で、その解約された特定契約について、解約後に支払事由が生じ給付約款の保険金等の支払に関する規定により会社が保険金等を支払うときは、同規定にかかわらず、その特定契約が解約されていなかったものとした場合にその支払事由の発生時において前2項の規定その他その特定契約の普通保険約款にもとづき受取人となる者に、保険金等を支払います。
- 6 特定契約の解約または保険金額等の減額は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 解約
保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後のすべての特定契約の保険金額（継続サポート3大疾病

備考

1. 電磁的方法

第3条（契約締結時の書面）、第14条（告知義務）および第25条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

保障保険契約の場合は、3大疾病保険金額に所定の率を乗じて得た金額とし、生活サポート保険契約の生活サポート年金額に所定の率を乗じて得た金額を含むものとします。以下、本項において同じ。)の合計額および解約した後の各特定契約の保険金額等のいずれもが会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。

(2) 保険金額等の減額

第9条(保険金額等の減額)の規定により保険契約者が特定契約の保険金額等を減額する場合は、同条の規定により会社が減額を取り扱う場合のほか、減額した後のすべての特定契約の保険金額の合計額および減額した後の各特定契約の保険金額等のいずれもが会社の定める限度を下回らない限り、会社の定める範囲で減額することができます。

7 特定契約の保険料は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、払込期月を同一とするすべての特定契約の保険料をあわせて払い込んで下さい。一部の特定契約の保険料のみを払い込むことはできません。

(2) 保険料の払込期月中または払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金等(がん要精検後検査等給付金および保険期間の途中で支払事由の生じる生存給付金を除きます。以下、本項において同じ。)の支払事由が生じた場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料(以下、本項において「未払込保険料」といいます。)を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

(3) 前号の支払うべき金額が前号の未払込保険料の合計額に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料の合計額を払い込んで下さい。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、保険金等を支払いません。

(4) 保険料の払込期月中または払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合で、未払込保険料があるときは、保険契約者は、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を払い込んで下さい。この未払込保険料の合計額が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

8 特定契約の保険料の一括払込または前納は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、会社の定める範囲内で、すべての特定契約の保険料をあわせて一括払込または前納して下さい。

(2) 保険契約者が特定契約もしくは特定契約に付加している保険料払込免除特約の解約または保険金額等を減額する場合は、会社が保険料一括払込金または保険料前納金の残額を払い戻すときは、すべての特定契約の保険料一括払込金または保険料前納金の残額をあわせて払い戻します。

9 死亡保険金のない特定契約があり、他の特定契約において死亡保険金を支払う場合で、被保険者の死亡により死亡保険金のない特定契約についてつぎの各号の金額を会社が支払うときは、第4条(保険料の払込)、第6条(保険料の一括払込または前納)および第21条(社員配当金の分配)ならびに保険契約の見直しに関する特約の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を死亡保険金とともに死亡保険金受取人に支払います。

(1) 第4条第3項の規定により払い戻す保険料

(2) 第4条第4項の規定により支払う保険料相当額

(3) 第6条第1号(ウ)または同条第2号(エ)の規定により払い戻す保険料一括払込金または保険料前納金の残額

(4) 第20条(社員配当金の割当)第1項第3号の規定により割り当てられた社員配当金

(5) 保険契約の見直しに関する特約に定めるつぎの金額

(ア) 特約の払戻金に関する規定により払い戻す金額

(イ) 見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付に関する規定により払い戻す貸し付けた金額の残額

10 特定契約が保険金の支払により消滅する(継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金が支払われる場合および生活サポート保険契約の初期サポート保険金(100)が支払われる場合を含みます。以下、本項において同じ。)と同時に、他の特定契約において保険料払込免除特約により保険料の払込が免除される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険金の支払により消滅する特定契約について前項第1号、同項第2号、同項第3号および同項第5号の金額を会社が支払うときは、第4条および第6条ならびに保険契約の見直しに関する特約の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を保険契約者に支払います。

(2) 保険金の支払により消滅する特定契約について、保険契約の見直しに関する特約に定めるところにより、充当価格の残額が払い戻される場合は、その特定契約については第20条第1項第6号および第21条第6項の規定に準じて社員配当金を支払います。

11 特定契約が第15条(告知義務違反による解除)または第17条(重大事由による解除)の規定により解除された場合で、その特定契約が解除された日の直前の月ごと応当日(解除された日が月ごと応当日の場合はその日)以後その特定契約が解除された日までに他の特定契約において保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われるときは、その特定契約の解除にあたっては、第15条第6項第2号の規定にかかわらず、同項第1号が適用される場合の取扱に準じて取り扱います。

12 特定契約の社員配当金は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第21条第4項の規定にかかわらず、特定契約の保険期間の満了後も他の特定契約がある場合は、第20条第1項第4号の規定により割り当てられた社員配当金は積み立てるものとします。

(2) 社員配当金を積み立てる場合は、第21条第1項第1号および同項第2号の規定にかかわらず、積み立てられるすべての特定契約の社員配当金を合算し、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立て、保険契約者の請求があったときまたはすべての特定契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払によりすべての特定契約が消滅するときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。

(3) 特定契約に養老保険契約がある場合で、その養老保険契約の保険期間が満了するときは、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 第21条第2項の規定にかかわらず、その養老保険契約の保険期間の満了後も他の特定契約がある場合は、その養老

- 保険契約について第20条第1項第2号の規定により割り当てられた社員配当金は、第1号の規定に準じて積み立てるものとします。
- (イ) 第21条第2項および同条第4項の規定にかかわらず、その養老保険契約の保険期間の満了時に他の特定契約もすべて消滅する場合は、他の特定契約について第20条第1項第2号および同項第4号の規定により割り当てられた社員配当金は、満期保険金とともに満期保険金受取人に支払います。
- (4) 第21条第2項の規定にかかわらず、特定契約に生存給付金付定期保険契約がある場合で、その生存給付金付定期保険契約の保険期間の満了後も他の特定契約があるときは、その生存給付金付定期保険契約について第20条第1項第2号の規定により割り当てられた社員配当金は、第1号の規定に準じて積み立てるものとします。
- (5) 特定契約に年金保険契約がある場合、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) その年金保険契約以外の他の特定契約に割り当てられた社員配当金については、つぎのとおり取り扱います。
- (イ) 第21条第1項第1号および同項第2号の規定にかかわらず、他の特定契約の契約当日の到来時にその年金保険契約の年金開始日も到来する場合には、他の特定契約について第20条第1項第1号の規定により割り当てられた社員配当金は(イ)の方法に準じて分配します。
- (ii) 第21条第2項および同条第4項ならびに本項第1号、第3号(ア)および前号の規定にかかわらず、他の特定契約の保険期間の満了の際にその年金保険契約の年金開始日が到来する場合には、他の特定契約について第20条第1項第2号および同項第4号の規定により割り当てられた社員配当金は(イ)の方法に準じて分配します。
- (イ) その年金保険契約の年金開始日に第2号の規定により積み立てた社員配当金があるときは、第2号の規定にかかわらず、年金開始日にその年金保険契約の責任準備金に充当して、年金額を増額します。ただし、年金開始日の前日に年金保険契約の給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定によりその年金保険契約が消滅する場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (i) その年金保険契約の消滅時に他の特定契約もすべて消滅する場合
第2号の規定により積み立てた社員配当金については、その年金保険契約の消滅により会社が支払うべき金額とともに保険契約者に支払います。
- (ii) その年金保険契約の消滅後も他の特定契約がある場合
第2号の規定により積み立てた社員配当金については、引き続き、第2号に定めるところにより取り扱います。
- 13 特定契約の普通保険約款および特約の約款に定めるところにより、保険種類が変更され、特定契約の中に同一の保険種類の特定期約が複数あることとなる場合には、その保険種類が変更された保険契約は、第1項に定める特定期約としては取り扱いません。ただし、その保険種類が変更された保険契約のうち、他のすべての特定期約と保険種類の異なる保険契約がある場合、その保険契約を、会社の定めるところにより、第1項に定める特定期約として取り扱うことがあります。
- 14 前項の規定が適用される場合、第1項に定める特定期約としては取り扱わない保険契約のうち、保険種類の異なる保険契約については、会社の定めるところにより、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定を適用することがあり、この場合、同規定の適用に加えて、同規定の適用により特定期約として取り扱われる保険契約の普通保険約款および特約の約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合における諸規定を準用することがあります。

終身保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

- 第1条 死亡保険金
- 第2条 死亡保険金の削減支払

2. 死亡保険金受取人

- 第3条 死亡保険金受取人
- 第4条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第5条 総則

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

- 第6条 請求の手続き
- 第7条 保険金の支払時期および支払場所

5. 保険契約者に対する貸付

- 第8条 保険契約者に対する貸付

6. 払戻金

- 第9条 払戻金

7. 特別条件

- 第10条 特別条件

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

- 第11条 死亡保険金の支払に関する取扱

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

- 第12条 この保険契約の一部を一時払とする特則

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第13条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

終身保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、一生にわたって、ご家族の生活安定のため、被保険者の万が一の場合に備えていただく保険です。

（2）この約款の趣旨

この約款は、終身保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

第1条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

（1）責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき

（2）保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

（3）死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第2条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

2. 死亡保険金受取人

第3条（死亡保険金受取人）

1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。

3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を

定めて下さい。

第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第6条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱いを行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第3条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （2）第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （3）第8条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - （4）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - （5）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第7条（保険金の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要かつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - （1）保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - （2）保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - （3）契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - （4）契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - （1）前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - （2）前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - （3）前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。

- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約者に対する貸付

第8条(保険契約者に対する貸付)

- 1 保険契約者は、この保険契約の解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につきの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がかえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) この保険契約が消滅したとき
 - (2) この保険契約の保険金額を減額したとき(リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合および保険契約の見直しに関する特約の規定によりこの保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。)
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 6 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金(以下、「既貸付元利金」といいます。)と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額(第1項に定める範囲内であることを要します。)とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 7 会社は、毎月の会社所定の日(以下、「判定日」といいます。)において、判定日の属する月の5か月後の月における契約日の月単位の応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。)までの本条の貸付金の元利合計額および基準日におけるこの保険契約の解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額がこの保険契約の解約払戻金額をかえるとき(以下、「超過状態」といいます。)は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 8 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもってこの保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 9 前2項の通知を行なう場合、契約基本約款に定める保険契約者の住所の変更に係る規定における保険契約者が住所の変更の通知をしなかった場合の取扱を適用します。
- 10 第8項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、この保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 11 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第8項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第7項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項および第4項の規定を適用します。
- 12 第8項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

6. 払戻金

第9条(払戻金)

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

7. 特別条件

第10条（特別条件）

- この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - 追加保険料領収法（保険料の払込方法（回数）が一時払の場合に限り、この方法によることができます。）
 - 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、前条（払戻金）の規定を適用して計算し、この保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 追加保険料の金額、保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第11条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第1条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

第12条（この保険契約の一部を一時払とする特則）

- 保険契約者は、この保険契約の締結の際にこの特則を付加することによって、第1回保険料の一部として一時払保険料を払い込み、この保険契約の一部を一時払終身保険とすることができます。
- 前項の場合、契約基本約款およびこの約款の規定は、一時払終身保険部分を含んだ保険契約として適用されるものとします。ただし、契約基本約款に定める保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則に関する規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第13条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この保険契約が第8条（保険契約者に対する貸付）に定める貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - この保険契約が第8条の規定により解除となり消滅する場合は、他の特定契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。

- (イ) この保険契約の消滅時に他の特定契約も消滅する場合、第8条第5項の規定によりこの保険契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅する他の特定契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第1条(死亡保険金)第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料(以下、本項において「未払込保険料」といいます。)を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

養老保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金、満期保険金

第1条 死亡保険金、満期保険金

第2条 死亡保険金の削減支払

2. 保険金の受取人

第3条 保険金の受取人

第4条 遺言による保険金の受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第5条 総則

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第6条 請求の手続き

第7条 指定代理請求人による請求

第8条 保険金の支払時期および支払場所

5. 保険契約者に対する貸付

第9条 保険契約者に対する貸付

6. 払戻金

第10条 払戻金

7. 特別条件

第11条 特別条件

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第12条 死亡保険金の支払に関する取扱

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

第13条 この保険契約の一部を一時払とする特則

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第14条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

養老保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したとき、または生存して満期を迎えられたときに所定の保険金をお支払いすることを目的としたものです。

（2）この約款の趣旨

この約款は、養老保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金、満期保険金

第1条（死亡保険金、満期保険金）

1 この保険契約の死亡保険金、満期保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
(2) 満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存していたとき	保険金額	満期保険金受取人	_____

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

(3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第2条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金、満期保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

2. 保険金の受取人

第3条（保険金の受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金または満期保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 満期保険金受取人の死亡時以後、満期保険金受取人の変更が行なわれていない間は、満期保険金受取人の死亡時の法定相続人を満期保険金受取人（本項の規定により満期保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により満期保険金受取人となった者のうち生存している他の満期保険金受取人）とします。
- 4 前2項により死亡保険金受取人または満期保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。また、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の満期保険金受取人に満期保険金を支払った場合も同様とします。
- 6 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。また、満期保険金受取人が2人以上いる場合も同様とします。

第4条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 前条（保険金の受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または満期保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第6条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険契約者が、満期保険金受取人と同一人であり、かつ、法人でない場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、保険期間満了の日の翌日に満期保険金受取人から満期保険金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡保険金の支払事由が生じた旨の通知が保険期間満了の日の翌日までになされた場合は、本項の取扱いは行ないません。
- 4 会社が満期保険金受取人に満期保険金（満期保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死亡保険金の支払事由が生じていたときには、会社は満期保険金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第3条（保険金の受取人）に定める保険金の受取人の変更に関する通知
 - （2）第4条（遺言による保険金の受取人の変更）に定める遺言による保険金の受取人の変更に関する通知
 - （3）次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による満期保険金の請求
 - （4）第9条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - （5）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - （6）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第7条(指定代理請求人による請求)

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)。ただし、満期保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、満期保険金受取人のために満期保険金を請求すべき適当な関係があると会社が認められた者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡保険金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条(請求の手続き)第2項の規定にかかわらず、被保険者と満期保険金受取人が同一人である場合で、満期保険金受取人が満期保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の満期保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、満期保険金受取人の代理人として満期保険金の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が満期保険金を満期保険金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその満期保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に満期保険金受取人を第3項に定める満期保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第8条(保険金の支払時期および支払場所)

- 1 保険金は、第6条(請求の手続き)に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第6条第3項本文の場合、前項中「第6条(請求の手続き)に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを「保険期間満了の日の翌日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます(ただし、第6条第3項本文の場合を除きます。)。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第6条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第6条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知をします。

- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 7 第1項および前4項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約者に対する貸付

第9条(保険契約者に対する貸付)

- 1 保険契約者は、この保険契約の解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が保険期間満了の日の翌日以後となるときは、貸付期間の満了日は保険期間満了の日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につきの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がかえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) この保険契約が消滅したとき
 - (2) この保険契約の保険金額を減額したとき(リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合および保険契約の見直しに関する特約の規定によりこの保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。)
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金(以下、「既貸付元利金」といいます。)と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額(第1項に定める範囲内であることを要します。)とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 8 会社は、毎月の会社所定の日(以下、「判定日」といいます。)において、判定日の属する月の5か月後の月における契約日の月単位の応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。)までの本条の貸付金の元利合計額および基準日におけるこの保険契約の解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額がこの保険契約の解約払戻金額をかえるとき(以下、「超過状態」といいます。))は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 9 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもってこの保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 10 前2項の通知を行なう場合、契約基本約款に定める保険契約者の住所の変更に係る規定における保険契約者が住所の変更の通知をしなかった場合の取扱を適用します。
- 11 第9項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、この保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 12 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第9項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第8項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 13 第9項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

6. 払戻金

第10条 (払戻金)

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

7. 特別条件

第11条 (特別条件)

- この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - 追加保険料領収法（保険料の払込方法（回数）が一時払の場合に限り、この方法によることができます。）
 - 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、前条（払戻金）の規定を適用して計算し、この保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 追加保険料の金額、保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第12条 (死亡保険金の支払に関する取扱)

- 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条（死亡保険金、満期保険金）第1項第1号に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項第1号に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項第1号に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第1条第1項第1号に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

第13条 (この保険契約の一部を一時払とする特則)

- 保険契約者は、この保険契約の締結の際にこの特則を付加することによって、第1回保険料の一部として一時払保険料を払い込み、この保険契約の一部を一時払養老保険とすることができます。
- 前項の場合、契約基本約款およびこの約款の規定は、一時払養老保険部分を含んだ保険契約として適用されるものとします。ただし、契約基本約款に定める保険料の払込方法（回数）が一時払の場合の特則に関する規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第14条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が第9条（保険契約者に対する貸付）に定める貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) この保険契約が第9条の規定により解除となり消滅する場合は、他の特定契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
 - (イ) この保険契約の消滅時に他の特定契約も消滅する場合、第9条第6項の規定によりこの保険契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅する他の特定契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第1条（死亡保険金、満期保険金）第1項第1号に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

年金保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 年金

- 第1条 年金開始日、年金支払基準日
- 第2条 年金の種類
- 第3条 年金支払期間の変更
- 第4条 死亡一時金の支払に代えての年金の支払
- 第5条 年金の一括支払

2. 死亡保険金

- 第6条 死亡保険金
- 第7条 死亡保険金の削減支払

3. 受取人

- 第8条 年金受取人
- 第9条 後継年金受取人
- 第10条 年金受取人または後継年金受取人の変更
- 第11条 死亡保険金受取人
- 第12条 遺言による年金等の受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

- 第13条 総則

5. 請求、年金等の支払時期および支払場所

- 第14条 請求の手続き
- 第15条 指定代理請求人による請求
- 第16条 年金等の支払時期および支払場所

6. 保険契約者に対する貸付

- 第17条 保険契約者に対する貸付

7. 払戻金

- 第18条 払戻金

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

- 第19条 死亡保険金の支払に関する取扱

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

- 第20条 この保険契約の一部を一時払とする特則

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第21条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

年金保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、年金開始日以後、所定の年金をお支払いすることにより、老後の生活の安定を図ることを目的としたものです。

（2）この約款の趣旨

この約款は、年金保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 年金

第1条（年金開始日、年金支払基準日）

1 年金開始日は、被保険者の年齢（契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。）が、この保険契約の締結の際に約定した年金開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日をいいます。

2 年金支払基準日はつぎの各号のとおりとします。なお、年金の支払時期は、第16条（年金等の支払時期および支払場所）に定めるところによります。

（1）第1回年金支払基準日

年金開始日

（2）第2回目以後の年金支払基準日

第1回年金支払基準日の毎年の応当日

第2条（年金の種類）

年金の種類は確定年金とします。この場合、この保険契約の年金、死亡一時金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
(1)年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払基準日に生存しているとき	年金額	年金受取人
(2)死亡一時金	被保険者が、第1回年金支払基準日以後保険期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき	将来の年金の現価に相当する金額	

第3条（年金支払期間の変更）

1 保険契約者は、年金開始日の前日（以下、「変更日」といいます。）に、会社の定める範囲内で、年金支払期間を変更することができます。ただし、変更日に会社を取り扱っている年金支払期間に限ります。

2 会社は、本条の規定にかかわらず、年金支払期間の変更後の年金額が会社の定める限度を下回る場合は、年金支払期間の変更を取り扱いません。

第4条（死亡一時金の支払に代えての年金の支払）

第2条（年金の種類）の規定にかかわらず、年金受取人は、死亡一時金の支払に代えて、年金支払期間中、継続して年金を受け取ることができます。この場合、この保険契約は、年金支払期間が満了した時に消滅します。

第5条（年金の一括支払）

年金開始日以後、年金受取人は、将来の年金の支払に代えて、将来の年金の現価に相当する金額の一括支払（この取扱を以下、「年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。この場合、この保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。

2. 死亡保険金

第6条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡 保 険 金	被保険者が年金開始日前に死亡したとき	別表29の金額	死亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第7条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

3. 受取人

第8条（年金受取人）

- 1 保険契約者は、保険契約者または被保険者のうちから年金受取人を1人指定して下さい。
- 2 年金受取人は、年金開始日に、この保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。

第9条（後継年金受取人）

- 1 保険契約者は、年金開始日の前日に、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を1人指定して下さい。
- 2 前項の規定にかかわらず、年金開始日の前日において、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人である場合（死亡保険金受取人が2人以上いる場合または第11条（死亡保険金受取人）第2項の規定が適用される場合を除きます。）は、死亡保険金受取人を後継年金受取人とします。ただし、保険契約者は、年金開始日の前日に、会社に対する通知により、死亡保険金受取人以外の1人の者を後継年金受取人に指定することができます。
- 3 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）。
- 4 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、つぎの各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行いません。
 - (1) 被保険者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
年金受取人の法定相続人
- 5 前項第2号の規定により後継年金受取人となった者が2人以上いる場合は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) その受取割合は均等割合とします。
 - (2) 当該後継年金受取人の中から他の後継年金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。
- 6 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- 7 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、新たに、後継年金受取人を1人指定して下さい。

第10条（年金受取人または後継年金受取人の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。
- 2 変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから1人指定することを要します。ただし、年金開始日以後は、

変更後の年金受取人は被保険者に限ります。

- 年金開始日以後に、前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、この保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の後継年金受取人として1人の者を指定することを要します。
- 第1項または前項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人（前項の場合は後継年金受取人。以下、本項において同じ。）に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第11条（死亡保険金受取人）

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第12条（遺言による年金等の受取人の変更）

- 前2条に定めるほか、保険契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、つぎに定める受取人の変更をすることができます。
 - 年金受取人の変更
 - 後継年金受取人の変更
 - 死亡保険金受取人の変更（ただし、死亡保険金の支払事由が発生するまでに限ります。）
- 前項の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 第1項第1号に定める年金受取人の変更については、前2項に定めるほか、第10条（年金受取人または後継年金受取人の変更）第2項および第3項の規定を準用します。
- 第1項第2号の規定により変更された後継年金受取人については、第9条（後継年金受取人）第5項第2号の規定を準用します。
- 前4項による受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第13条（総則）

- 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

5. 請求、年金等の支払時期および支払場所

第14条（請求の手続き）

- 年金、死亡保険金もしくは死亡一時金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた年金等の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 支払事由が生じた年金等の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して年金等（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 前項の規定にかかわらず、年金の請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 第1回目の年金
保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人である場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、第1回年金支払基準日に年金受取人から年金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡一時金の支払事由が生じた旨の通知が第1回年金支払基準日までになされた場合は、本号の取扱は行ないません。
 - 第2回目以後の年金
被保険者と年金受取人が同一人である場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、それぞれの年金支払基準日に年金受取人から年金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡一時金の支払事由が生じた旨の通知がそれぞれの年金支払基準日までになされた場合は、本号の取扱は行ないません。
- 会社が年金受取人に年金（年金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死

亡保険金または死亡一時金の支払事由が生じていたときには、会社は、死亡保険金または死亡一時金の支払事由が生じた後に到来する年金支払基準日に対応する年金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は死亡保険金受取人に死亡保険金を支払い、また死亡一時金が支払われることとなるときは、会社は年金受取人に死亡一時金を支払います。

- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類(別表1)を会社に提出して下さい。
- (1) 第3条(年金支払期間の変更)に定める年金支払期間の変更
 - (2) 第4条(死亡一時金の支払に代えての年金の支払)に定める死亡一時金の支払に代えての年金の支払の請求
 - (3) 第5条(年金の一括支払)に定める年金の一括支払の請求
 - (4) 第9条(後継年金受取人)に定める後継年金受取人の指定に関する通知
 - (5) 第10条(年金受取人または後継年金受取人の変更)に定める年金受取人または後継年金受取人の変更に関する通知
 - (6) 第11条(死亡保険金受取人)に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - (7) 第12条(遺言による年金等の受取人の変更)に定める遺言による年金等の受取人の変更に関する通知
 - (8) 次条(指定代理請求人による請求)に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による年金の請求
 - (9) 第17条(保険契約者に対する貸付)に定める保険契約者に対する貸付
 - (10) 保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第15条(指定代理請求人による請求)

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)。ただし、年金受取人が法人である場合を除きます。
- (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、年金受取人のために年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたと者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡保険金受取人または後継年金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条(請求の手続き)第2項の規定にかかわらず、被保険者と年金受取人が同一人である場合で、年金受取人が年金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の年金を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が年金を年金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に年金受取人を第3項に定める年金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡保険金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第16条(年金等の支払時期および支払場所)

- 1 年金等は、第14条(請求の手続き)に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第14条第3項各号本文の場合、前項中「第14条(請求の手続き)に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを、第1回目の年金の場合は「第1回年金支払基準日」、第2回目以後の年金の場合は「それぞれの年金支払基準日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 年金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から年金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます(ただし、第14条第3項各号本文の場合を除きます。)。この場合には、第1項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第14条に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
- (1) 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 年金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
年金等の支払事由が発生した原因

- (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
- (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第14条に定める年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、年金等を請求した者に通知します。
- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。
- 7 第1項および前4項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

6. 保険契約者に対する貸付

第17条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、年金開始日前に限り、この保険契約の解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が年金開始日以後となるときは、貸付期間の満了日は年金開始日の前日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) この保険契約が消滅したとき
 - (2) この保険契約の年金額を減額したとき（保険契約の見直しに関する特約の規定によりこの保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。）
 - (3) 契約年齢または性別の処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 年金開始日の前日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、年金開始日の前日にこの保険契約の責任準備金から貸付金の元利金を差し引きます。ただし、差し引き後の責任準備金によって計算される年金額が会社の定める金額に満たないときは年金の支払を行わず、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払います。この場合、この保険契約は年金開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 8 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金（以下、「既貸付元利金」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 9 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日（以下、「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日におけるこの保険契約の解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額がこの保険契約の解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌月末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 10 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌月末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金

の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもってこの保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

- 11 前2項の通知を行なう場合、契約基本約款に定める保険契約者の住所の変更に関する規定における保険契約者が住所の変更の通知をしなかった場合の取扱を適用します。
- 12 第10項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、この保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 13 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第10項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第9項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 14 第10項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

7. 払戻金

第18条(払戻金)

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第19条(死亡保険金の支払に関する取扱)

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日(年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日)までに、第6条(死亡保険金)第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人(以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。)に死亡保険金を支払います。ただし、第6条第1項に定める支払額は、別表29の金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人(本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人)とします。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の年金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日(年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日)までに、第6条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、減額前の別表29の金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第6条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約(年金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。)が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. この保険契約の一部を一時払とする特則

第20条(この保険契約の一部を一時払とする特則)

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際にこの特則を付加することによって、第1回保険料の一部として一時払保険料を払い込み、この保険契約の一部を一時払年金保険とすることができます。
- 2 前項の場合、契約基本約款およびこの約款の規定は、一時払年金保険部分を含んだ保険契約として適用されるものとします。ただし、契約基本約款に定める保険料の払込方法(回数)が一時払の場合の特則に関する規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第21条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が第17条（保険契約者に対する貸付）に定める貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) この保険契約が第17条の規定により解除となり消滅する場合は、他の特定契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
 - (イ) この保険契約の消滅時に他の特定契約も消滅する場合、第17条第6項の規定によりこの保険契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅する他の特定契約の支払うべき金額から差し引きます。
 - (2) 第6条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、年金開始日以後、この保険契約は、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約としては取り扱いません。ただし、特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定のうち、つぎの各号の規定は適用します。
 - (1) 特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める生存給付金、積み立てた社員配当金その他の会社が支払うべき金額を年金開始日にこの保険契約の責任準備金に充当して年金額を増額する規定
 - (2) 年金開始日の前日までにすでに到来している保険料期間の特定契約の保険料の取扱に関する規定

定期保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

- 第1条 死亡保険金
- 第2条 死亡保険金の削減支払

2. 死亡保険金受取人

- 第3条 死亡保険金受取人
- 第4条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第5条 総則

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

- 第6条 請求の手続き
- 第7条 保険金の支払時期および支払場所

5. 保険契約の更新

- 第8条 保険契約の更新

6. 払戻金

- 第9条 払戻金

7. 特別条件

- 第10条 特別条件

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

- 第11条 死亡保険金の支払に関する取扱

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第12条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

定期保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、一定期間中、ご家族の生活安定のため、被保険者の万一の場合に備えていただく保険です。

（2）この約款の趣旨

この約款は、定期保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

第1条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

（1）責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき

（2）保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

（3）死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第2条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

2. 死亡保険金受取人

第3条（死亡保険金受取人）

1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。

3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を

定めて下さい。

第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第6条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱いを行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第3条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （2）第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （3）第8条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱い
 - （4）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - （5）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第7条（保険金の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要かつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - （1）保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - （2）保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - （3）契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - （4）契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - （1）前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - （2）前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - （3）前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。

- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約の更新

第8条(保険契約の更新)

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢(契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。)が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) この保険契約に第10条(特別条件)に定める特別条件が適用されている場合
ただし、保険金削減支払法のみが適用されており、かつ、この保険契約の保険期間満了の日までに保険金を削減する期間が満了しているときには、本条の更新を取り扱います。
 - (3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合
- 3 更新後のこの保険契約の保険金額は、更新前の保険金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の保険金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間および保険料の払込方法(回数)は、更新前の保険期間および保険料の払込方法(回数)と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法(回数)を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の保険金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
- 7 更新後のこの保険契約には更新日の定期保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第1条(死亡保険金)の規定
 - (2) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (ア) 告知義務に関する規定
 - (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
 - (3) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定

6. 払戻金

第9条(払戻金)

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

7. 特別条件

第10条(特別条件)

- 1 この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - (1) 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症(別表2)によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - (2) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、前条(払戻金)の規定を適用して計算し、この保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定

めます。

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第11条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日）までに、第1条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第1条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第12条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとし、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、この保険契約について解除される時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
 - (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第1条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

生存給付金付定期保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金、生存給付金

- 第1条 死亡保険金、生存給付金
- 第2条 死亡保険金の削減支払

2. 受取人

- 第3条 受取人
- 第4条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

- 第5条 総則

4. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

- 第6条 請求の手続き
- 第7条 指定代理請求人による請求
- 第8条 保険金等の支払時期および支払場所

5. 保険契約の更新

- 第9条 保険契約の更新

6. 払戻金

- 第10条 払戻金

7. 特別条件

- 第11条 特別条件

8. 死亡保険金の支払に関する取扱い

- 第12条 死亡保険金の支払に関する取扱い

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第13条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

生存給付金付定期保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（１）この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万一の場合の保障と生存給付金が確保できる保険です。

（２）この約款の趣旨

この約款は、生存給付金付定期保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとしします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金、生存給付金

第1条（死亡保険金、生存給付金）

1 この保険契約の死亡保険金、生存給付金はつぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
(2) 生存給付金	保険期間中の3年ごとの年単位の契約応当日に被保険者が生存していたとき	保険金額の3%	保険契約者	_____
	保険期間満了時に被保険者が生存していたとき	保険金額の30%		

2 保険期間の途中で支払事由の生じる生存給付金は、支払事由が生じた日以後その日を含めて保険契約者の請求があった日の前日またはこの保険契約が消滅した日の前日（保険期間の満了によりこの保険契約が消滅した場合は保険期間満了の日）まで会社所定の利息をつけて据え置いておき、保険契約者の請求があった場合またはこの保険契約が消滅した場合に保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは保険金とともに据え置かれた生存給付金を保険金の受取人に支払います。

3 この保険契約が保険期間満了の日の翌日に、第9条（保険契約の更新）の規定により更新または他の保険契約に変更される場合（以下、「更新等される場合」といいます。）には、据え置かれた生存給付金および保険期間満了時の生存給付金（保険期間満了時に支払事由の生じる生存給付金をいいます。以下、同じ。）は、つぎの各号のとおり取り扱います。

（１）前項の規定にかかわらず、据え置かれた生存給付金は、更新後または変更後も引き続き据え置き、更新日または変更日以後前項の規定を適用します。

（２）保険期間満了時の生存給付金は、更新日または変更日以後据え置き、更新日または変更日以後前項の規定を適用します。この場合、前項中「保険期間の途中で支払事由の生じる生存給付金は、支払事由が生じた日」とあるのは「保険期間満了時の生存給付金は、更新日または変更日」と読み替えます。

4 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

5 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した

時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第2条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金、生存給付金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

2. 受取人

第3条（受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。
- 6 生存給付金の受取人は、保険契約者以外への変更は取り扱いません。

第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第6条（請求の手続き）

- 1 保険金もしくは保険期間満了時の生存給付金（更新等される場合を除きます。以下、本条において同じ。）の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金もしくは保険期間満了時の生存給付金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金または保険期間満了時の生存給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金もしくは保険期間満了時の生存給付金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険契約者が法人でない場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、保険期間満了の日の翌日に保険契約者から保険期間満了時の生存給付金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡保険金の支払事由が生じた旨の通知が保険期間満了の日の翌日までになされた場合は、本項の取扱は行ないません。
- 4 会社が保険契約者に保険期間満了時の生存給付金（保険期間満了時の生存給付金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死亡保険金の支払事由が生じていたときには、会社は保険期間満了時の生存給付金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 第1条（死亡保険金、生存給付金）および第13条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特

則)に定める据え置かれた生存給付金の支払の請求

- (2) 第3条(受取人)に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
- (3) 第4条(遺言による死亡保険金受取人の変更)に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
- (4) 次条(指定代理請求人による請求)に定める指定代理請求人の指定・変更指定
- (5) 次条および第13条に定める指定代理請求人による生存給付金の請求
- (6) 第9条(保険契約の更新)に定める保険契約の更新に関する取扱
- (7) リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
- (8) 保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第7条(指定代理請求人による請求)

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、生存給付金の受取人のために生存給付金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡保険金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 第1条(死亡保険金、生存給付金)および前条(請求の手続き)第2項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、生存給付金の受取人が生存給付金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の生存給付金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、生存給付金の受取人の代理人として生存給付金の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が生存給付金を生存給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその生存給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に生存給付金の受取人を第3項に定める生存給付金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第8条(保険金等の支払時期および支払場所)

- 1 保険金または生存給付金(以下、本条において「保険金等」といいます。)は、第6条(請求の手続き)に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第6条第3項本文の場合、前項中「第6条(請求の手続き)に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを「保険期間満了の日の翌日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます(ただし、第6条第3項本文の場合を除きます。)。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第6条に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項

にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第6条に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金等を請求した者に通知します。
- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 7 第1項および前4項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約の更新

第9条（保険契約の更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢（契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。）が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) この保険契約に第11条（特別条件）に定める特別条件が適用されている場合
ただし、保険金削減支払法のみが適用されており、かつ、この保険契約の保険期間満了の日までに保険金を削減する期間が満了しているときには、本条の更新を取り扱います。
 - (3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合
- 3 更新後のこの保険契約の保険金額は、更新前の保険金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の保険金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間および保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険期間および保険料の払込方法（回数）と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法（回数）を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の保険金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
- 7 更新後のこの保険契約には更新日の生存給付金付定期保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第1条（死亡保険金、生存給付金）に定める免責事由に関する規定
 - (2) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (ア) 告知義務に関する規定
 - (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
 - (3) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
- 10 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

6. 払戻金

第10条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

7. 特別条件

第11条（特別条件）

- この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - 特別保険料徴収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、前条（払戻金）の規定を適用して計算し、この保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めず。

8. 死亡保険金の支払に関する取扱

第12条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日）までに、第1条（死亡保険金、生存給付金）第1項第1号に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項第1号に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項第1号に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第1条第1項第1号に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第13条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとし、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、この保険契約について解除される時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
 - 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- 第1条（死亡保険金、生存給付金）第1項第1号に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し

引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。

- (3) 第1条第2項、第6条（請求の手続き）第2項および同条第3項の規定にかかわらず、この保険契約の消滅後も他の特定契約がある場合には、生存給付金は、保険契約者の請求があった日の前日またはすべての特定契約が消滅した日の前日（保険期間の満了によりすべての特定契約が消滅した場合はその保険期間満了の日）まで会社所定の利息をつけて据え置いておき、保険契約者の請求があった場合またはすべての特定契約が消滅した場合に保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払によりすべての特定契約が消滅するときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- (4) 前号の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、生存給付金の受取人が生存給付金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の生存給付金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、他の特定契約または他の特定契約に付加している特約において、指定または変更指定された指定代理請求人が、生存給付金の受取人の代理人として生存給付金の請求をすることができます。この場合、第7条（指定代理請求人による請求）の規定を準用します。
- (5) この保険契約の消滅後も他の特定契約に養老保険契約がある場合、またはこの保険契約と養老保険契約の保険期間満了の日が同日の場合、第1条第2項、同条第3項、第6条第2項、同条第3項および本条第3号の規定にかかわらず、生存給付金は、養老保険契約の満期保険金を支払うときは満期保険金とともに養老保険契約の満期保険金受取人に支払います。
- (6) この保険契約の消滅後も他の特定契約に年金保険契約がある場合、またはこの保険契約の保険期間満了の日と年金保険契約の給付約款に定める年金開始日（以下、本号において「年金開始日」といいます。）の前日が同日の場合、第1条第2項、同条第3項、第6条第2項、同条第3項および本条第3号の規定にかかわらず、生存給付金は、年金開始日が到来するときは年金開始日に年金保険契約の責任準備金に充当して、年金額を増額します。

新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障100%型） 給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付の種類

第1条 給付の種類

2. 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金、死亡保険金、がん要精検後検査等給付金

第2条 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金

第3条 死亡保険金

第4条 死亡保険金の削減支払

第5条 がん要精検後検査等給付金

第6条 3大疾病保険金の支払による保険契約の消滅

第7条 給付限度

3. 受取人

第8条 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金の受取人

第9条 死亡保険金受取人

第10条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第11条 総則

5. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第12条 請求の手続き

第13条 指定代理請求人による請求

第14条 保険金等の支払時期および支払場所

6. 保険契約の更新

第15条 保険契約の更新

7. 払戻金

第16条 払戻金

8. 特別条件

第17条 特別条件

9. 保険金等の支払に関する取扱

第18条 保険金等の支払に関する取扱

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第19条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障100%型） 給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万が一の場合の保障と被保険者が悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の3大疾病に罹患した場合の保障を同時に確保することを主な内容とするものです。

（2）この約款の趣旨

この約款は、新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障100%型）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付の種類の様

第1条（給付の種類の様）

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、給付の種類の様について、つぎのいずれかを指定するものとします。

給付の種類の様	がん要精検後検査等給付金あり型	がん要精検後検査等給付金なし型
給付の種類	3大疾病保険金 特定疾病診断保険金 死亡保険金 がん要精検後検査等給付金	3大疾病保険金 特定疾病診断保険金 死亡保険金

- 2 前項により指定された給付の種類の様の変更は取り扱いません。

2. 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金、死亡保険金、がん要精検後検査等給付金

第2条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金）

1 この保険契約の3大疾病保険金、特定疾病診断保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
(1) 3大疾病保険金	つぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① 被保険者が責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。） ② 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき （i）急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき （ii）急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表50）において手術（別表8）を受けたとき ③ 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき （i）脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき （ii）脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表50）において手術（別表8）を受けたとき	3大疾病保険金額	被保険者
(2) 特定疾病診断保険金	つぎの①から④までのいずれかに該当したとき ① 被保険者が責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物（以下、「上皮内新生物等」といいます。）（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき ② 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に狭心症（別表51）または急性心筋梗塞（別表4）に罹患し医師によって心電図検査により診断確定されたとき（心電図検査による診断確定については、心電図検査を受けられない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。） ③ 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に脳動脈瘤（別表52）、一過性脳虚血発作（別表53）または脳卒中（別表5）に罹患し医師によって画像検査により診断確定されたとき（画像検査による診断確定については、画像検査を受けられない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。） ④ 前号に定める3大疾病保険金が支払われるとき	3大疾病保険金額の1割	被保険者

2 前項第1号①の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物（別表3）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、3大疾病保険金は支払いません。また、責任開始の日の前日以前に悪性新生物（別表3）と診断確定されておらず、かつ、90日経過後に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合で、90日以内に診断確定された悪性新生物（別表3）の再発・転移等と認められないときは、前項第1号①に定める支払事由に含まれます。

3 第1項第2号①の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合（90日以内に診断確定された上皮内新生物等（別表6）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、特定疾病診断保険金は支払いません。また、責任開始の日の前日以前に上皮内新生物等（別表6）と診断確定されておらず、かつ、90日経過後に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合で、90日以内に診断確定された上皮内新生物等（別表6）の再発・転移等と認められないときは、第1項第2号①に定める支払事由に含まれます。

4 被保険者が責任開始時に悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されており、保険契約者および被保険者がこの保険契約の締結の際にその事実を知らなかったときは、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、会社が指定した日までに申し出ることにより、この保険契約をつぎの各号に定める保険契約に変更することができます。この場合、この保険契約の締結は行なわれず、責任開始時にさかのぼってつぎの各号に定める保険契約が締結されたものとして、保険料の差額の精算等の取扱を行いません。

(1) この保険契約の保険期間が終身の場合

保険金額がこの保険契約の3大疾病保険金額と同額で、保険料払込期間がこの保険契約と同一の終身保険契約

(2) この保険契約の保険期間が有期の場合

保険金額がこの保険契約の3大疾病保険金額と同額で、保険期間および保険料払込期間がこの保険契約と同一の定期保険契約

- 5 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号②(i)もしくは(ii)、同項第1号③(i)もしくは(ii)、同項第2号②または同項第2号③に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 6 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号②(i)もしくは(ii)、同項第1号③(i)もしくは(ii)、同項第2号②または同項第2号③に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - (2) 検査(人間ドック、健康診断を含みます。)の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 7 被保険者が死亡したことによりこの保険契約が消滅した場合で、被保険者の死亡後に第1項第1号①に規定する医師による診断確定が行なわれ、かつ、診断確定されたその悪性新生物(別表3)を直接の原因として被保険者が死亡していたときは、会社は、被保険者が死亡した日にその診断確定が行なわれたものとみなして取り扱います。
- 8 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に第1項第1号②(i)または③(i)の診断を受けたときは、会社は、この保険契約の保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして取り扱います。
- 9 被保険者が、責任開始時以後に生じた疾病を直接の原因として急性心筋梗塞(別表4)を発病し、その急性心筋梗塞を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合またはその急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日(この保険契約の保険期間中であることを要します。)からその日を含めて60日以内にその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合は、会社は、被保険者が死亡した日に第1項第1号②(i)に該当したものとみなして取り扱います。
- 10 被保険者が、責任開始時以後に生じた疾病を直接の原因として脳卒中(別表5)を発病し、その脳卒中を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合またはその脳卒中により初めて医師の診療を受けた日(この保険契約の保険期間中であることを要します。)からその日を含めて60日以内にその脳卒中を直接の原因として死亡した場合は、会社は、被保険者が死亡した日に第1項第1号③(i)に該当したものとみなして取り扱います。
- 11 被保険者が死亡したことによりこの保険契約が消滅した場合で、被保険者の死亡後に第1項第2号②に規定する医師による診断確定が行なわれ、かつ、診断確定されたその狭心症(別表51)または急性心筋梗塞(別表4)を直接の原因として被保険者が死亡していたときは、会社は、被保険者が死亡した日にその診断確定が行なわれたものとみなして取り扱います。
- 12 被保険者が死亡したことによりこの保険契約が消滅した場合で、被保険者の死亡後に第1項第2号③に規定する医師による診断確定(脳卒中(別表5)の診断確定に限ります。)が行なわれ、かつ、診断確定されたその脳卒中(別表5)を直接の原因として被保険者が死亡していたときは、会社は、被保険者が死亡した日にその診断確定が行なわれたものとみなして取り扱います。
- 13 第1項第1号に定める3大疾病保険金が支払われる場合で、3大疾病保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、3大疾病保険金を支払いません。また、本項の規定により3大疾病保険金が支払われない場合でも、第1項第2号④に該当するものとして取り扱います。
- 14 第1項第2号に定める特定疾病診断保険金が支払われる場合で、特定疾病診断保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、特定疾病診断保険金を支払いません。この場合、特定疾病診断保険金相当額を加えて死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- 15 3大疾病保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第3条(死亡保険金)

- 1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	3大疾病保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、前号の場合を除きます。)
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、前2号の場合を除きます。)

第4条(死亡保険金の削減支払)

前条(死亡保険金)の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

第5条(がん要精検後検査等給付金)

- 1 給付の種類が「がん要精検後検査等給付金あり型」の場合、この保険契約のがん要精検後検査等給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん要精検後検査等給付金	<p>被保険者が保険期間中に、つぎの各号のすべてを満たしたとき</p> <p>(1) 責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後に別表54に定めるがん検診を受診したこと</p> <p>(2) そのがん検診について、医師によって要精密検査(別表55)または要治療(別表55)(以下、「要精密検査等」といいます。)と診断されたこと</p> <p>(3) つぎの精密検査による通院(別表56)その他の通院(別表56)(往診等を含みます。)または入院(別表56)(以下、「通院等」といいます。)をしたこと</p> <p>① 第1号のがん検診を受診した日からその日を含めて180日以内の通院等であること</p> <p>② その通院等が前号の要精密検査等と診断されたことに関する通院等であること</p> <p>③ その通院等が治療(要精密検査(別表55)と診断されたことに関する精密検査を受けることを含みます。)を目的とした、病院または診療所(別表50)への通院等であること</p>	1万円	被保険者

- 2 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間中に前項第1号に該当し、この保険契約の保険期間満了後に前項各号のすべてを満たすこととなったときは、会社は、この保険契約の保険期間満了の日に前項各号のすべてを満たしたものとして取り扱います。

第6条(3大疾病保険金の支払による保険契約の消滅)

3大疾病保険金が支払われた場合には、被保険者が第2条(3大疾病保険金、特定疾病診断保険金)第1項第1号に定める3大疾病保険金の支払事由に該当した時から、この保険契約は消滅したものとします。

第7条(給付限度)

- 1 この保険契約により特定疾病診断保険金が支払われる限度は1回とします。
- 2 この保険契約によりがん要精検後検査等給付金が支払われる限度は、1年度(「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下、同じ。)につき1回とし、1年度内にがん要精検後検査等給付金の支払事由に2回以上該当した場合は、2回目以後のがん要精検後検査等給付金については支払いません。

3. 受取人

第8条(3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金の受取人)

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)の場合には、第2条(3大疾病保険金、特定疾病診断保険金)第1項および第5条(がん要精検後検査等給付金)第1項の規定にかかわらず、保険契約者を3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金(以下、「3大疾病保険金等」といいます。)の受取人とします。
- 2 3大疾病保険金等の受取人は、第2条第1項および第5条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。
- 3 被保険者が死亡した場合、がん要精検後検査等給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、がん要精検後検査等給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 死亡保険金受取人(法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定められた者)
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者(被保険者の死亡時において第13条(指定代理請求人による請求)第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定められた者
- 4 前項の規定により、会社のがん要精検後検査等給付金を支払った場合には、その後重複してそのがん要精検後検査等給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第9条（死亡保険金受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第10条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

4. 総則

第11条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

5. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第12条（請求の手続き）

- 1 保険金もしくは給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金等の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金等の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金等（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱いを行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第9条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （2）第10条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （3）次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による3大疾病保険金、特定疾病診断保険金またはがん要精検後検査等給付金の請求
 - （4）第15条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱い
 - （5）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - （6）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第13条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、3大疾病保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - （1）つぎの範囲内の者
 - （ア）被保険者の戸籍上の配偶者
 - （イ）被保険者の直系血族
 - （ウ）被保険者の兄弟姉妹
 - （エ）前（イ）（ウ）のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - （2）前号のほか、つぎの範囲内の者で、3大疾病保険金等の受取人のために3大疾病保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めたと者
 - （ア）被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - （イ）被保険者の財産管理を行なっている者
 - （ウ）死亡保険金受取人
 - （エ）その他前（ア）から（ウ）までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定

することができます。

- 3 前条(請求の手続き)第2項の規定にかかわらず、3大疾病保険金等の受取人が3大疾病保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の3大疾病保険金等を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、3大疾病保険金等の受取人の代理人として3大疾病保険金等の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が3大疾病保険金等を3大疾病保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその3大疾病保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に3大疾病保険金等の受取人を第3項に定める3大疾病保険金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第14条(保険金等の支払時期および支払場所)

- 1 保険金等は、第12条(請求の手続き)に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第12条に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第12条に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金等を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

6. 保険契約の更新

第15条(保険契約の更新)

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢(契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづく計算します。以下、同じ。)が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) この保険契約に第17条(特別条件)に定める特別条件が適用されている場合
ただし、保険金削減支払法のみが適用されており、かつ、この保険契約の保険期間満了の日までに保険金を削減する期間が満了しているときには、本条の更新を取り扱います。
 - (3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合

- 3 更新後のこの保険契約の3大疾病保険金額は、更新前の3大疾病保険金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の3大疾病保険金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間、給付の種類・型および保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険期間、給付の種類・型および保険料の払込方法（回数）と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法（回数）を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の3大疾病保険金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
- 7 更新後のこの保険契約には更新日の新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第2条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金）の規定
 - (2) 第3条（死亡保険金）の規定
 - (3) 第5条（がん要精検後検査等給付金）の規定
 - (4) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (ア) 告知義務に関する規定
 - (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
 - (5) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
- 10 更新前のこの保険契約の保険期間において、特定疾病診断保険金が支払われる場合（更新が複数回されている場合には、いずれかの保険期間において特定疾病診断保険金が支払われる場合を含みます。）には、更新後のこの保険契約については、特定疾病診断保険金を支払いません。
- 11 更新前のこの保険契約についてがん要精検後検査等給付金が支払われる場合には、そのがん要精検後検査等給付金の支払事由が該当日の属する年度内に、更新後のこの保険契約について新たにがん要精検後検査等給付金の支払事由に該当したときでも、その新たに該当した支払事由についてのがん要精検後検査等給付金は支払いません。
- 12 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

7. 払戻金

第16条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。なお、解約払戻金額は、給付の種類・型による差異はないものとし、死亡保険金額を上限とします。

8. 特別条件

第17条（特別条件）

- 1 この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - (1) 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が第2条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金）第1項第1号に定める3大疾病保険金の支払事由もしくは同項第2号に定める特定疾病診断保険金の支払事由に該当したときまたは死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を3大疾病保険金、特定疾病診断保険金または死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - (2) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、前条（払戻金）の規定を適用して計算し、この保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定められます。

9. 保険金等の支払に関する取扱

第18条(保険金等の支払に関する取扱)

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日(年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の契約日の月単位の応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の前日)までに、第2条(3大疾病保険金、特定疾病診断保険金)第1項、第3条(死亡保険金)第1項または第5条(がん要精検後検査等給付金)第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば3大疾病保険金、特定疾病診断保険金、死亡保険金またはがん要精検後検査等給付金が支払われる場合に限り、有効中であつたとすれば支払われる限度で、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 3大疾病保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の3大疾病保険金の受取人に3大疾病保険金を支払います。ただし、第2条第1項第1号に定める支払額は、3大疾病保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (イ) 特定疾病診断保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の特定疾病診断保険金の受取人に特定疾病診断保険金を支払います。
 - (ウ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の3大疾病保険金額にもとづき死亡保険金として支払うべき金額を支払額として、解約された時の死亡保険金受取人(以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。)に死亡保険金を支払います。ただし、支払額は、解約された時の3大疾病保険金額にもとづき死亡保険金として支払うべき金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (エ) がん要精検後検査等給付金が支払われる場合
会社は、解約された時のがん要精検後検査等給付金の受取人にがん要精検後検査等給付金を支払います。
 - (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号(ア)から(ウ)により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号(ア)から(ウ)の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号(ア)から(ウ)により支払うべき金額を支払いません。
 - (4) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人(本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人)とします。
 - (5) 解約された時のがん要精検後検査等給付金の受取人が死亡したときは、第8条(3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金の受取人)第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の3大疾病保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日(年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日)までに、第2条第1項、第3条第1項または第5条第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金、死亡保険金またはがん要精検後検査等給付金が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 3大疾病保険金が支払われる場合
会社は、減額前の3大疾病保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第2条第1項第1号に定める支払額として3大疾病保険金の受取人に支払います。
 - (イ) 特定疾病診断保険金が支払われる場合
会社は、減額前の3大疾病保険金額の1割を、第2条第1項第2号に定める支払額として特定疾病診断保険金の受取人に支払います。
 - (ウ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、減額前の3大疾病保険金額にもとづき死亡保険金として支払うべき金額を支払額として、死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。ただし、支払額は、減額前の3大疾病保険金額にもとづき死亡保険金として支払うべき金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - (エ) がん要精検後検査等給付金が支払われる場合
会社は、第5条第1項に定める支払額を、第5条第1項に定める支払額としてがん要精検後検査等給付金の受取人に支払います。
 - (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号(ア)から(ウ)により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号(ア)から(ウ)の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号(ア)から(ウ)により支払うべき金額を支払いません。
- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約(3大疾病保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。)が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第19条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとし、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。この場合、この保険契約について解除される時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
 - (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第3条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 他の特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第8条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金の受取人）第1項中「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「他の特定契約の満期保険金受取人（他の特定契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、他の特定契約の年金受取人（他の特定契約に年金がある場合に限り、この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）」および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障10%型） 給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付の種類

第1条 給付の種類

2. 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金、死亡保険金、がん要精検後検査等給付金

第2条 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金

第3条 死亡保険金

第4条 死亡保険金の削減支払

第5条 がん要精検後検査等給付金

第6条 3大疾病保険金の支払による保険契約の消滅

第7条 給付限度

3. 受取人

第8条 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金の受取人

第9条 死亡保険金受取人

第10条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第11条 総則

5. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第12条 請求の手続き

第13条 指定代理請求人による請求

第14条 保険金等の支払時期および支払場所

6. 保険契約の更新

第15条 保険契約の更新

7. 払戻金

第16条 払戻金

8. 特別条件

第17条 特別条件

9. 保険金等の支払に関する取扱

第18条 保険金等の支払に関する取扱

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第19条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障10%型） 給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万が一の場合の保障を抑えつつ、被保険者が悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の3大疾病に罹患した場合の保障を重点的に確保することを主な内容とするものです。

（2）この約款の趣旨

この約款は、新3大疾病保障保険（有配当2022）（死亡保障10%型）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付の種類

第1条（給付の種類）

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、給付の種類について、つぎのいずれかを指定するものとします。

給付の種類	がん要精検後検査等給付金あり型	がん要精検後検査等給付金なし型
給付の種類	3大疾病保険金 特定疾病診断保険金 死亡保険金 がん要精検後検査等給付金	3大疾病保険金 特定疾病診断保険金 死亡保険金

- 2 前項により指定された給付の種類の変更は取り扱いません。

2. 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金、死亡保険金、がん要精検後検査等給付金

第2条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金）

1 この保険契約の3大疾病保険金、特定疾病診断保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
(1) 3 大 疾 病 保 険 金	つぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① 被保険者が責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。） ② 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき （i）急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき （ii）急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表50）において手術（別表8）を受けたとき ③ 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき （i）脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき （ii）脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表50）において手術（別表8）を受けたとき	3 大 疾 病 保 険 金 額	被 保 険 者
(2) 特 定 疾 病 診 断 保 険 金	つぎの①から④までのいずれかに該当したとき ① 被保険者が責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物（以下、「上皮内新生物等」といいます。）（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき ② 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に狭心症（別表51）または急性心筋梗塞（別表4）に罹患し医師によって心電図検査により診断確定されたとき（心電図検査による診断確定については、心電図検査を受けられない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。） ③ 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に脳動脈瘤（別表52）、一過性脳虚血発作（別表53）または脳卒中（別表5）に罹患し医師によって画像検査により診断確定されたとき（画像検査による診断確定については、画像検査を受けられない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。） ④ 前号に定める3大疾病保険金が支払われるとき	3 大 疾 病 保 険 金 額 の 1 割	被 保 険 者

2 前項第1号①の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物（別表3）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、3大疾病保険金は支払いません。また、責任開始の日の前日以前に悪性新生物（別表3）と診断確定されておらず、かつ、90日経過後に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合で、90日以内に診断確定された悪性新生物（別表3）の再発・転移等と認められないときは、前項第1号①に定める支払事由に含まれます。

3 第1項第2号①の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合（90日以内に診断確定された上皮内新生物等（別表6）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、特定疾病診断保険金は支払いません。また、責任開始の日の前日以前に上皮内新生物等（別表6）と診断確定されておらず、かつ、90日経過後に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合で、90日以内に診断確定された上皮内新生物等（別表6）の再発・転移等と認められないときは、第1項第2号①に定める支払事由に含まれます。

4 被保険者が責任開始時前に悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されており、保険契約者および被保険者がこの保険契約の締結の際にその事実を知らなかったときは、3大疾病保険金または特定疾病診断保険金の支払事由に該当していない場合に限り、責任開始の日からその日を含めて180日以内に保険契約者がこの保険契約の解除を申し出ることにより、会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料を保険契約者に払い戻します。

5 前項の規定は、契約基本約款に定める告知義務違反による解除または重大事由による解除に関する規定によりこの保険契約が解除される場合には、適用しません。

6 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号②（i）もしくは（ii）、同項第1号

- ③（i）もしくは（ii）、同項第2号②または同項第2号③に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 7 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号②（i）もしくは（ii）、同項第1号③（i）もしくは（ii）、同項第2号②または同項第2号③に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- （1）医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
- （2）検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 8 被保険者が死亡したことによりこの保険契約が消滅した場合で、被保険者の死亡後に第1項第1号①に規定する医師による診断確定が行なわれ、かつ、診断確定されたその悪性新生物（別表3）を直接の原因として被保険者が死亡していたときは、会社は、被保険者が死亡した日にその診断確定が行なわれたものとみなして取り扱います。
- 9 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に第1項第1号②（i）または③（i）の診断を受けたときは、会社は、この保険契約の保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして取り扱います。
- 10 被保険者が、責任開始時以後に生じた疾病を直接の原因として急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その急性心筋梗塞を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合またはその急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日（この保険契約の保険期間中であることを要します。）からその日を含めて60日以内にその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合は、会社は、被保険者が死亡した日に第1項第1号②（i）に該当したものとみなして取り扱います。
- 11 被保険者が、責任開始時以後に生じた疾病を直接の原因として脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合またはその脳卒中により初めて医師の診療を受けた日（この保険契約の保険期間中であることを要します。）からその日を含めて60日以内にその脳卒中を直接の原因として死亡した場合は、会社は、被保険者が死亡した日に第1項第1号③（i）に該当したものとみなして取り扱います。
- 12 被保険者が死亡したことによりこの保険契約が消滅した場合で、被保険者の死亡後に第1項第2号②に規定する医師による診断確定が行なわれ、かつ、診断確定されたその狭心症（別表51）または急性心筋梗塞（別表4）を直接の原因として被保険者が死亡していたときは、会社は、被保険者が死亡した日にその診断確定が行なわれたものとみなして取り扱います。
- 13 被保険者が死亡したことによりこの保険契約が消滅した場合で、被保険者の死亡後に第1項第2号③に規定する医師による診断確定（脳卒中（別表5）の診断確定に限ります。）が行なわれ、かつ、診断確定されたその脳卒中（別表5）を直接の原因として被保険者が死亡していたときは、会社は、被保険者が死亡した日にその診断確定が行なわれたものとみなして取り扱います。
- 14 第1項第1号に定める3大疾病保険金が支払われる場合で、3大疾病保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、3大疾病保険金を支払いません。この場合、3大疾病保険金相当額から次条（死亡保険金）第1項に定める死亡保険金の金額を差し引いた金額を加えて死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。また、本項の規定により3大疾病保険金が支払われない場合でも、第1項第2号④に該当するものとして取り扱います。
- 15 第1項第2号に定める特定疾病診断保険金が支払われる場合で、特定疾病診断保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、特定疾病診断保険金を支払いません。この場合、特定疾病診断保険金相当額を加えて死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- 16 3大疾病保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第3条（死亡保険金）

- 1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	3大疾病保険金額の1割	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第2号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 つぎの各号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- （1）責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号および保険契約者が死亡保険金受取人である場合を除きます。）

4 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたこと（ただし、前項第1号の場合を除きます。）により死亡保険金が支払われない場合には、本条の規定により支払うべき金額はありません。

第4条（死亡保険金の削減支払）

1 前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

2 前項の規定にかかわらず、責任準備金が死亡保険金を上回るときは、死亡保険金を削減しません。

第5条（がん要精検後検査等給付金）

1 給付の種類が「がん要精検後検査等給付金あり型」の場合、この保険契約のがん要精検後検査等給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん要精検後検査等給付金	被保険者が保険期間中に、つぎの各号のすべてを満たしたとき (1) 責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後に別表54に定めるがん検診を受診したこと (2) そのがん検診について、医師によって要精密検査（別表55）または要治療（別表55）（以下、「要精密検査等」といいます。）と診断されたこと (3) つぎの精密検査による通院（別表56）その他の通院（別表56）（往診等を含みます。）または入院（別表56）（以下、「通院等」といいます。）をしたこと ① 第1号のがん検診を受診した日からその日を含めて180日以内の通院等であること ② その通院等が前号の要精密検査等と診断されたことに関する通院等であること ③ その通院等が治療（要精密検査（別表55）と診断されたことに関する精密検査を受けることを含みます。）を目的とした、病院または診療所（別表50）への通院等であること	1万円	被保険者

2 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間中に前項第1号に該当し、この保険契約の保険期間満了後に前項各号のすべてを満たすこととなったときは、会社は、この保険契約の保険期間満了の日に前項各号のすべてを満たしたものとして取り扱います。

第6条（3大疾病保険金の支払による保険契約の消滅）

3大疾病保険金が支払われた場合には、被保険者が第2条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金）第1項第1号に定める3大疾病保険金の支払事由に該当した時から、この保険契約は消滅したものとします。

第7条（給付限度）

1 この保険契約により特定疾病診断保険金が支払われる限度は1回とします。

2 この保険契約によりがん要精検後検査等給付金が支払われる限度は、1年度（「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下、同じ。）につき1回とし、1年度内にがん要精検後検査等給付金の支払事由に2回以上該当した場合は、2回目以後のがん要精検後検査等給付金については支払いません。

3. 受取人

第8条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金の受取人）

1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第2条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金）第1項および第5条（がん要精検後検査等給付金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金（以下、「3大疾病保険金等」といいます。）の受取人とします。

2 3大疾病保険金等の受取人は、第2条第1項および第5条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。

3 被保険者が死亡した場合、がん要精検後検査等給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、がん要精検後検査等給付金の受取人が法人である場合を除きます。

(1) 死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）

(2) 前号に該当する者がいない場合

この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第13条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）

(3) 前2号に該当する者がいない場合

配偶者

(4) 前3号に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

4 前項の規定により、会社ががん要精検後検査等給付金を支払った場合には、その後重複してそのがん要精検後検査等給

付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第9条（死亡保険金受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第10条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

4. 総則

第11条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

5. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第12条（請求の手続き）

- 1 保険金もしくは給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金等の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金等の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金等（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱いを行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第9条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （2）第10条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （3）次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による3大疾病保険金、特定疾病診断保険金またはがん要精検後検査等給付金の請求
 - （4）第15条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱い
 - （5）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第13条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、3大疾病保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - （1）つぎの範囲内の者
 - （ア）被保険者の戸籍上の配偶者
 - （イ）被保険者の直系血族
 - （ウ）被保険者の兄弟姉妹
 - （エ）前（イ）（ウ）のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - （2）前号のほか、つぎの範囲内の者で、3大疾病保険金等の受取人のために3大疾病保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
 - （ア）被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - （イ）被保険者の財産管理を行なっている者
 - （ウ）死亡保険金受取人
 - （エ）その他前（ア）から（ウ）までに掲げる者と同等の関係にある者

- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、3大疾病保険金等の受取人が3大疾病保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の3大疾病保険金等を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、3大疾病保険金等の受取人の代理人として3大疾病保険金等の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が3大疾病保険金等を3大疾病保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその3大疾病保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に3大疾病保険金等の受取人を第3項に定める3大疾病保険金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第14条（保険金等の支払時期および支払場所）

- 1 保険金等は、第12条（請求の手続き）に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第12条に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 死亡保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第12条に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金等を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

6. 保険契約の更新

第15条（保険契約の更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢（契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。）が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) この保険契約に第17条（特別条件）に定める特別条件が適用されている場合
ただし、保険金削減支払法のみが適用されており、かつ、この保険契約の保険期間満了の日までに保険金を削減する期間が満了しているときには、本条の更新を取り扱います。

- (3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合
- 3 更新後のこの保険契約の3大疾病保険金額は、更新前の3大疾病保険金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の3大疾病保険金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間、給付の種類・型および保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険期間、給付の種類・型および保険料の払込方法（回数）と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法（回数）を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の3大疾病保険金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
- 7 更新後のこの保険契約には更新日の新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
- (1) 第2条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金）の規定
- (2) 第3条（死亡保険金）の規定
- (3) 第5条（がん要精検後検査等給付金）の規定
- (4) 契約基本約款に定めるつぎの規定
- (ア) 告知義務に関する規定
- (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
- (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
- (5) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
- 10 更新前のこの保険契約の保険期間において、特定疾病診断保険金が支払われる場合（更新が複数回されている場合には、いずれかの保険期間において特定疾病診断保険金が支払われる場合を含みます。）には、更新後のこの保険契約については、特定疾病診断保険金を支払いません。
- 11 更新前のこの保険契約についてがん要精検後検査等給付金が支払われる場合には、そのがん要精検後検査等給付金の支払事由が該当日の属する年度内に、更新後のこの保険契約について新たにがん要精検後検査等給付金の支払事由に該当したときでも、その新たに該当した支払事由についてのがん要精検後検査等給付金は支払いません。
- 12 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

7. 払戻金

第16条（払戻金）

- 1 この保険契約の解約払戻金はありません。
- 2 責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

8. 特別条件

第17条（特別条件）

- 1 この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
- (1) 保険金削減支払法
- この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が第2条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金）第1項第1号に定める3大疾病保険金の支払事由もしくは同項第2号に定める特定疾病診断保険金の支払事由に該当したときまたは死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を3大疾病保険金、特定疾病診断保険金または死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
- (2) 特別保険料額収法
- この方法による場合には、特別保険料に対する責任準備金は、前条（払戻金）の規定を適用して計算し、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金を含めるものとします。
- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定められます。

9. 保険金等の支払に関する取扱

第18条(保険金等の支払に関する取扱)

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日(年払契約の場合は、解約された日の直後の契約日の月単位の応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の前日)までに、第2条(3大疾病保険金、特定疾病診断保険金)第1項、第3条(死亡保険金)第1項または第5条(がん要精検後検査等給付金)第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば3大疾病保険金、特定疾病診断保険金、死亡保険金またはがん要精検後検査等給付金が支払われる場合に限り、有効中であつたとすれば支払われる限度で、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 3大疾病保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の3大疾病保険金の受取人に3大疾病保険金を支払います。
 - (イ) 特定疾病診断保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の特定疾病診断保険金の受取人に特定疾病診断保険金を支払います。
 - (ウ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の死亡保険金受取人(以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。)に死亡保険金を支払います。
 - (エ) がん要精検後検査等給付金が支払われる場合
会社は、解約された時のがん要精検後検査等給付金の受取人にがん要精検後検査等給付金を支払います。
 - (2) 解約の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号(ア)から(ウ)により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号(ア)から(ウ)の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号(ア)から(ウ)により支払うべき金額を支払いません。
 - (4) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人(本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人)とします。
 - (5) 解約された時のがん要精検後検査等給付金の受取人が死亡したときは、第8条(3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金の受取人)第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の3大疾病保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日(年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日)までに、第2条第1項、第3条第1項または第5条第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 3大疾病保険金、特定疾病診断保険金、死亡保険金またはがん要精検後検査等給付金が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 3大疾病保険金が支払われる場合
会社は、減額前の3大疾病保険金額を、第2条第1項第1号に定める支払額として3大疾病保険金の受取人に支払います。
 - (イ) 特定疾病診断保険金が支払われる場合
会社は、減額前の3大疾病保険金額の1割を、第2条第1項第2号に定める支払額として特定疾病診断保険金の受取人に支払います。
 - (ウ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、減額前の3大疾病保険金額の1割を、第3条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - (エ) がん要精検後検査等給付金が支払われる場合
会社は、第5条第1項に定める支払額を、第5条第1項に定める支払額としてがん要精検後検査等給付金の受取人に支払います。
 - (2) 減額の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号(ア)から(ウ)により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号(ア)から(ウ)の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号(ア)から(ウ)により支払うべき金額を支払いません。
- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約(3大疾病保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。)が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

10. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第19条(複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則)

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとしす。
- (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第3条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 他の特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第8条（3大疾病保険金、特定疾病診断保険金およびがん要精検後検査等給付金の受取人）第1項中「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「他の特定契約の満期保険金受取人（他の特定契約に満期保険金がある場合に限りす。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、他の特定契約の年金受取人（他の特定契約に年金がある場合に限りす。この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

特定重度疾病保障保険（有配当2018）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 特定重度疾病保険金、死亡保険金

- 第1条 特定重度疾病保険金
- 第2条 死亡保険金
- 第3条 死亡保険金の削減支払
- 第4条 特定重度疾病保険金の給付限度

2. 保険金の受取人

- 第5条 特定重度疾病保険金の受取人
- 第6条 死亡保険金受取人
- 第7条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第8条 総則

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

- 第9条 請求の手続き
- 第10条 指定代理請求人による請求
- 第11条 保険金の支払時期および支払場所

5. 保険契約の更新

- 第12条 保険契約の更新

6. 払戻金

- 第13条 払戻金

7. 特別条件

- 第14条 特別条件

8. 保険金の支払に関する取扱

- 第15条 保険金の支払に関する取扱

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第16条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

特定重度疾病保障保険（有配当2018）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万が一の場合の保障を抑えつつ、被保険者が特定重度疾病による所定の状態に該当した場合の保障を重点的に確保することを主な内容とするものです。

（2）この約款の趣旨

この約款は、特定重度疾病保障保険（有配当2018）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 特定重度疾病保険金、死亡保険金

第1条（特定重度疾病保険金）

1 この保険契約の特定重度疾病保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
特定重度疾病保険金	被保険者が保険期間中につぎの各号のいずれかに該当したとき (1) 所定の肝硬変 責任開始時以後の疾病を原因として、肝硬変（別表30）に罹患し医師によって別表31に定める診断をされたとき (2) 所定の慢性膵炎 責任開始時以後の疾病を原因として、慢性膵炎（別表30）に罹患したと医師によって診断され、その慢性膵炎の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表7）において手術（別表32）を受けたとき (3) 所定の慢性腎不全 責任開始時以後の疾病を原因として、慢性腎不全（別表30）に罹患したと医師によって診断され、その慢性腎不全の治療を直接の目的として、永続的な人工透析療法（別表32）を開始したとき (4) 所定の糖尿病 責任開始時以後の疾病を原因として、糖尿病（別表30）に罹患したと医師によって診断され、その糖尿病の治療を直接の目的として、医師の指示によるインスリン治療（妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。）を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたとき (5) 所定の高血圧性疾患（高血圧性網膜症） 責任開始時以後の疾病を原因として、高血圧性疾患（別表30）に罹患したと医師によって診断され、その高血圧性疾患を原因として高血圧性網膜症に罹患し医師によって別表33に定める診断をされたとき (6) 所定の動脈疾患 責任開始時以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ① 大動脈瘤または解離性大動脈瘤（以下、「大動脈瘤等」といいます。）（別表30）に罹患したと医師によって診断され、その大動脈瘤等の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表7）において手術（別表32）を受けたとき ② 大動脈瘤等（別表30）が破裂したと医師によって診断されたとき ③ 四肢の急性動脈閉塞症または四肢の慢性動脈閉塞症（以下、「四肢の動脈閉塞症」といいます。）（別表30）に罹患したと医師によって診断され、その四肢の動脈閉塞症の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表7）において血行再建手術（別表32）を受けたとき (7) 所定の臓器移植 つぎの移植術を受けたとき ① 責任開始時以後の疾病を原因とする心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての移植術（別表34）であること（被保険者が受容者の場合に限り、） ② その移植術が治療を直接の目的とした、病院または診療所（別表7）における移植術であること。ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、つぎのいずれにも該当する移植術であることを要します。 （ア）日本国内の病院または診療所（別表35）において医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること （イ）（ア）の医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること ③ その移植術に際し、臓器売買等の行為（別表36）が行なわれていないこと	特定重度疾病保険金額	被保険者

2 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に特定重度疾病保険金の支払事由に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

3 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に特定重度疾病保険金の支払事由に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと

- (2) 検査(人間ドック、健康診断を含みます。)の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 4 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間満了の日からその日を含めて180日以内に第1項第4号に該当したときは、会社は、この保険契約の保険期間満了の日第1項第4号に該当したものとみなして取り扱います。
- 5 被保険者が、責任開始時以後に生じた疾病を直接の原因とした大動脈瘤等(別表30)の破裂を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合は、会社は、被保険者が死亡した日に第1項第6号②に該当したものとみなして取り扱います。

第2条(死亡保険金)

- 1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	特定重度疾病保険金額の1割	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第2号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 つぎの各号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、前号および保険契約者が死亡保険金受取人である場合を除きます。)
- 4 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたこと(ただし、前項第1号の場合を除きます。)により死亡保険金が支払われない場合には、本条の規定により支払うべき金額はありません。

第3条(死亡保険金の削減支払)

- 1 前条(死亡保険金)の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。
- 2 前項の規定にかかわらず、責任準備金が死亡保険金を上回るときは、死亡保険金を削減しません。

第4条(特定重度疾病保険金の給付限度)

この保険契約により特定重度疾病保険金が支払われる限度は第1条(特定重度疾病保険金)第1項各号につきそれぞれ1回とします。

2. 保険金の受取人

第5条(特定重度疾病保険金の受取人)

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)の場合には、第1条(特定重度疾病保険金)第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特定重度疾病保険金の受取人とします。
- 2 特定重度疾病保険金の受取人は、第1条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。
- 3 被保険者が死亡した場合、特定重度疾病保険金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、特定重度疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 死亡保険金受取人(法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めたる者)
- (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者(被保険者の死亡時において第10条(指定代理請求人による請求)第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
- (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
- (4) 前3号に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者

- 4 前項の規定により、会社が特定重度疾病保険金を支払った場合には、その後重複してその特定重度疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第6条（死亡保険金受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第7条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第8条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第9条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 第6条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - (2) 第7条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - (3) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特定重度疾病保険金の請求
 - (4) 第12条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱
 - (5) 保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第10条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、特定重度疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、特定重度疾病保険金の受取人のために特定重度疾病保険金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者

- (ウ) 死亡保険金受取人
(エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
 - 3 前条(請求の手続き)第2項の規定にかかわらず、特定重度疾病保険金の受取人が特定重度疾病保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の特定重度疾病保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、特定重度疾病保険金の受取人の代理人として特定重度疾病保険金の請求をすることができます。
 - 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
 - 5 第3項の規定により、会社が特定重度疾病保険金を特定重度疾病保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその特定重度疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 6 本条の規定にかかわらず、故意に特定重度疾病保険金の受取人を第3項に定める特定重度疾病保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第11条(保険金の支払時期および支払場所)

- 1 保険金は、第9条(請求の手続き)に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要となつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第9条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 死亡保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第9条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約の更新

第12条(保険契約の更新)

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢(契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。)が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) この保険契約に第14条(特別条件)に定める特別条件が適用されている場合

ただし、保険金削減支払法のみが適用されており、かつ、この保険契約の保険期間満了の日までに保険金を削減する期間が満了しているときには、本条の更新を取り扱います。

(3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合

- 3 更新後のこの保険契約の特定重度疾病保険金額は、更新前の特定重度疾病保険金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の特定重度疾病保険金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間および保険料の払込方法(回数)は、更新前の保険期間および保険料の払込方法(回数)と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法(回数)を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の特定重度疾病保険金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
- 7 更新後のこの保険契約には更新日の特定重度疾病保障保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第1条(特定重度疾病保険金)の規定
 - (2) 第2条(死亡保険金)の規定
 - (3) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (ア) 告知義務に関する規定
 - (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
 - (4) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
- 10 更新後のこの保険契約について、第4条(特定重度疾病保険金の給付限度)の規定を適用するときは更新前の保険期間(更新が複数回されている場合には、いずれの保険期間も含まれます。)において特定重度疾病保険金が支払われた回数を含みます。
- 11 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

6. 払戻金

第13条(払戻金)

- 1 この保険契約の解約払戻金はありません。
- 2 責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

7. 特別条件

第14条(特別条件)

- 1 この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - (1) 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が第1条(特定重度疾病保険金)第1項に定める特定重度疾病保険金の支払事由に該当したときまたは死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を特定重度疾病保険金または死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症(別表2)によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - (2) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する責任準備金は、前条(払戻金)の規定を適用して計算し、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金を含めるものとします。
- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めず。

8. 保険金の支払に関する取扱

第15条(保険金の支払に関する取扱)

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日(年払契約の場合は、解約された日の直後の契約日の月

単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日）までに、第1条（特定重度疾病保険金）第1項または第2条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば特定重度疾病保険金または死亡保険金が支払われる場合に限り、有効中であつたとすれば支払われる限度で、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 特定重度疾病保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の特定重度疾病保険金の受取人に特定重度疾病保険金を支払います。
 - (イ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。
 - (2) 解約の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
 - (4) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
 - (5) 解約された時の特定重度疾病保険金の受取人が死亡したときは、第5条（特定重度疾病保険金の受取人）第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の特定重度疾病保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項または第2条第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 特定重度疾病保険金または死亡保険金が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 特定重度疾病保険金が支払われる場合
会社は、減額前の特定重度疾病保険金額を、第1条第1項に定める支払額として特定重度疾病保険金の受取人に支払います。
 - (イ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、減額前の特定重度疾病保険金額の1割を、第2条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 減額の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（特定重度疾病保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第16条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
 - (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第2条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 他の特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第5条（特定重度疾病保険金の受取人）第1項中「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「他の特定契約の満期保険金受取人（他の特定契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、他の特定契約の年金受取人（他の特定契約に年金がある場合に限り。この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）」および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

生活サポート保険（有配当2024）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 生活サポート年金、初期サポート保険金(100)、 初期サポート保険金(50)

- 第1条 生活サポート年金支払期間
第2条 生活サポート年金、初期サポート保険金(100)、
初期サポート保険金(50)
第3条 生活サポート年金支払期間中の取扱
第4条 生活サポート年金等の削減支払
第5条 給付限度

2. 受取人

- 第6条 生活サポート年金等の受取人

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第7条 総則

4. 請求、生活サポート年金等の支払時期および支払 場所

- 第8条 請求の手続き
第9条 指定代理請求人による請求
第10条 生活サポート年金等の支払時期および支払場
所

5. 保険契約の更新

- 第11条 保険契約の更新

6. 解約払戻金

- 第12条 解約払戻金

7. 被保険者の死亡等

- 第13条 被保険者の死亡
第14条 死亡時支払金受取人
第15条 遺言による死亡時支払金受取人の変更
第16条 保険料等の払戻に関する取扱

8. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 第17条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

9. 特別条件

- 第18条 特別条件

10. 生活サポート年金等の支払に関する取扱

- 第19条 生活サポート年金等の支払に関する取扱

11. 契約基本約款に定める保険契約を解除できない 場合の規定をこの保険契約に適用する場合の取扱

- 第20条 契約基本約款に定める保険契約を解除できな
い場合の規定をこの保険契約に適用する場合
の取扱

12. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引 き受ける場合の特則

- 第21条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で
引き受ける場合の特則

生活サポート保険（有配当2024）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者が身体障害者福祉法にもとづく所定の状態または公的介護保険制度にもとづく所定の状態もしくは会社の定める要介護状態に該当した場合の保障を確保する保険です。

（2）この約款の趣旨

この約款は、生活サポート保険（有配当2024）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50）

第1条（生活サポート年金支払期間）

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、生活サポート年金支払期間が満了となる年齢または生活サポート年金支払期間とする年数を指定するものとします。
- 2 生活サポート年金支払期間は、次条（生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50））第1項第1号①に定める第1回生活サポート年金の支払事由に該当した日（第1回生活サポート年金が支払われる場合に限る）、以下、「第1回生活サポート年金の支払事由該当日」といいます。）から、その日を含めて、つぎの各号に定める日までとします。
 - （1）前項により生活サポート年金支払期間が満了となる年齢を指定した場合
被保険者の年齢（契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。）が保険契約者が指定した年齢に到達する契約日の年単位の応当日の前日。ただし、第1回生活サポート年金の支払事由該当日からその日を含めてこの日までの期間が5年に満たない場合には、第1回生活サポート年金の支払事由該当日の5年目の応当日の前日とします。
 - （2）前項により生活サポート年金支払期間とする年数を指定した場合
第1回生活サポート年金の支払事由該当日からその日を含めて保険契約者が指定した年数を経過する日
- 3 第1項により指定された生活サポート年金支払期間が満了となる年齢および生活サポート年金支払期間とする年数の変更は取り扱いません。
- 4 第1項により生活サポート年金支払期間が満了となる年齢を指定した場合、会社は第11条（保険契約の更新）の更新を取り扱いません。

第2条（生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50））

- 1 この保険契約の生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50）（以下、「生活サポート年金等」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	生活サポート年金等を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
(1) 生活サポート年金	<p>① 第1回生活サポート年金</p> <p>保険期間中につきの(a)または(b)のいずれかに該当したとき (a) つぎの(ア)および(イ)をともに満たしたこと (ア) 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害¹に該当したこと</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害(以下、「複数障害」といいます。)に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含まれます。</p> <p>(イ) (ア)に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</p> <p>(b) つぎのいずれかに該当したこと (ア) 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態 被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度(別表9)による要介護認定を受け、要介護2以上(別表10)に該当していると認定されたこと (イ) 会社の定める要介護状態 つぎの(i)および(ii)をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i) 被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態(別表11)に該当したこと (ii) 被保険者が、(i)の要介護状態(別表11)に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したこと</p>	生活サポート年金額	被保険者	<p>生活サポート年金等を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)</p> <p>つぎのいずれかにより被保険者が(a)(ア)に定める障害または(b)に該当したとき i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ii) 被保険者の犯罪行為 iii) 被保険者の薬物依存²</p>
	<p>② 第2回以後の生活サポート年金</p> <p>生活サポート年金支払期間中の、第1回生活サポート年金の支払事由該当日の年単位の該当日において、被保険者が生存していたとき</p>			<p>_____</p>

備考

1. 責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害

責任開始時前の傷害または疾病に責任開始時以後の傷害または疾病が加わったことにより被保険者が責任開始時以後の障害に該当している場合で、責任開始時以後の傷害または疾病がその責任開始時以後の障害に与える影響が軽微である場合(その責任開始時以後の障害の重大性からみて、責任開始時以後の傷害または疾病のみでは、医学的にはその責任開始時以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。)は、責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(2) 初期サポート保険金(100)	<p>保険期間中につきの(a)または(b)のいずれかに該当したとき (a) つぎの(ア)および(イ)をともに満たしたこと (ア) 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害¹に該当したこと</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもつぎ各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含まれます。</p> <p>(イ) (ア)に定める障害に対して、同法にもつぎ、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</p> <p>(b) つぎのいずれかに該当したこと (ア) 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態 被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度(別表9)による要介護認定を受け、要介護2以上(別表10)に該当していると認定されたこと</p> <p>(イ) 会社の定める要介護状態 つぎの(i)および(ii)をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i) 被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態(別表11)に該当したこと (ii) 被保険者が、(i)の要介護状態(別表11)に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したこと</p>	100万円	被保険者	<p>つぎのいずれかにより被保険者が(a)(ア)に定める障害または(b)に該当したとき</p> <p>i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>ii) 被保険者の犯罪行為</p> <p>iii) 被保険者の薬物依存²</p>

備考

1. 責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害

責任開始時前の傷害または疾病に責任開始時以後の傷害または疾病が加わったことにより被保険者が責任開始時以後の障害に該当している場合で、責任開始時以後の傷害または疾病がその責任開始時以後の障害に与える影響が軽微である場合(その責任開始時以後の障害の重大性からみて、責任開始時以後の傷害または疾病のみでは、医学的にはその責任開始時以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。)は、責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(3) 初期サポート保険金(50)	<p>保険期間中につきの(a)または(b)のいずれかに該当したとき</p> <p>(a) つぎの(ア)および(イ)をともに満たしたこと</p> <p>(ア) 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が4級、5級または6級の障害¹に該当したこと</p> <p>(イ) (ア)に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が4級、5級または6級である身体障害者手帳の交付があったこと</p> <p>(b) 公的介護保険制度に定める要介護1の状態 被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度(別表9)による要介護認定を受け、要介護1(別表57)に該当していると認定されたこと</p>	50万円	被保険者	<p>つぎのいずれかにより被保険者が(a)(ア)に定める障害または(b)に該当したとき</p> <p>i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>ii) 被保険者の犯罪行為</p> <p>iii) 被保険者の薬物依存²</p>

2 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に前項第1号①(a)(ア)、同項第2号(a)(ア)もしくは同項第3号(a)(ア)に定める障害または前項第1号①(b)、同項第2号(b)もしくは同項第3号(b)に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

3 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号①(a)(ア)、同項第2号(a)(ア)もしくは同項第3号(a)(ア)に定める障害または第1項第1号①(b)、同項第2号(b)もしくは同項第3号(b)に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
(2) 検査(人間ドック、健康診断を含みます。)の結果で異常指摘を受けたことがないこと

4 第1回生活サポート年金の支払事由が該当日以後、新たに第1回生活サポート年金の支払事由が生じたことにより、生活サポート年金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

5 初期サポート保険金(50)が支払われていない場合で、初期サポート保険金(100)の支払請求を受け、初期サポート保険金(100)が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 初期サポート保険金(100)の支払額に、初期サポート保険金(50)の支払額を加えて初期サポート保険金(100)として支払います。
(2) 初期サポート保険金(50)の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

6 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により第1回

備考

1. 責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害

責任開始時前の傷害または疾病に責任開始時以後の傷害または疾病が加わったことにより被保険者が責任開始時以後の障害に該当している場合で、責任開始時以後の傷害または疾病がその責任開始時以後の障害に与える影響が軽微である場合(その責任開始時以後の障害の重大性からみて、責任開始時以後の傷害または疾病のみでは、医学的にはその責任開始時以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。)は、責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

生活サポート年金および初期サポート保険金（100）（以下、「第1回生活サポート年金等」といいます。）が支払われないこととなる障害であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 免責事由により第1回生活サポート年金等が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、本条、第4条（生活サポート年金等の削減支払）および第5条（給付限度）の規定を適用します。
 - (2) 免責事由により第1回生活サポート年金等が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、第1回生活サポート年金等を支払いません。ただし、免責事由により第1回生活サポート年金等が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級、5級または6級の障害に該当する場合は、その障害については、本条、第4条および第5条の規定を適用します。
- 7 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により初期サポート保険金（50）が支払われないこととなる障害であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が4級、5級または6級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 免責事由により初期サポート保険金（50）が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級、5級または6級の障害に該当する場合は、その障害については、本条、第4条および第5条の規定を適用します。
 - (2) 免責事由により初期サポート保険金（50）が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が7級以下の障害に該当する場合は、会社は、初期サポート保険金（50）を支払いません。
- 8 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、この保険契約の保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付があり、同法に定める障害の級別が1級、2級、3級、4級、5級または6級の障害について、保険期間中に固定または確定したと医師によって診断されたときは、会社は、その身体障害者手帳の交付がこの保険契約の保険期間満了の日にあったものとみなして取り扱います。
- 9 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間満了の日からその日を含めて180日の間に第1項第1号①(b)(イ)または同項第2号(b)(イ)に定める状態に該当したときは、会社は、その状態がこの保険契約の保険期間満了の日に生じたものとみなして取り扱います。

第3条（生活サポート年金支払期間中の取扱）

生活サポート年金支払期間については、つぎの各号のとおり取り扱います。この場合、この保険契約の保険期間満了の日は生活サポート年金支払期間満了の日に変更され、生活サポート年金支払期間が満了した時にこの保険契約は消滅します。

- (1) 前条（生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50））に定める生活サポート年金の受取人は、第1回生活サポート年金の支払事由該当日に、保険契約者のこの保険契約上の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- (2) この保険契約の将来の保険料の払込は不要とします。
- (3) 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険契約者に関する規定のうち保険契約者の変更に関する規定は適用しません。

第4条（生活サポート年金等の削減支払）

第2条（生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50））の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により第2条第1項第1号に定める生活サポート年金の支払事由、同項第2号に定める初期サポート保険金（100）の支払事由または同項第3号に定める初期サポート保険金（50）の支払事由に該当した場合で、その原因により第2条第1項第1号に定める生活サポート年金の支払事由、同項第2号に定める初期サポート保険金（100）の支払事由または同項第3号に定める初期サポート保険金（50）の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、生活サポート年金等を削減して支払うかまたは生活サポート年金等を支払わないことがあります。

第5条（給付限度）

この保険契約により初期サポート保険金（100）および初期サポート保険金（50）が支払われる限度はそれぞれ1回とします。

2. 受取人

第6条（生活サポート年金等の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が第14条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人の場合（死亡時支払金受取人が保険契約者を含めて複数の場合を含みます。）には、第2条（生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50））第1項の規定にかかわらず、保険契約者を生活サポート年金等の受取人とします。ただし、第1回生活サポート年金の支払事由該当日に本項本文が適用されている場合には、以後、死亡時支払金受取人にかかわらず、保険契約者を生活サポート年金等の受取人とします。
- 2 生活サポート年金等の受取人は、第2条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。
- 3 被保険者が死亡した場合、生活サポート年金等については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、生活サポート年金等の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 死亡時支払金受取人（法定相続人である死亡時支払金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第9条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が生活サポート年金等を支払った場合には、その後重複してその生活サポート年金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 5 故意に生活サポート年金等の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第7条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、生活サポート年金等の支払時期および支払場所

第8条（請求の手続き）

- 1 生活サポート年金等の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた生活サポート年金等の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた生活サポート年金等の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して生活サポート年金等（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による生活サポート年金等の請求
 - (2) 第11条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱
 - (3) 第13条（被保険者の死亡）に定める被保険者の死亡の通知
 - (4) 第14条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人の指定または変更に関する通知
 - (5) 第15条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）に定める遺言による死亡時支払金受取人の変更に関する通知
 - (6) 保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第9条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、生活サポート年金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、生活サポート年金等の受取人のために生活サポート年金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡時支払金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、生活サポート年金等の受取人が生活サポート年金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の生活サポート年金等を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、生活サポート年金等の受取人の代理人として生活サポート年金等の請求をすることができます。

- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が生活サポート年金等を生活サポート年金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその生活サポート年金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に生活サポート年金等の支払事由を生じさせた者または故意に生活サポート年金等の受取人を第3項に定める生活サポート年金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第10条（生活サポート年金等の支払時期および支払場所）

- 1 生活サポート年金等は、第8条（請求の手続き）に定める生活サポート年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 生活サポート年金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から生活サポート年金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、生活サポート年金等を支払うべき期限は、第8条に定める生活サポート年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - （1）生活サポート年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - （2）生活サポート年金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
生活サポート年金等の支払事由が発生した原因
 - （3）契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - （4）契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは生活サポート年金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは生活サポート年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から生活サポート年金等の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、生活サポート年金等を支払うべき期限は、第8条に定める生活サポート年金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - （1）前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - （2）前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または生活サポート年金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - （3）前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、生活サポート年金等を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または生活サポート年金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は生活サポート年金等を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約の更新

第11条（保険契約の更新）

- 1 この保険契約（第1条（生活サポート年金支払期間）第1項により生活サポート年金支払期間とする年数を指定した場合）に限り、以下、本条において同じ。）の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - （1）更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - （2）この保険契約に第18条（特別条件）に定める特別条件が適用されている場合
ただし、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、本条の更新を取り扱います。
 - （ア）保険金削減支払法のみが適用されており、かつ、この保険契約の保険期間満了の日までに保険金を削減する期間が満了している場合
 - （イ）特定部位不担保法のみが適用されている場合

- この場合、更新前のこの保険契約と同一の条件をつけて更新するものとします。
- (ウ) 保険金削減支払および特定部位不担保法の2種類の方法のみが適用されており、かつ、この保険契約の保険期間満了の日までに保険金を削減する期間が満了している場合
この場合、(イ)の規定を準用します。
- (3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合
- (4) 第3条(生活サポート年金支払期間中の取扱)の規定によりこの保険契約の保険期間満了の日が生活サポート年金支払期間満了の日に変更される場合
- 3 更新後のこの保険契約の生活サポート年金額は、更新前の生活サポート年金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の生活サポート年金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間および保険料の払込方法(回数)は、更新前の保険期間および保険料の払込方法(回数)と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法(回数)を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の生活サポート年金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
- 7 更新後のこの保険契約には更新日の生活サポート保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
- (1) 第2条(生活サポート年金、初期サポート保険金(100)、初期サポート保険金(50))の規定
- (2) 契約基本約款に定めるつぎの規定(第20条(契約基本約款に定める保険契約を解除できない場合の規定をこの保険契約に適用する場合の取扱)の規定を含みます。)
- (ア) 告知義務に関する規定
- (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
- (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
- (3) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
- 10 更新前のこの保険契約の保険期間において、初期サポート保険金(50)が支払われる場合(更新が複数回されている場合には、いずれかの保険期間において初期サポート保険金(50)が支払われる場合を含みます。)には、更新後のこの保険契約については、初期サポート保険金(50)を支払いません。
- 11 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

6. 解約払戻金

第12条(解約払戻金)

この保険契約の解約払戻金はありません。

7. 被保険者の死亡等

第13条(被保険者の死亡)

- 1 被保険者が死亡した場合は、この保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約者(保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人)は、ただちに会社に通知して下さい。
- 3 第1項の場合、次条(死亡時支払金受取人)に定める死亡時支払金受取人がいるときは、前項の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 4 被保険者が死亡した場合、この保険契約の消滅時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

第14条(死亡時支払金受取人)

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人(本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人)とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

- 5 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第15条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）

- 1 前条（死亡時支払金受取人）第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第16条（保険料等の払戻に関する取扱）

- 1 被保険者が死亡した場合で、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、契約基本約款および保険契約の見直しに関する特約の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合は、第6条（生活サポート年金等の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - (1) 契約基本約款に定めるつぎの金額
 - (ア) 保険料の払込に関する規定に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - (イ) 保険料の払込に関する規定に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
 - (ウ) 保険料の一括払込または前納に関する規定により払い戻す保険料一括払込金または保険料前納金の残額
 - (エ) 社員配当金の分配に関する規定に定める、積み立てた社員配当金および被保険者の死亡により消滅する保険契約（第1回生活サポート年金の支払事由が当該当日前の場合に限り。）に対して割り当てられた社員配当金
 - (2) 保険契約の見直しに関する特約に定めるつぎの金額
 - (ア) 特約の払戻金に関する規定により払い戻す金額
 - (イ) 見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付に関する規定により払い戻す貸し付けた金額の残額
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、前項に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第21条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第1項第4号の規定が適用される場合には、本条の規定は適用しません。

8. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第17条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、この保険契約の支払事由にかかわる法令等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することがあります。
- 2 会社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
- 3 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

9. 特別条件

第18条（特別条件）

- 1 この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - (1) 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が第2条（生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50））第1項第1号①に定める第1回生活サポート年金の支払事由、同項第2号に定める初期サポート保険金（100）の支払事由または同項第3号に定める初期サポート保険金（50）の支払事由に該当したときは、第2条第1項第1号、同項第2号または同項第3号に定める支払額に会社所定の割合を乗じて得た金額を生活サポート年金、初期サポート保険金（100）または初期サポート保険金（50）として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって第2条第1項第1号①に定める第1回生活サポート年金の支払事由、同項第2号に定める初期サポート保険金（100）の支払事由または同項第3号に定める初期サポート保険金（50）の支払事由に該当したときは、保険金の削減はしません。
 - (2) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金はありません。
 - (3) 特定部位不担保法
この方法による場合には、別表22に定める身体部位のうち、この保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病（ただし、感染症（別表2）を除きます。）を直接の原因として第2条第1項第1号①(a)に定める第1回生活サポート年金の支払事由、同項第2号(a)に定める初期サポート保険金（100）の支払事由または同項第3号(a)に定める初期サポート保険金（50）の支払事由に該当したときは、会社は、これを支払いません。
- 2 保険金削減の期間および割合、特別保険料の金額ならびに不担保とする身体部位は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

- 3 生活サポート年金について、第1項第1号の保険金削減支払法による場合には、保険金削減の期間内に被保険者が第2条第1項第1号①に定める第1回生活サポート年金の支払事由に該当したときは、生活サポート年金支払期間の全期間について、支払うべき生活サポート年金額に会社所定の割合を乗じます。
- 4 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が第1項第3号の特定部位不担保法の適用により第1回生活サポート年金等が支払われないこととなる障害であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第3号の特定部位不担保法の適用により第1回生活サポート年金等が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、第2条、第4条（生活サポート年金等の削減支払）および第5条（給付限度）の規定を適用します。
 - (2) 第1項第3号の特定部位不担保法の適用により第1回生活サポート年金等が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、第1回生活サポート年金等を支払いません。ただし、第1項第3号の特定部位不担保法の適用により第1回生活サポート年金等が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級、5級または6級の障害に該当する場合は、その障害については、第2条、第4条および第5条の規定を適用します。
- 5 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が第1項第3号の特定部位不担保法の適用により初期サポート保険金（50）が支払われないこととなる障害であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が4級、5級または6級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第3号の特定部位不担保法の適用により初期サポート保険金（50）が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級、5級または6級の障害に該当する場合は、その障害については、第2条、第4条および第5条の規定を適用します。
 - (2) 第1項第3号の特定部位不担保法の適用により初期サポート保険金（50）が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が7級以下の障害に該当する場合は、会社は、初期サポート保険金（50）を支払いません。

10. 生活サポート年金等の支払に関する取扱

第19条（生活サポート年金等の支払に関する取扱）

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日）までに、第2条（生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50））第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であったとすれば生活サポート年金等が支払われる場合に限り、有効中であったとすれば支払われる限度で、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の生活サポート年金等の受取人に生活サポート年金等を支払います。この場合、生活サポート年金支払期間中の取扱については、解約がなされず、この保険契約が有効中であった場合の取扱に準じて取り扱います。
 - (2) 解約の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号の未払込保険料に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
 - (4) 解約された時の生活サポート年金等の受取人が死亡したときは、第6条（生活サポート年金等の受取人）第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の生活サポート年金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第2条第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 生活サポート年金等が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 生活サポート年金が支払われる場合
会社は、減額前の生活サポート年金額を、第2条第1項第1号に定める支払額として生活サポート年金の受取人に支払います。
 - (イ) 初期サポート保険金（100）が支払われる場合
会社は、第2条第1項第2号または同条第5項に定める支払額にもとづき初期サポート保険金（100）として支払うべき金額を支払額として、初期サポート保険金（100）の受取人に初期サポート保険金（100）を支払います。
 - (ウ) 初期サポート保険金（50）が支払われる場合
会社は、第2条第1項第3号に定める支払額を、第2条第1項第3号に定める支払額として初期サポート保険金（50）の受取人に支払います。
 - (2) 減額の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号の未払込保険料に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。

- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（生活サポート年金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

11. 契約基本約款に定める保険契約を解除できない場合の規定をこの保険契約に適用する場合の取扱

第20条（契約基本約款に定める保険契約を解除できない場合の規定をこの保険契約に適用する場合の取扱）

会社は、この保険契約が責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したことにより契約基本約款にもとづきこの保険契約を解除できない場合であっても、被保険者が、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により第2条（生活サポート年金、初期サポート保険金（100）、初期サポート保険金（50））第1項第1号①（ア）、同項第2号（a）（ア）または同項第3号（a）（ア）に定める障害に該当している場合（責任開始時前の傷害または疾病を原因とする場合を含みます。）は、この保険契約を解除することができます。

12. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第21条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとします。
- (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかつた金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第13条（被保険者の死亡）第4項の規定により、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 他の特定契約に死亡保険金のある保険契約がない場合で、被保険者が死亡したときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 契約基本約款および生存給付金付定期保険契約の給付約款の規定にかかわらず、会社は、つぎに定める被保険者の死亡により会社が支払うべき金額については、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合は、第6条（生活サポート年金等の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払います。
- (イ) 契約基本約款に定めるところにより、合算して積み立てた社員配当金
- (ii) 生存給付金付定期保険契約の給付約款に定めるところにより、据え置かれた生存給付金
- (イ) (ア)の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、(ア)に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。
- (4) 他の特定契約に死亡保険金のある保険契約がある場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 死亡時支払金受取人は、他の特定契約の死亡保険金受取人と同一人であることを要し、他の特定契約の死亡保険金受取人を変更（遺言による変更の場合を含みます。）する場合は、死亡時支払金受取人についても、同一の変更の請求を行なって下さい。
- (イ) 第6条第1項中「第14条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人の場合（死亡時支払金受取人が保険契約者を含めて複数の場合を含みます。）」とあるのはつぎのとおり読み替えます。
- (i) 他の特定契約において養老保険契約および年金保険契約がいずれもない場合
「他の特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」
- (ii) 前(i)以外の場合
「他の特定契約の満期保険金受取人（他の特定契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、他の特定契約の年金受取人（他の特定契約に年金がある場合に限り。この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および他の特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」
- (ウ) 第6条第3項中「死亡時支払金受取人」とあるのは「他の特定契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (5) 生活サポート保険契約以外の他の特定契約がない場合で、初期サポート保険金（100）が支払われるときは、契約基本約款および生存給付金付定期保険契約の給付約款の規定にかかわらず、会社は、つぎに定める金額については、初期サポート保険金（100）とともに初期サポート保険金（100）の受取人に支払います。
- (ア) 契約基本約款に定めるところにより、合算して積み立てた社員配当金
- (イ) 生存給付金付定期保険契約の給付約款に定めるところにより、据え置かれた生存給付金
- 2 前項の規定にかかわらず、初期サポート保険金（100）の支払事由に該当した日（初期サポート保険金（100）が支払われる場合に限り。以下、本項において同じ。）以後、この保険契約は、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約としては取り扱いません。ただし、特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定のうち、初期サポート保険金（100）の支払事由に該当した日までにすでに到来している保険料期間の特定契約の保険料の取

扱に関する規定は適用します。

認知症保障保険（有配当2020）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金、死亡保険金

- 第1条 認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金
- 第2条 死亡保険金
- 第3条 認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金または死亡保険金の削減支払
- 第4条 認知症診断保険金の支払による保険契約の消滅
- 第5条 軽度認知障害診断保険金の給付限度

2. 保険金の受取人

- 第6条 認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金の受取人
- 第7条 死亡保険金受取人
- 第8条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第9条 総則

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

- 第10条 請求の手続き
- 第11条 指定代理請求人による請求
- 第12条 保険金の支払時期および支払場所

5. 保険契約の更新

- 第13条 保険契約の更新

6. 払戻金

- 第14条 払戻金

7. 特別条件

- 第15条 特別条件

8. 保険金の支払に関する取扱

- 第16条 保険金の支払に関する取扱

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第17条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

認知症保障保険（有配当2020）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万が一の場合の保障を抑えつつ、被保険者が認知症と診断された場合の保障を重点的に確保することを主な内容とするものです。

（2）この約款の趣旨

この約款は、認知症保障保険（有配当2020）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金、死亡保険金

第1条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金）

1 この保険契約の認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 認知症 診断 保険 金	保険期間中につきの①および②をともに満たしたとき ① 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、認知症(別表45)に該当したこと ② 医師によって認知機能検査および画像検査により①に定める認知症と診断確定(別表46)されたこと	認知症診断保険金額	被 保 険 者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ii) 被保険者の犯罪行為 iii) 被保険者の薬物依存 ¹
(2) 軽度 認知 障害 診断 保険 金	保険期間中につきの①および②をともに満たしたとき ① 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、軽度認知障害(別表47)に該当したこと ② 医師によって認知機能検査および画像検査により①に定める軽度認知障害と診断確定(別表46)されたこと	認知症診断保険金額の1割	被 保 険 者	認知症診断保険金と同じ

2 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症(別表45)または軽度認知障害(別表47)と診断確定された場合には、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金は支払いません。この場合、この保険契約について、契約基本約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料を被保険者に払い戻します。

3 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号または同項第2号に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の

備考

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

規定を適用します。

- 4 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号または同項第2号に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - (2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 5 責任開始時に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれない場合、この保険契約は無効とし、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、契約基本約款に定める告知義務違反による解除もしくは重大事由による解除に関する規定によりこの保険契約が解除される場合または第2項の規定によりこの保険契約が無効となる場合、本項の規定は適用しません。
 - (1) 責任開始時に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことを、保険契約者および被保険者が知らなかったとき
 会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (2) 責任開始時に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことを、保険契約者または被保険者が知っていたとき
 会社が無効の原因を知った日（以下、「無効日」といいます。）の直前の契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日（無効日が月ごと応当日の場合は、その日の前日とします。以下、本号において同じ。）においてこの保険契約の解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、無効日の直前の月ごと応当日の前日まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。
- 6 軽度認知障害診断保険金が支払われていない場合で、認知症診断保険金の支払請求を受け、認知症診断保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 認知症診断保険金額に、軽度認知障害診断保険金相当額（認知症診断保険金の支払事由に該当した日における金額とします。ただし、次号が適用されていなかったものとした場合に軽度認知障害診断保険金が支払われるときは、軽度認知障害診断保険金の支払事由に該当した日における金額とします。以下、本条において同じ。）を加えて認知症診断保険金として支払います。
 - (2) 軽度認知障害診断保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 7 第1項第1号に定める認知症診断保険金が支払われる場合で、認知症診断保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、認知症診断保険金を支払わず、死亡保険金の金額に、認知症診断保険金相当額から死亡保険金の金額を差し引いた金額を加えて死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 前号の適用にあたって、軽度認知障害診断保険金が支払われていない場合は、前号の認知症診断保険金相当額は認知症診断保険金額に軽度認知障害診断保険金相当額を加えた金額とします。また、本号の規定を適用し死亡保険金が支払われる場合には、軽度認知障害診断保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 - (3) 死亡保険金受取人が故意に認知症診断保険金の支払事由を生じさせた場合、前2号の規定は適用しません。この場合、死亡保険金は支払わず、第6条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金の受取人）第3項から第5項までの規定を準用して認知症診断保険金を支払います。
- 8 認知症診断保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第2条（死亡保険金）

- 1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	認知症診断保険金額の1割	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由によ

り死亡保険金が支払われない場合で、解約払戻金があるときは解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、前号の場合を除きます。)
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、前2号の場合を除きます。)

第3条(認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金または死亡保険金の削減支払)

第1条(認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金)および前条(死亡保険金)の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条第1項第1号に定める認知症診断保険金の場合
会社は、認知症診断保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。
- (2) 第1条第1項第2号に定める軽度認知障害診断保険金の場合
会社は、軽度認知障害診断保険金を削減して支払うかまたは軽度認知障害診断保険金を支払わないことがあります。
- (3) 前条第1項に定める死亡保険金の場合
会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。ただし、責任準備金が死亡保険金を上回るときは、死亡保険金を削減しません。

第4条(認知症診断保険金の支払による保険契約の消滅)

認知症診断保険金が支払われた場合には、被保険者が第1条(認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金)第1項第1号に定める認知症診断保険金の支払事由に該当した時から、この保険契約は消滅したものとします。

第5条(軽度認知障害診断保険金の給付限度)

この保険契約により軽度認知障害診断保険金が支払われる限度は1回とします。

2. 保険金の受取人

第6条(認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金の受取人)

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)の場合には、第1条(認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金)第1項の規定にかかわらず、保険契約者を認知症診断保険金および軽度認知障害診断保険金(以下、「認知症診断保険金等」といいます。)の受取人とします。
- 2 認知症診断保険金等の受取人は、第1条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。
- 3 被保険者が死亡した場合、軽度認知障害診断保険金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、軽度認知障害診断保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 死亡保険金受取人(法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者(被保険者の死亡時において第11条(指定代理請求人による請求)第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が軽度認知障害診断保険金を支払った場合には、その後重複して軽度認知障害診断保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に軽度認知障害診断保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第7条(死亡保険金受取人)

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人(本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人)とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第8条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

- 1 前条(死亡保険金受取人)第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第9条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、保険金の支払時期および支払場所

第10条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱いを行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第7条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （2）第8条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （3）次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定、指定代理請求人による認知症診断保険金もしくは軽度認知障害診断保険金の請求または指定代理請求人によるこの保険契約にもとづく支払金の請求
 - （4）第13条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱い
 - （5）保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第11条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、認知症診断保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - （1）つぎの範囲内の者
 - （ア）被保険者の戸籍上の配偶者
 - （イ）被保険者の直系血族
 - （ウ）被保険者の兄弟姉妹
 - （エ）前（イ）（ウ）のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - （2）前号のほか、つぎの範囲内の者で、認知症診断保険金等の受取人のために認知症診断保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
 - （ア）被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - （イ）被保険者の財産管理を行なっている者
 - （ウ）死亡保険金受取人
 - （エ）その他前（ア）から（ウ）までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、認知症診断保険金等の受取人が認知症診断保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の認知症診断保険金等を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、認知症診断保険金等の受取人の代理人として認知症診断保険金等の請求をすることができます。
- 4 保険契約者と被保険者が同一人である場合で、第1条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金）第2項または同条第5項の規定によりこの保険契約が無効となり、かつ、保険契約者がこの保険契約にもとづく支払金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他のこの保険契約にもとづく支払金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、第1項および第2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、保険契約者の代理人としてこの保険契約にもとづく支払金の請求をすることができます。
- 5 指定代理請求人が前2項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 6 第3項または第4項の規定により、会社が認知症診断保険金等またはこの保険契約にもとづく支払金を認知症診断保険金等の受取人の代理人または保険契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその認知症診断保険金等またはその支払金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 7 本条の規定にかかわらず、故意に認知症診断保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に認知症診断保険金等の受取人を第3項に定める認知症診断保険金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第12条（保険金の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、第10条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに関会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第10条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第10条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約の更新

第13条（保険契約の更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢（契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。）が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) この保険契約に第15条（特別条件）に定める特別条件が適用されている場合
ただし、保険金削減支払法のみが適用されており、かつ、この保険契約の保険期間満了の日までに保険金を削減する期間が満了しているときには、本条の更新を取り扱います。
 - (3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合
- 3 更新後のこの保険契約の認知症診断保険金額は、更新前の認知症診断保険金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の認知症診断保険金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間および保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険期間および保険料の払込方法（回数）と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定

- める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法（回数）を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の認知症診断保険金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
 - 7 更新後のこの保険契約には更新日の認知症保障保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
 - 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
 - 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第1条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金）の規定
 - (2) 第2条（死亡保険金）の規定
 - (3) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (ア) 告知義務に関する規定
 - (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
 - (4) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
 - 10 更新前のこの保険契約の保険期間において、軽度認知障害診断保険金が支払われる場合（更新が複数回されている場合には、いずれかの保険期間において軽度認知障害診断保険金が支払われる場合を含みます。）には、更新後のこの保険契約については、軽度認知障害診断保険金を支払いません。
 - 11 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

6. 払戻金

第14条（払戻金）

- 1 この保険契約の解約払戻金は、つぎのとおりです。
 - (1) 保険期間と保険料払込期間が同一の場合
解約払戻金はありません。
 - (2) 保険期間と保険料払込期間が異なる場合
保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後は、認知症診断保険金額の1割と同額の解約払戻金があります。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときには、保険料払込期間経過後においても、会社は解約払戻金を支払いません。
 - (1) 契約基本約款に定める重大事由による解除に関する規定によりこの保険契約が解除される場合で、つぎの（ア）および（イ）のいずれにも該当するとき
 - (ア) 契約基本約款に定めるところにより、解除された日の直前の月ごと応当日の前日（解除された日が月ごと応当日の場合は、その日の前日とします。以下、本号において同じ。）において解約払戻金があれば支払う場合であること
 - (イ) 解除された日の直前の月ごと応当日の前日が保険料払込期間満了の日であること
 - (2) この保険契約に第1条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金）第5項第2号の規定が適用される場合で、無効日の直前の月ごと応当日の前日（無効日が月ごと応当日の場合は、その日の前日とします。）が保険料払込期間の満了の日であるとき（ただし、第17条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第4号の規定が適用される場合を除きます。）
- 3 責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

7. 特別条件

第15条（特別条件）

- 1 この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - (1) 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が第1条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金）第1項第1号に定める認知症診断保険金の支払事由もしくは同項第2号に定める軽度認知障害診断保険金の支払事由に該当したときまたは死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金または死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が第1条第1項第1号に定める認知症診断保険金の支払事由もしくは同項第2号に定める軽度認知障害診断保険金の支払事由に該当したときまたは死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - (2) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金はありません。また、特別保険料に対する責任準備金は、前条（払戻金）の規定を適用して計算し、この保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金を含めるものとします。

- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めず。

8. 保険金の支払に関する取扱

第16条（保険金の支払に関する取扱）

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金）第1項または第2条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金または死亡保険金が支払われる場合に限り、有効中であつたとすれば支払われる限度で、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 認知症診断保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の認知症診断保険金額にもつぎ認知症診断保険金として支払うべき金額を支払額として、解約された時の認知症診断保険金の受取人に認知症診断保険金を支払います。ただし、解約払戻金がある場合の支払額は、解約された時の認知症診断保険金額にもつぎ認知症診断保険金として支払うべき金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
- (イ) 軽度認知障害診断保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の認知症診断保険金額の1割を支払額として、解約された時の軽度認知障害診断保険金の受取人に軽度認知障害診断保険金を支払います。
- (ウ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の認知症診断保険金額にもつぎ死亡保険金として支払うべき金額を支払額として、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、解約払戻金がある場合の支払額は、解約された時の認知症診断保険金額にもつぎ死亡保険金として支払うべき金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
- (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。また、解約された時に解約払戻金が多かった場合には、解約の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
- (4) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となつた者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- (5) 解約された時の軽度認知障害診断保険金の受取人が死亡したときは、第6条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金の受取人）第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の認知症診断保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条第1項または第2条第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金または死亡保険金が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 認知症診断保険金が支払われる場合
会社は、減額前の認知症診断保険金額にもつぎ認知症診断保険金として支払うべき金額を支払額として、認知症診断保険金の受取人に認知症診断保険金を支払います。ただし、解約払戻金がある場合の支払額は、減額前の認知症診断保険金額にもつぎ認知症診断保険金として支払うべき金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
- (イ) 軽度認知障害診断保険金が支払われる場合
会社は、減額前の認知症診断保険金額の1割を支払額として、軽度認知障害診断保険金の受取人に軽度認知障害診断保険金を支払います。
- (ウ) 死亡保険金が支払われる場合
会社は、減額前の認知症診断保険金額にもつぎ死亡保険金として支払うべき金額を支払額として、死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。ただし、解約払戻金がある場合の支払額は、減額前の認知症診断保険金額にもつぎ死亡保険金として支払うべき金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
- (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。また、減額された時に減額分に対応する解約払戻金が多かった場合には、減額の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。

- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（認知症診断保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第17条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとし、解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、この保険契約について解除される時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第2条（死亡保険金）第1項に定める免責事由に該当した場合で、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 他の特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第6条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金の受取人）第1項中「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「他の特定契約の満期保険金受取人（他の特定契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、他の特定契約の年金受取人（他の特定契約に年金がある場合に限り、この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）」および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (4) この保険契約に第1条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金）第5項第2号の規定が適用される場合で、無効日の直前の月ごと応当日（無効日が月ごと応当日の場合はその日）以後無効日までに他の特定契約において保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われるときは、この保険契約については、つぎのとおり取り扱います。この場合、会社は、無効日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。
- (ア) 第1条（認知症診断保険金、軽度認知障害診断保険金）第5項第2号の規定にかかわらず、無効日においてこの保険契約の解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
- (イ) 保険契約の見直しに関する特約に定めるこの保険契約が無効となる場合の特約の払戻金に関する規定により払い戻す解約払戻金の金額は、同規定にかかわらず、無効日における金額とし、会社は、これを保険契約者に払い戻します。

入院総合保険（有配当2019）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 保険契約の型

第1条 保険契約の型

2. 給付金

第2条 給付金

第3条 給付金の削減支払

第4条 給付限度

3. 給付金の受取人

第5条 給付金の受取人

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第6条 総則

5. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第7条 請求の手続き

第8条 指定代理請求人による請求

第9条 給付金の支払時期および支払場所

6. 保険契約の更新

第10条 保険契約の更新

7. 解約払戻金

第11条 解約払戻金

8. 被保険者の死亡等

第12条 被保険者の死亡

第13条 死亡時支払金受取人

第14条 遺言による死亡時支払金受取人の変更

第15条 保険料等の払戻に関する取扱

9. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第16条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

10. 特別条件

第17条 特別条件

11. 給付金の支払に関する取扱

第18条 給付金の支払に関する取扱

12. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第19条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

入院総合保険（有配当2019）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者が入院する場合や外来手術を受ける場合等に備えていただく保険です。

（2）この約款の趣旨

この約款は、入院総合保険（有配当2019）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 保険契約の型

第1条（保険契約の型）

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、保険契約の型について、つぎのいずれかを指定するものとします。

保険契約の型	先進医療給付あり型	先進医療給付なし型
給付金の種類	入院給付金 外来手術給付金 先進医療給付金 先進医療サポート給付金	入院給付金 外来手術給付金

- 2 前項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2. 給付金

第2条（給付金）

- 1 この保険契約の入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金（以下、「給付金」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	給付金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 入院給付金	<p>つぎの(a)および(b)をともに満たしたとき (a) 被保険者が保険期間中につぎの①または②に定める入院¹をしたこと ① つぎの入院をしたとき (ア) 責任開始時以後の傷害または疾病(異常分娩(別表15)を含みます。以下、同じ。)を直接の原因とする入院(別表37)であること (イ) その入院が治療を目的とした、病院または診療所(別表38)への入院²であり、かつ、1日³以上の入院であること ② つぎの入院をしたとき (ア) 骨髄幹細胞の採取術⁴を直接の目的とする入院であること(ただし、責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術⁴を受けることを要します。) (イ) その入院が病院または診療所(別表38)への入院であり、かつ、1日³以上の入院であること (b) 1回の入院につき、(a)の入院日数が、保険期間中に1日、30日、60日、90日の各日数に達したこと</p>	入院給付金額	被保険者	<p>つぎのいずれかにより被保険者が(a)に定める入院をしたとき i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ii) 被保険者の犯罪行為 iii) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 iv) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 v) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 vi) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 vii) 被保険者の薬物依存⁵ viii) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)</p>

備考

1. 入院の有無
 入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
2. 治療を目的とする入院
 美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは、「治療を目的とする入院」に該当しません。
3. 入院日数が1日
 「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。
4. 骨髄幹細胞の採取術
 「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
5. 薬物依存
 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(2) 外来手術給付金 ₁	<p>被保険者が保険期間中につきの(a)または(b)に定める手術を受けたとき</p> <p>(a) つぎの手術を受けたとき</p> <p>① 責任開始時以後の傷害または疾病を直接の原因とする手術であること</p> <p>② その手術が治療を直接の目的とした、病院または診療所(別表38)における手術²であること</p> <p>③ その手術が公的医療保険制度(別表18)にもとづく医科診療報酬点数表(別表39)(以下、「医科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度(別表18)にもとづく歯科診療報酬点数表(別表40)によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)であること。ただし、抜歯手術を除きます。</p> <p>④ その手術が入院³(別表37)を伴わない手術であること</p> <p>(b) つぎの手術を受けたとき</p> <p>① つぎの(ア)に定める骨髄移植術⁴または(イ)に定める骨髄幹細胞の採取術⁵のいずれかであること</p> <p>(ア) (a) ①および(a) ②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術⁴</p> <p>(イ) 病院または診療所(別表38)における、責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術⁵</p> <p>② その手術が入院³を伴わない手術であること</p>	手術1回につき、入院給付金額の10%	被保険者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>ii) 被保険者の犯罪行為</p> <p>iii) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>iv) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>v) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>vi) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>vii) 被保険者の薬物依存⁶</p> <p>viii) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)</p>

備考

1. 外来手術給付金の支払対象となる手術

被保険者が第2条第1項第2号に規定する手術を受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ第2条第1項第2号の規定が適用されます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 入院の有無

入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

4. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

5. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

6. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(3) 先進医療給付金	<p>保険契約の型が「先進医療給付あり型」の場合で、被保険者が保険期間中につぎの療養（別表41）を受けたとき</p> <p>① 責任開始時以後の傷害または疾病を直接の原因とする療養であること</p> <p>② その療養が公的医療保険制度（別表18）に定める先進医療（別表42）による療養であること</p>	療養1回につき、先進医療にかかる技術料（別表43）と同額	被保険者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>ii) 被保険者の犯罪行為</p> <p>iii) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>iv) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>v) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>vi) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>vii) 被保険者の薬物依存¹</p>

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(4) 先進医療サポート給付金	<p>保険契約の型が「先進医療給付あり型」の場合で、前号に定める療養を受け、先進医療給付金が支払われるとき</p>	<p>療養1回につき、つぎの金額のうちいずれか小さい金額</p> <p>i) 20万円</p> <p>ii) 先進医療にかかる技術料（別表43）と同額</p>	被保険者	

2 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病したつぎの各号に定める疾病（「14日不担保対象感染症」といいます。）を直接の原因として入院しまたは手術もしくは先進医療による療養を受けた場合には、給付金は支払いません。

- (1) 責任開始の日において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症予防法」といいます。）第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症として認められている疾病
- (2) 責任開始の日において、感染症予防法第6条第8項の指定感染症として定められている疾病
- (3) 責任開始の日において、感染症予防法第6条第9項の新感染症として認められている疾病

3 被保険者が責任開始時前に生じた傷害または疾病を原因として入院しまたは手術もしくは先進医療による療養を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始しまたは手術もしくは先進医療による療養を受けたときは、その入院または手術もしくは先進医療による療養は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

4 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に入院しまたは手術もしくは先進医療による療養を受けた場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、その入院または手術もしくは先進医療による療養は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

5 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に入院しまたは手術もしくは先進医療による療養を受けた場合でも、その疾病に関して、責任開始時前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、その入院また

備考

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

は手術もしくは先進医療による療養は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
- (2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 6 被保険者が継続入院中の全部または一部の期間において、複数の原因により第1項第1号（a）に定める事由に該当していた場合、その継続入院は1回の入院とします。この場合、その継続入院の入院日から退院日までの入院日数について第1項第1号（b）の規定を適用します。
- 7 被保険者が第1項第1号（a）に規定する入院を2回以上したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 原因の如何を問わず、それらの入院を1回の入院とみなして各入院の入院日数を合算し、本条および第4条（給付限度）のうち入院給付金に関する規定を適用します。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、入院給付金が支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日経過後に開始した入院については、1回の入院とはみなしません。
- 8 前項第2号の規定により1回の入院とみなさない入院を2回以上したときは、前項のほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 原因の如何を問わず、それらの入院を1回の入院とみなして各入院の入院日数を合算し、本条および第4条のうち入院給付金に関する規定を適用します。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、前項第2号の規定により1回の入院とみなさない入院のうち、入院給付金が支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて60日経過後に開始した入院については、1回の入院とはみなしません。
 - (3) 前号の規定により、1回の入院とみなさない入院を2回以上したときは、本項の規定に準じて取り扱います。
- 9 前2項の規定により1回の入院とみなす入院のうち、被保険者が第1項第1号（a）に規定する入院を同一日に複数回する場合、それらの入院についてはつぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 同一日の最初の入院
その日に退院したものとします。
 - (2) 同一日の最後の入院
その日の翌日に入院が開始したものとみなします。ただし、入院日数が1日であるときは、その入院の入院日数を0日とみなします。
 - (3) 同一日の前2号以外の入院
その入院の入院日数を0日とみなします。
- 10 第1項第1号（b）において、入院日数とは、第1項第1号（a）に該当し、かつ、第1項第1号に定める免責事由または第2項に定める入院に該当しない入院の入院日数とします。
- 11 被保険者の継続入院中にこの保険契約の保険期間が満了したことによりこの保険契約が消滅した場合、この保険契約消滅後のその継続入院は、この保険契約の有効中の入院とみなして本条、次条（給付金の削減支払）および第4条の規定を適用します。ただし、外来手術給付金、先進医療給付金および先進医療サポート給付金の支払に関する規定は適用しません。
- 12 1回の入院において入院給付金が支払われる場合で、第10項に定める入院日数に含まれる日に被保険者が第1項第2号に規定する手術を受けたときは、その手術については、会社は、外来手術給付金を支払いません。
- 13 被保険者が第1項第2号に規定する手術を同一の日に複数回受けた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）には、1つの手術についてのみ本条および第4条の規定を適用して外来手術給付金を支払います。
- 14 被保険者が第1項第2号に規定する、同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項第2号の規定にかかわらず、それらの手術については、最初の手術についてのみ本条および第4条の規定を適用して外来手術給付金を支払います。
- 15 被保険者が第1項第3号に規定する、同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けた場合で、かつ、当該療養が一連の療養（別表44）に該当するときは、第1項第3号の規定にかかわらず、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。この場合、最初にその先進医療による療養を受けた時に支払事由に該当したものとみなします。
- 16 第1項第3号に定める先進医療給付金が支払われる場合で、その支払額とすでに支払った先進医療給付金の金額との合計額が第4条第3項に定める給付限度をこえるときは、その合計額がその給付限度をこえない範囲で先進医療給付金を支払います。

第3条（給付金の削減支払）

前条（給付金）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより入院または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合で、その原因により入院または手術もしくは先進医療による療養を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、給付金を削減して支払うかまたは給付金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

第4条（給付限度）

- 1 この保険契約により入院給付金が支払われる限度は100回とします。
- 2 この保険契約により外来手術給付金が支払われる限度は30回とします。
- 3 この保険契約により先進医療給付金が支払われる限度は、その支払金額を通算して2000万円とします。
- 4 入院給付金、外来手術給付金または先進医療給付金が支払われる場合で、前3項に定めるすべての給付限度に達したと

きは、最後に給付金の支払事由に該当した時から、この保険契約は消滅したものとします。

3. 給付金の受取人

第5条（給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が第13条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人（第12条（被保険者の死亡）に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第2条（給付金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
- 2 給付金の受取人は、第2条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。
- 3 被保険者が死亡した場合、給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 死亡時支払金受取人（法定相続人である死亡時支払金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第8条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が給付金を支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

4. 総則

第6条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

5. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第7条（請求の手続き）

- 1 給付金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して給付金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱いを行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による給付金の請求
 - (2) 第10条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱い
 - (3) 第12条（被保険者の死亡）に定める被保険者の死亡の通知
 - (4) 第13条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人の指定または変更に関する通知
 - (5) 第14条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）に定める遺言による死亡時支払金受取人の変更に関する通知
 - (6) 保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第8条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、給付金の受取人のために給付金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者

- (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡時支払金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
 - 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、給付金の受取人が給付金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の給付金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、給付金の受取人の代理人として給付金の請求をすることができます。
 - 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
 - 5 第3項の規定により、会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に給付金の受取人を第3項に定める給付金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第9条（給付金の支払時期および支払場所）

- 1 給付金は、第7条（請求の手続き）に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 給付金を支払うために確認が必要となつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第7条に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第7条に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

6. 保険契約の更新

第10条（保険契約の更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢（契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。）が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) この保険契約に第17条（特別条件）に定める特別条件が適用されている場合

ただし、特定部位不担保法のみが適用されている場合には本条の更新を取り扱います。この場合、この保険契約の保険期間満了の日までに会社が指定した不担保とする期間が満了しているときは、更新後のこの保険契約には更新前の特定部位不担保法は適用せず、会社が指定した不担保とする期間が満了していないときは、更新前のこの保険契約と同一の条件をつけて更新するものとします。

- (3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合
- 3 更新後のこの保険契約の入院給付金額は、更新前の入院給付金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の入院給付金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
 - 4 更新後のこの保険契約の保険期間および保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険期間および保険料の払込方法（回数）と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
 - 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法（回数）を変更して更新することができます。
 - 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の入院給付金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
 - 7 更新後のこの保険契約には更新日の入院総合保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
 - 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
 - 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第2条（給付金）の規定
 - (2) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (ア) 告知義務に関する規定
 - (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
 - (3) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
 - 10 更新後のこの保険契約について、給付金の給付限度に関する規定を適用するときは更新前のこの保険契約の保険期間において支払われた給付金の回数、金額を含みます。
 - 11 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

7. 解約払戻金

第11条（解約払戻金）

- 1 この保険契約の解約払戻金は、つぎのとおりです。
 - (1) 保険期間と保険料払込期間が同一の場合
解約払戻金はありません。
 - (2) 保険期間と保険料払込期間が異なる場合
保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後は、入院給付金額と同額の解約払戻金があります。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、契約基本約款に定める重大事由による解除に関する規定によりこの保険契約が解除される場合で、つぎの各号のいずれにも該当するときは、保険料払込期間経過後においても、会社は解約払戻金を支払いません。
 - (1) 契約基本約款に定めるところにより、解除された日の直前の契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の前日（解除された日が月ごと応当日の場合は、その日の前日とします。以下、本項において同じ。）において解約払戻金があれば支払う場合であること
 - (2) 解除された日の直前の月ごと応当日の前日が保険料払込期間満了の日であること

8. 被保険者の死亡等

第12条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡した場合は、この保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人）は、ただちに会社に通知して下さい。
- 3 第1項の場合、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合、第5条（給付金の受取人）第3項および同条第4項の規定を準用して支払います。
- 4 第1項の場合、次条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人がいるときは、前2項の規定にかかわらず、つぎの各号の規定により取り扱います。
 - (1) 死亡時支払金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。

- (2) 解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社はこれを支払いません。この場合、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡払戻金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額をその他の死亡時支払金受取人に支払い、支払わない死亡払戻金に対応する部分については、前号ただし書きに該当する場合の取扱にもとづきその部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 5 被保険者の死亡により会社が死亡払戻金または解約払戻金を支払う場合、この保険契約の消滅時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

第13条（死亡時支払金受取人）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人（本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人）とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡払戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時支払金受取人から死亡払戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第14条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）

- 1 前条（死亡時支払金受取人）第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第15条（保険料等の払戻に関する取扱）

- 1 被保険者が死亡した場合で、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、契約基本約款および保険契約の見直しに関する特約の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合は、第5条（給付金の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - (1) 契約基本約款に定めるつぎの金額
 - (ア) 保険料の払込に関する規定に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - (イ) 保険料の払込に関する規定に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
 - (ウ) 保険料の一括払込または前納に関する規定により払い戻す保険料一括払込金または保険料前納金の残額
 - (エ) 社員配当金の分配に関する規定に定める、積み立てた社員配当金および被保険者の死亡により消滅する保険契約に対して割り当てられた社員配当金
 - (2) 保険契約の見直しに関する特約に定めるつぎの金額
 - (ア) 特約の払戻金に関する規定により払い戻す金額
 - (イ) 見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付に関する規定により払い戻す貸し付けた金額の残額
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、前項に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第19条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第4号の規定が適用される場合には、本条の規定は適用しません。

9. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第16条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、この保険契約の支払事由にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することができます。
- 2 会社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めの日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
- 3 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

10. 特別条件

第17条（特別条件）

- 1 この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。

- (1) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金はありません。
 - (2) 特定部位不担保法
この方法による場合には、別表22に定める身体部位のうち、この保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病(ただし、感染症(別表2)を除きます。)の治療を目的とする被保険者の入院、手術または先進医療による療養については、第2条(給付金)に関する規定を適用しません。
- 2 特別保険料の金額ならびに不担保とする身体部位および期間は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

11. 給付金の支払に関する取扱

第18条(給付金の支払に関する取扱)

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日(年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において同じ。)までに、第2条(給付金)第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば給付金が支払われる場合に限り、有効中であつたとすれば支払われる限度で、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の給付金の受取人に給付金を支払います。この場合、入院給付金については、解約された日を含む保険料期間の末日までの入院日数に限るものとし、第2条第11項は適用されません。
 - (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。また、解約された時に解約払戻金が多かった場合には、解約の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
 - (4) 解約された時の給付金の受取人が死亡したときは、第5条(給付金の受取人)第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の入院給付金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日(年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において同じ。)までに、第2条第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 給付金が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 入院給付金が支払われる場合
会社は、減額前の入院給付金額を、第2条第1項第1号に定める支払額として給付金の受取人に支払います。
 - (イ) 外来手術給付金が支払われる場合
会社は、減額前の入院給付金額の10%を、第2条第1項第2号に定める支払額として給付金の受取人に支払います。
 - (ウ) 先進医療給付金が支払われる場合
会社は、第2条第1項第3号に定める支払額を、第2条第1項第3号に定める支払額として給付金の受取人に支払います。
 - (エ) 先進医療サポート給付金が支払われる場合
会社は、第2条第1項第4号に定める支払額を、第2条第1項第4号に定める支払額として給付金の受取人に支払います。
 - (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。また、減額された時に減額分に対応する解約払戻金が多かった場合には、減額の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約(入院給付金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。)が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

12. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第19条(複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則)

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅す

るものとし、解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、この保険契約について解除される時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

- (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第12条（被保険者の死亡）第5項の規定により、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 他の特定契約に死亡保険金のある保険契約がない場合で、被保険者が死亡したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 契約基本約款および生存給付金付定期保険契約の給付約款の規定にかかわらず、会社は、つぎに定める被保険者の死亡により会社が支払うべき金額については、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合は、第5条（給付金の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - (i) 契約基本約款に定めるところにより、合算して積み立てた社員配当金
 - (ii) 生存給付金付定期保険契約の給付約款に定めるところにより、据え置かれた生存給付金
 - (イ) (ア)の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、(ア)に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。
- (4) 他の特定契約に死亡保険金のある保険契約がある場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 死亡時支払金受取人は、他の特定契約の死亡保険金受取人と同一人であることを要し、他の特定契約の死亡保険金受取人を変更（遺言による変更の場合を含みます。）する場合は、死亡時支払金受取人についても、同一の変更の請求を行なって下さい。
 - (イ) 被保険者が死亡した場合には、第12条第3項および第4項の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
 - (i) 解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を他の特定契約の死亡保険金とともに他の特定契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、他の特定契約において死亡保険金が支払われないときは、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (ii) 他の特定契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が他の特定契約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額を他の特定契約の死亡保険金とともにその他の他の特定契約の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡払戻金に対応する部分については、前（i）ただし書きに該当する場合の取扱にもとづきその部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (ウ) 第5条（給付金の受取人）第1項中「第13条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人（第12条（被保険者の死亡）に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのはつぎのとおり読み替えます。
 - (i) 他の特定契約において養老保険契約および年金保険契約がいずれもない場合
「他の特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」
 - (ii) 前（i）以外の場合
「他の特定契約の満期保険金受取人（他の特定契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、他の特定契約の年金受取人（他の特定契約に年金がある場合に限り。この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および他の特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」
 - (エ) 第5条第3項中「死亡時支払金受取人」とあるのは「他の特定契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。

がん医療保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付金

第1条 給付金

2. 給付金の受取人

第2条 給付金の受取人

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第3条 総則

4. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第4条 請求の手続き

第5条 指定代理請求人による請求

第6条 給付金の支払時期および支払場所

5. 保険契約の更新

第7条 保険契約の更新

6. 解約払戻金

第8条 解約払戻金

7. 被保険者の死亡等

第9条 被保険者の死亡

第10条 死亡時支払金受取人

第11条 遺言による死亡時支払金受取人の変更

第12条 保険料等の払戻に関する取扱

8. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第13条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

9. 特別条件

第14条 特別条件

10. 給付金の支払に関する取扱

第15条 給付金の支払に関する取扱

11. がん保険契約からこの保険契約に変更される場合の特則

第16条 がん保険契約からこの保険契約に変更される場合の特則

12. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第17条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

がん医療保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者ががんを直接の原因として入院する場合や手術等を受ける場合に備えていただく保険です。

（2）この約款の趣旨

この約款は、がん医療保険（有配当 2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとしします。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付金

第1条（給付金）

- 1 この保険契約のがん入院給付金、がん手術給付金（20倍）、がん手術給付金（5倍）、がん放射線治療給付金（以下、「給付金」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
(1) がん入院給付金	被保険者がつぎの①および②をともに満たしたとき ① 責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されること（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。） ② 保険期間中につぎの入院をしたこと （ア）がん（別表23）を直接の原因とする入院（別表24）であること （イ）その入院が治療を目的とした、病院または診療所（別表25）への入院 ¹ であること	入院1回につき、 入院給付日額 × 入院日数	被保険者

備考

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは、「治療を目的とする入院」に該当しません。

名称	支払事由	支払額	受取人
(2) がん手術給付金 (20倍) ¹⁾	<p>被保険者がつぎの①および②をともに満たしたとき</p> <p>① 責任開始時以後保険期間中に、責任開始前を含めて初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されること</p> <p>② 保険期間中かつ、2日以上継続した入院中につきの（A）または（B）に定める手術を受けたこと</p> <p>（A）つぎの手術を受けたとき</p> <p>（ア）がん（別表23）を直接の原因とする手術であること</p> <p>（イ）その手術が治療を直接の目的とした、病院または診療所（別表25）における手術²であること</p> <p>（ウ）その手術がつぎのいずれかの手術であること</p> <p>（i）公的医療保険制度（別表18）にもとづく医科診療報酬点数表（別表19）（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度（別表18）にもとづく歯科診療報酬点数表（別表20）（以下、「歯科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）。ただし、つぎに定めるものを除きます。</p> <p>（a）創傷処理</p> <p>（b）皮膚切開術</p> <p>（c）デブリードマン</p> <p>（d）骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</p> <p>（e）外耳道異物除去術</p> <p>（f）鼻内異物摘出術</p> <p>（g）抜歯手術</p> <p>（ii）先進医療（別表21）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、つぎに定めるものを除きます。</p> <p>（a）歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術</p> <p>（b）（i）において、支払事由に該当する手術から除いているもの</p> <p>なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。</p> <p>（B）（A）（ア）および（A）（イ）を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術³を受けたとき</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>入院給付日額 × 20</p>	被保険者

備考

1. がん手術給付金（20倍）またはがん手術給付金（5倍）の支払対象となる手術

被保険者が第1条第1項第2号または第3号に規定する手術を受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ第1条第1項第2号または第3号の規定が適用されます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

名称	支払事由	支払額	受取人
(3) がん手術給付金(5倍) ¹⁾	<p>被保険者がつぎの①および②をともに満たしたとき。ただし、前号のがん手術給付金(20倍)が支払われる場合を除きます。</p> <p>① 責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めてがん(別表23)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されること</p> <p>② 保険期間中につぎの(A)または(B)に定める手術を受けたこと</p> <p>(A) つぎの手術を受けたとき</p> <p>(ア) がん(別表23)を直接の原因とする手術であること</p> <p>(イ) その手術が治療を直接の目的とした、病院または診療所(別表25)における手術²であること</p> <p>(ウ) その手術が前号②(A)(ウ)に定める手術であること</p> <p>(B) (A)(ア)および(A)(イ)を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術³を受けたとき</p>	手術1回につき、 入院給付日額 × 5	被保険者

名称	支払事由	支払額	受取人
(4) がん放射線治療給付金	<p>被保険者がつぎの①および②をともに満たしたとき</p> <p>① 責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めてがん(別表23)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されること</p> <p>② 保険期間中につぎの施術(以下、「放射線治療」といいます。)を受けたこと</p> <p>(ア) がん(別表23)を直接の原因とする施術であること</p> <p>(イ) その施術が治療を直接の目的とした、病院または診療所(別表25)における施術であること</p> <p>(ウ) その施術がつぎのいずれかであること</p> <p>(i) 医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)</p> <p>(ii) 先進医療(別表21)に該当する放射線照射または温熱療法による施術</p> <p>(エ) すでにかん放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、がん放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること</p>	放射線治療 1回につき、 入院給付日額 × 10	被保険者

2 被保険者が責任開始の日の前日以前にかん(別表23)と診断確定されていたときには、この保険契約について、契約基本約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この保険契約は無効とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者および被保険者が、被保険者が責任開始の日の前日以前にかん(別表23)と診断確定されていた事実を知らなかったとき

会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料を保険契約者に払い戻します。

(2) 保険契約者または被保険者が、被保険者が責任開始の日の前日以前にかん(別表23)と診断確定されていた事実を知っていたとき

会社が無効の原因を知った日(以下、「無効日」といいます。)の直前の契約日の月単位の応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の前日(無効日が月ごと応当日の場合は、その日の前日とします。以下、本号において同じ。)においてこの保険契約の解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、無効日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保

備考

1. がん手術給付金(20倍)またはがん手術給付金(5倍)の支払対象となる手術

被保険者が第1条第1項第2号または第3号に規定する手術を受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術については、その手術を受けた1日目についてのみ第1条第1項第2号または第3号の規定が適用されます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

- 3 第1項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にかん（別表23）と診断確定されたときには、給付金は支払いません。この場合、この保険契約について、契約基本約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- 4 被保険者が第1項第1号に規定する入院を同一の日に複数回した場合でも、がん入院給付金は重複して支払いません。
- 5 被保険者が、入院中にかん（別表23）と診断確定された場合、診断確定された日より前に入院した日数のうち、がん（別表23）の治療を目的とした入院と認められる日数については、本条の規定を適用してがん入院給付金を支払います。
- 6 被保険者の継続入院中にこの保険契約の保険期間が満了したことによりこの保険契約が消滅した場合、この保険契約消滅後のその継続入院は、この保険契約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、がん手術給付金（20倍）、がん手術給付金（5倍）およびがん放射線治療給付金の支払に関する規定は適用しません。
- 7 被保険者が第1項第2号または第3号に規定する手術を同一の日に複数回受けた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。以下、本項において同じ。）には、1つの手術についてのみ本条の規定を適用してがん手術給付金（20倍）またはがん手術給付金（5倍）を支払います。この場合、第1項第2号に規定する手術と第1項第3号に規定する手術を同一の日に受けたときには、がん手術給付金（20倍）を支払います。
- 8 被保険者が第1項第2号または第3号に規定する、同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第1項第2号および第3号の規定にかかわらず、それらの手術については、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ本条の規定を適用してがん手術給付金（20倍）またはがん手術給付金（5倍）を支払います。

2. 給付金の受取人

第2条（給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が第10条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人（第9条（被保険者の死亡）に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、前条（給付金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
- 2 給付金の受取人は、前条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。
- 3 被保険者が死亡した場合、給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 死亡時支払金受取人（法定相続人である死亡時支払金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第5条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が給付金を支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

第3条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱について規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約とくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第4条（請求の手続き）

- 1 給付金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）

を会社に提出して給付金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。

3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

- (1) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による給付金の請求
- (2) 第7条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱
- (3) 第9条（被保険者の死亡）に定める被保険者の死亡の通知
- (4) 第10条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人の指定または変更に関する通知
- (5) 第11条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）に定める遺言による死亡時支払金受取人の変更に関する通知
- (6) 保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第5条（指定代理請求人による請求）

1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、給付金の受取人のために給付金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡時支払金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。

3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、給付金の受取人が給付金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の給付金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、給付金の受取人の代理人として給付金の請求をすることができます。

4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。

5 第3項の規定により、会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金の受取人を第3項に定める給付金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第6条（給付金の支払時期および支払場所）

1 給付金は、第4条（請求の手続き）に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。

2 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第4条に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
- (2) 給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
- (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
- (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までに及ぶ事実

3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第4条に定める給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事

項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日

- (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、給付金を請求した者に通知します。
 - 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
 - 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約の更新

第7条(保険契約の更新)

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢(契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。)が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) この保険契約に第14条(特別条件)に定める特別条件が適用されている場合
ただし、特定部位不担保法のみが適用されている場合には本条の更新を取り扱います。この場合、この保険契約の保険期間満了の日までに会社が指定した不担保とする期間が満了しているときは、更新後のこの保険契約には更新前の特定部位不担保法は適用せず、会社が指定した不担保とする期間が満了していないときは、更新前のこの保険契約と同一の条件をつけて更新するものとします。
 - (3) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合
- 3 更新後のこの保険契約の入院給付日額は、更新前の入院給付日額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の入院給付日額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間および保険料の払込方法(回数)は、更新前の保険期間および保険料の払込方法(回数)と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法(回数)を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の入院給付日額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
- 7 更新後のこの保険契約には更新日のがん医療保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第1条(給付金)の規定
 - (2) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (ア) 告知義務に関する規定
 - (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
 - (3) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
- 10 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

6. 解約払戻金

第8条(解約払戻金)

- 1 この保険契約の解約払戻金は、つぎのとおりです。
 - (1) 保険期間と保険料払込期間が同一の場合
解約払戻金はありません。
 - (2) 保険期間と保険料払込期間が異なる場合
保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後は、入院給付日額の5倍と同額の解約払戻金があります。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときには、保険料払込期間経過後においても、会社

は解約払戻金を支しません。

- (1) 契約基本約款に定める重大事由による解除に関する規定によりこの保険契約が解除される場合で、つぎの(ア)および(イ)のいずれにも該当するとき
 - (ア) 契約基本約款に定めるところにより、解除された日の直前の月ごとと当日の前日(解除された日が月ごとと当日の場合は、その日の前日とします。以下、本号において同じ。)において解約払戻金があれば支払う場合であること
 - (イ) 解除された日の直前の月ごとと当日の前日が保険料払込期間満了の日であること
- (2) この保険契約に第1条(給付金)第2項第2号の規定が適用される場合で、無効日の直前の月ごとと当日の前日(無効日が月ごとと当日の場合は、その日の前日とします。)が保険料払込期間の満了の日であるとき(ただし、第17条(複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則)第5号の規定が適用される場合を除きます。)

7. 被保険者の死亡等

第9条(被保険者の死亡)

- 1 被保険者が死亡した場合は、この保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約者(保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人)は、ただちに会社に通知して下さい。
- 3 第1項の場合、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合、第2条(給付金の受取人)第3項および同条第4項の規定を準用して支払います。
- 4 第1項の場合、次条(死亡時支払金受取人)に定める死亡時支払金受取人がいるときは、前2項の規定にかかわらず、つぎの各号の規定により取り扱います。
 - (1) 死亡時支払金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
 - (2) 解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社はこれを支払いません。この場合、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (3) 死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡払戻金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額をその他の死亡時支払金受取人に支払い、支払わない死亡払戻金に対応する部分については、前号ただし書きに該当する場合の取扱にもとづきその部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- 5 被保険者の死亡により会社が死亡払戻金または解約払戻金を支払う場合、この保険契約の消滅時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

第10条(死亡時支払金受取人)

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人(本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人)とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡払戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時支払金受取人から死亡払戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第11条(遺言による死亡時支払金受取人の変更)

- 1 前条(死亡時支払金受取人)第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第12条(保険料等の払戻に関する取扱)

- 1 被保険者が死亡した場合で、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、契約基本約款および保険契約の見直しに関する特約の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合は、第2条(給付金の受取人)第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - (1) 契約基本約款に定めるつぎの金額
 - (ア) 保険料の払込に関する規定に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - (イ) 保険料の払込に関する規定に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
 - (ウ) 保険料の一括払込または前納に関する規定により払い戻す保険料一括払込金または保険料前納金の残額
 - (エ) 社員配当金の分配に関する規定に定める、積み立てた社員配当金および被保険者の死亡により消滅する保険契約に対して割り当てられた社員配当金
 - (2) 保険契約の見直しに関する特約に定めるつぎの金額
 - (ア) 特約の払戻金に関する規定により払い戻す金額
 - (イ) 見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付に関する規定により払い戻す貸し付けた金額の残額

- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、前項に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第17条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第4号の規定が適用される場合には、本条の規定は適用しません。

8. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第13条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、この保険契約の支払事由にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することができます。
- 2 会社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
- 3 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

9. 特別条件

第14条（特別条件）

- 1 この保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、この保険契約の責任を負うことがあります。
 - (1) 特別保険料徴収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金はありません。
 - (2) 特定部位不担保法
この方法による場合には、別表22に定める身体部位のうち、この保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じたがん（別表23）を直接の原因とする被保険者の入院、手術または放射線治療については、第1条（給付金）に関する規定を適用しません。
- 2 特別保険料の金額ならびに不担保とする身体部位および期間は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

10. 給付金の支払に関する取扱

第15条（給付金の支払に関する取扱）

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において同じ。）までに、第1条（給付金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば給付金が支払われる場合に限り、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の給付金の受取人に給付金を支払います。この場合、がん入院給付金については、解約された日を含む保険料期間の末日までの入院日数に限るものとし、第1条第6項は適用されません。
 - (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。また、解約された時に解約払戻金が多かった場合には、解約の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
 - (4) 解約された時の給付金の受取人が死亡したときは、第2条（給付金の受取人）第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定および保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定により、この保険契約の入院給付日額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日。以下、本項において同じ。）までに、第1条第1項に定める支払事由に該当し、給付金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、減額された日を含む保険料期間の末日までの期間については、減額前の入院給付日額により計算した金額を第1条第1項に定める支払額として給付金の受取人に支払います。
 - (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。また、減額された時に減額分に対応する解約払戻金が多かった場合には、減額の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。

- 3 契約基本約款の保険金等の受取人による保険契約の存続に関する規定に定める債権者等による保険契約の解約（入院給付日額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

11. がん保険契約からこの保険契約に変更される場合の特則

第16条（がん保険契約からこの保険契約に変更される場合の特則）

がん保険契約（以下、本条において「変更前契約」といいます。）が、主たる被保険者が死亡または高度障害状態に該当した場合の特別取扱いに関する規定によりこの保険契約（以下、本条において「変更後契約」といいます。）に変更される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 変更後契約の申込日を変更日とし、その日から会社は変更後契約の保険契約上の責任を負います。
- (2) 変更後契約の入院給付日額は、変更前契約のその被保険者のがん入院給付日額以下とします。
- (3) 変更後契約には変更日のこの保険契約の普通保険約款を適用し、その保険料は、変更日の保険料率およびその被保険者の年齢により計算します。
- (4) 変更後契約について、つぎに定める規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (ア) 第1条（給付金）の規定
 - (イ) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (i) 告知義務に関する規定
 - (ii) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (iii) 保険契約を解除できない場合に関する規定

12. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第17条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとし、解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、この保険契約について解除される時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
 - (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 第9条（被保険者の死亡）第5項の規定により、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料（以下、本項において「未払込保険料」といいます。）を会社が支払うべき金額から差し引くときは、すべての特定契約の未払込保険料の合計額を差し引きます。
- (3) 他の特定契約に死亡保険金のある保険契約がない場合で、被保険者が死亡したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 契約基本約款および生存給付金付定期保険契約の給付約款の規定にかかわらず、会社は、つぎに定める被保険者の死亡により会社が支払うべき金額については、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合は、第2条（給付金の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - (i) 契約基本約款に定めるところにより、合算して積み立てた社員配当金
 - (ii) 生存給付金付定期保険契約の給付約款に定めるところにより、据え置かれた生存給付金
 - (イ) (ア)の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、(ア)に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。
- (4) 他の特定契約に死亡保険金のある保険契約がある場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 死亡時支払金受取人は、他の特定契約の死亡保険金受取人と同一であることを要し、他の特定契約の死亡保険金受取人を変更（遺言による変更の場合を含みます。）する場合は、死亡時支払金受取人についても、同一の変更の請求を行なって下さい。
 - (イ) 被保険者が死亡した場合には、第9条第3項および第4項の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
 - (i) 解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を他の特定契約の死亡保険金とともに他の特定契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、他の特定契約において死亡保険金が支払われないときは、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (ii) 他の特定契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が他の特定契約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額を他の特定契約の死亡保険金とともにその他の他の特定契約の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡払戻金に対応する部分については、前(i)ただし書きに該当する場合の取扱にもとづきその部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - (ウ) 第2条（給付金の受取人）第1項中「第10条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人（第9条（被保険者の死亡）に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのはつぎのとおり読み替え

ます。

- (i) 他の特定契約において養老保険契約および年金保険契約がいずれもない場合
「他の特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」
 - (ii) 前(i)以外の場合
「他の特定契約の満期保険金受取人（他の特定契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、他の特定契約の年金受取人（他の特定契約に年金がある場合に限り、この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および他の特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」
- (エ) 第2条第3項中「死亡時支払金受取人」とあるのは「他の特定契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (5) この保険契約に第1条（給付金）第2項第2号の規定が適用される場合で、無効日の直前の月ごと応当日（無効日が月ごと応当日の場合はその日）以後無効日までに他の特定契約において保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われるときは、この保険契約については、つぎのとおり取り扱います。この場合、会社は、無効日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。
- (ア) 第1条（給付金）第2項第2号の規定にかかわらず、無効日においてこの保険契約の解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
- (イ) 保険契約の見直しに関する特約に定めるこの保険契約が無効となる場合の特約の払戻金に関する規定により払い戻す解約払戻金の金額は、同規定にかかわらず、無効日における金額とし、会社は、これを保険契約者に払い戻します。

特定損傷保険（有配当2012）給付約款目次

この保険およびこの約款の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 特定損傷給付金

- 第1条 特定損傷給付金
- 第2条 特定損傷給付金の削減支払
- 第3条 特定損傷給付金の給付限度

2. 特定損傷給付金の受取人

- 第4条 特定損傷給付金の受取人

第2編 この保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第5条 総則

4. 請求、特定損傷給付金の支払時期および支払場所

- 第6条 請求の手続き
- 第7条 指定代理請求人による請求
- 第8条 特定損傷給付金の支払時期および支払場所

5. 保険契約の更新

- 第9条 保険契約の更新

6. 払戻金

- 第10条 払戻金

7. 被保険者の死亡等

- 第11条 被保険者の死亡
- 第12条 死亡時支払金受取人
- 第13条 遺言による死亡時支払金受取人の変更
- 第14条 保険料等の払戻に関する取扱

8. 特定損傷給付金の支払に関する取扱

- 第15条 特定損傷給付金の支払に関する取扱

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

- 第16条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

特定損傷保険（有配当2012）給付約款

この保険およびこの約款の趣旨

（1）この保険の趣旨

この保険は、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受ける場合に備えていただく保険です。

（2）この約款の趣旨

この約款は、特定損傷保険（有配当2012）契約（以下、「この保険契約」といいます。）について、給付に関する規定およびこの保険契約独自の取扱に関する規定を定めています。この保険契約の普通保険約款は、この約款のほか、会社の定める保険契約について共通して適用される基本的な契約事項を定める契約基本約款で構成され、この保険契約にはこの約款および契約基本約款が同時に適用されるものとなります。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 特定損傷給付金

第1条（特定損傷給付金）

1 この保険契約の特定損傷給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	特定損傷給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
特定損傷給付金	被保険者が保険期間中につきの治療を受けたとき ① 責任開始時以後に発生した不慮の事故（別表12）による特定損傷（別表26）に対して受けた治療であること ② その治療が①の事故の日を含めて180日以内に受けた治療であること ③ その治療が、病院または診療所（別表27）における別表28に定める治療であること	給付金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ii) 被保険者の犯罪行為 iii) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 iv) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 v) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 vi) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 前項の規定により特定損傷給付金が支払われた場合には、その支払後に特定損傷給付金の支払原因となった同一の不慮の事故（別表12）により特定損傷給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第2条（特定損傷給付金の削減支払）

前条（特定損傷給付金）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより特定損傷（別表26）に対する治療を受けた場合で、その原因により特定損傷に対する治療を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特定損傷給付金を削減して支払うかまたは特定損傷給付金を支払わないことがあります。

（1）地震、噴火または津波によるとき

（2）戦争その他の変乱によるとき

第3条（特定損傷給付金の給付限度）

1 この保険契約による特定損傷給付金の支払は、支払回数を通算して10回をもって限度とします。

2 特定損傷給付金が支払われる場合で、その支払回数が前項に定める給付限度に達したときは、この保険契約は消滅します。

2. 特定損傷給付金の受取人

第4条（特定損傷給付金の受取人）

1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が第12条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人の場合（死亡時支払金受取人が保険契約者を含めて複数の場合を含みます。）には、第1条（特定損傷給付金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特定損傷給付金の受取人とします。

2 特定損傷給付金の受取人は、第1条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。

せん。

- 3 被保険者が死亡した場合、特定損傷給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、特定損傷給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 死亡時支払金受取人（法定相続人である死亡時支払金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第7条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が特定損傷給付金を支払った場合には、その後重複してその特定損傷給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に特定損傷給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第2編 この保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、契約基本約款に定める基本的な契約事項を除いた、この保険契約独自の取扱いについて規定するものです。
- 2 この保険契約に付加している特約があるときは、本編または付加している特約にとくに規定のない限り、本編の規定はその特約にも適用されるものとします。

4. 請求、特定損傷給付金の支払時期および支払場所

第6条（請求の手続き）

- 1 特定損傷給付金の支払事由が生じたときまたは保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除（以下、「保険料の払込の免除」といいます。）事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた特定損傷給付金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた特定損傷給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して特定損傷給付金（または保険料の払込の免除）を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱いを行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - (1) 次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特定損傷給付金の請求
 - (2) 第9条（保険契約の更新）に定める保険契約の更新に関する取扱い
 - (3) 第11条（被保険者の死亡）に定める被保険者の死亡の通知
 - (4) 第12条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人の指定または変更に関する通知
 - (5) 第13条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）に定める遺言による死亡時支払金受取人の変更に関する通知
 - (6) 保険料払込免除特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による保険料の払込の免除の請求

第7条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、特定損傷給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、特定損傷給付金の受取人のために特定損傷給付金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡時支払金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。

- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、特定損傷給付金の受取人が特定損傷給付金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の特定損傷給付金を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、特定損傷給付金の受取人の代理人として特定損傷給付金の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が特定損傷給付金を特定損傷給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその特定損傷給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に特定損傷給付金の支払事由を生じさせた者または故意に特定損傷給付金の受取人を第3項に定める特定損傷給付金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができます。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、契約基本約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第8条（特定損傷給付金の支払時期および支払場所）

- 1 特定損傷給付金は、第6条（請求の手続き）に定める特定損傷給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 特定損傷給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から特定損傷給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、第6条に定める特定損傷給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 特定損傷給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 特定損傷給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特定損傷給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 契約基本約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 契約基本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、契約基本約款の重大事由による解除に関する規定に定める保険契約者等が反社会的勢力に該当すると認められる等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特定損傷給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは特定損傷給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から特定損傷給付金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、第6条に定める特定損傷給付金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、特定損傷給付金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定損傷給付金を支払いません。
- 6 前5項の規定は、保険料の払込の免除について準用します。

5. 保険契約の更新

第9条（保険契約の更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の1か月前までにこの保険契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されます。この場合、この保険契約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの保険契約の保険期間満了の日における被保険者の年齢（契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもとづき計算します。以下、同じ。）が、この保険契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢をこえている場合
 - (2) 更新日の前日までの保険料が会社の定める期間内に払い込まれていない場合

- 3 更新後のこの保険契約の給付金額は、更新前の給付金額と同じとします。ただし、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、更新日からこの保険契約の給付金額を減額することができます。この場合、契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定を準用します。
- 4 更新後のこの保険契約の保険期間および保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険期間および保険料の払込方法（回数）と同じとします。ただし、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、保険期間を変更して更新されることがあります。
- 5 前項の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日の1か月前までに保険契約者から申出があれば、会社の定める基準にもとづき、この保険契約の保険期間または保険料の払込方法（回数）を変更して更新することができます。
- 6 第3項および前項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約によりこの保険契約の保険料の払込が免除されている場合には、第3項に定める更新後のこの保険契約の給付金額の減額および前項に定める変更は取り扱いません。
- 7 更新後のこの保険契約には更新日の特定損傷保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 契約基本約款の保険料の払込に関する規定に定める第1回保険料の払込期月の規定にかかわらず、更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期月は、更新日の属する月の初日から末日までとします。
- 9 更新後のこの保険契約について、つぎの各号に定める規定を適用するときは、更新前のこの保険契約の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (1) 第1条（特定損傷給付金）の規定
 - (2) 契約基本約款に定めるつぎの規定
 - (ア) 告知義務に関する規定
 - (イ) 告知義務違反による解除に関する規定
 - (ウ) 保険契約を解除できない場合に関する規定
 - (3) 保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除に関する規定
- 10 更新後のこの保険契約について、特定損傷給付金の給付限度に関する規定を適用するときは更新前のこの保険契約の保険期間において特定損傷給付金が支払われた回数を含みます。
- 11 第1項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

6. 払戻金

第10条（払戻金）

この保険契約の解約払戻金および責任準備金はありません。

7. 被保険者の死亡等

第11条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡した場合は、この保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人）は、ただちに会社へ通知して下さい。
- 3 第1項の場合、次条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人がいるときは、前項の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人は、ただちに会社へ通知して下さい。

第12条（死亡時支払金受取人）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人（本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人）とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第13条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）

- 1 前条（死亡時支払金受取人）第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社へ対抗することができません。

第14条（保険料等の払戻に関する取扱）

- 1 被保険者が死亡した場合で、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、契約基本約款および保険契約の見直しに関する特約の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合は、第4条（特定損傷給付金の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払いま

す。

- (1) 契約基本約款に定めるつぎの金額
 - (ア) 保険料の払込に関する規定に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - (イ) 保険料の払込に関する規定に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
 - (ウ) 保険料の一括払込または前納に関する規定により払い戻す保険料一括払込金または保険料前納金の残額
 - (エ) 社員配当金の分配に関する規定に定める、積み立てた社員配当金および被保険者の死亡により消滅する保険契約に対して割り当てられた社員配当金
 - (2) 保険契約の見直しに関する特約に定める見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付に関する規定により払い戻す貸し付けた金額の残額
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、前項に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、第16条(複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則)第3号の規定が適用される場合には、本条の規定は適用しません。

8. 特定損傷給付金の支払に関する取扱

第15条(特定損傷給付金の支払に関する取扱)

- 1 契約基本約款に定める解約に関する規定により、この保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日(年払契約の場合は、解約された日の直後の契約日の月単位の応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の前日)までに、第1条(特定損傷給付金)第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、この保険契約が有効中であつたとすれば特定損傷給付金が支払われる場合に限り、有効中であつたとすれば支払われる限度で、会社は、この保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の特定損傷給付金の受取人に特定損傷給付金を支払います。
 - (2) 解約の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号の未払込保険料に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
 - (4) 解約された時の特定損傷給付金の受取人が死亡したときは、第4条(特定損傷給付金の受取人)第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 契約基本約款に定める保険金額等の減額に関する規定により、この保険契約の給付金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日(年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日)までに、第1条第1項に定める支払事由に該当し、特定損傷給付金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、減額前の給付金額を、第1条第1項に定める支払額として特定損傷給付金の受取人に支払います。
 - (2) 減額の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号の未払込保険料に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。

9. 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

第16条(複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則)

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定によりこの保険契約が特定契約として取り扱われている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 給付約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により他の特定契約が貸付を受けている場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 他の特定契約が同規定により解除となり消滅する場合は、この保険契約も同時に解除となり将来に向かって消滅するものとして扱います。
 - (イ) 他の特定契約の消滅時にこの保険契約も消滅する場合、同規定により他の特定契約の支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を消滅するこの保険契約の支払うべき金額から差し引きます。
- (2) 他の特定契約に死亡保険金のある保険契約がない場合で、被保険者が死亡したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 契約基本約款および生存給付金付定期保険契約の給付約款の規定にかかわらず、会社は、つぎに定める被保険者の死亡により会社が支払うべき金額については、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合は、第4条(特定損傷給付金の受取人)第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - (i) 契約基本約款に定めるところにより、合算して積み立てた社員配当金
 - (ii) 生存給付金付定期保険契約の給付約款に定めるところにより、据え置かれた生存給付金
 - (イ) (ア)の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、(ア)に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。
- (3) 他の特定契約に死亡保険金のある保険契約がある場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (ア) 死亡時支払金受取人は、他の特定契約の死亡保険金受取人と同一であることを要し、他の特定契約の死亡保険金受取人を変更（遺言による変更の場合を含みます。）する場合は、死亡時支払金受取人についても、同一の変更の請求を行なって下さい。
- (イ) 第4条（特定損傷給付金の受取人）第1項中「第12条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人の場合（死亡時支払金受取人が保険契約者を含めて複数の場合を含みます。）」とあるのはつぎのとおり読み替えます。
 - (i) 他の特定契約において養老保険契約および年金保険契約がいずれもない場合
「他の特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」
 - (ii) 前（i）以外の場合
「他の特定契約の満期保険金受取人（他の特定契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、他の特定契約の年金受取人（他の特定契約に年金がある場合に限り、この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および他の特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」
- (ウ) 第4条第3項中「死亡時支払金受取人」とあるのは「他の特定契約の死亡保険金受取人」と読み替えます。

リビング・ニーズ特約（2012）目次

この特約の趣旨

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 特約保険金
- 第2条 特約保険金の削減支払
- 第3条 特約保険金の受取人

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
- 第5条 会社の責任開始期
- 第6条 指定代理請求人による請求
- 第7条 特約の消滅

- 第8条 払戻金
- 第9条 特約の社員配当金

3. 特則

- 第10条 主契約に特別条件が適用された場合の特則
- 第11条 主契約が逡増定期保険契約の場合の特則
- 第12条 主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合の特則
- 第13条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

リビング・ニーズ特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金の受取人の請求により、死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の給付に関する規定

第1条（特約保険金）

- 1 この特約の特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額のうち特約保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、第3項に定める特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者の故意 ii) 被保険者の故意 iii) 指定代理請求人の故意

- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求に関する規定に定める必要書類が会社に到達しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項の必要書類が会社に到達した日（以下、「特約保険金の請求日」といいます。）が主契約の保険期間の満了（主約款の保険契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合および主契約に保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用される場合（以下、これらの場合を「更新・変更」といいます。）を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
- 4 第1項の指定保険金額の指定については、会社の定める範囲内で取り扱います。
- 5 前項に定めるほか、この特約の被保険者と被保険者が同一である会社の定める他の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。（以下、この場合の会社の定める他の保険契約を「他契約」といいます。）
- (1) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本項において同じ。）が指定した保険金額を指定保険金額とします。
- (2) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額を指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、特約保険金の受

取人が指定した保険金額を指定保険金額とします。

この特約および特約保険金の請求日を同一
会社の定める金額 × 特約保険金の受取人が指定した保険金額 ÷ とする他契約の特約保険金の受取人が指定
した保険金額の合計額

- (3) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、指定保険金額の上限とします。
- 6 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。
- 7 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 8 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金（3大疾病保障保険契約および出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の上皮内新生物診断保険金ならびに新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の特定疾病診断保険金を除きます。以下、本項から第10項までにおいて同じ。）の請求を受け、主約款に定める保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。
- 9 特約保険金が支払われた場合には、その支払後に主約款に定める保険金の請求を受けても、会社は、指定保険金額分に対応する主約款に定める保険金を支払いません。
- 10 主約款に定める保険金が支払われた場合には、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 11 主約款の保険契約者に対する貸付に関する規定により保険契約者に対する貸付が行なわれている場合には、会社は、会社が支払うべき金額から、会社の定める計算方法により、その元利金を差し引きます。
- 12 特約保険金が支払われることにより、主約款の保険料の払込に関する規定中すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合の取扱に関する規定が適用される主契約については、当該規定の適用にあたって、特約保険金の請求日から6か月を経過した日を当該規定中の保険料の全部または一部の払込を要しなくなった事由の生じた日として取り扱います。

第2条（特約保険金の削減支払）

前条（特約保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により前条第1項に定める支払事由に該当した場合で、その原因により前条第1項に定める支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、指定保険金額分に対応する責任準備金を下回ることはありません。

第3条（特約保険金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（特約保険金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約保険金の受取人とします。
- 2 特約保険金の受取人は、第1条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条（特約の付加）

- 1 この特約は、会社の定める主契約の締結の際、その主契約に自動的に付加されます。
- 2 主契約の更新・変更の際し、主契約に付加されているこの特約は、引き続き、更新・変更後の主契約に付加されます。

第5条（会社の責任開始期）

会社は、この特約を付加する主契約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第6条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます。（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）ただし、特約保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) つぎの範囲内の者
- (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 被保険者の直系血族
- (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
- (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、特約保険金の受取人のために特約保険金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
- (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
- (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
- (ウ) 死亡保険金受取人
- (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を指定する場合は、

この特約についても同一の指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった指定をすることはできません。また、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を変更指定する場合は、この特約についても同一の変更指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった変更指定をすることはできません。

- 4 主約款の請求の手続きに関する規定に定める特約保険金の受取人による請求の規定にかかわらず、特約保険金の受取人が特約保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の特約保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前3項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金の請求をすることができます。
- 5 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 6 第4項の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 本条の規定にかかわらず、故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約保険金の受取人を第4項に定める特約保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第7条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第1条（特約保険金）に規定する特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第8条（払戻金）

この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

第9条（特約の社員配当金）

この特約に対する社員配当金はありません。

3. 特則

第10条（主契約に特別条件が適用された場合の特則）

主約款に定める特別条件の保険金削減支払法が適用されている主契約の場合で、保険金削減の期間中に特約保険金の請求があったときには、会社は、指定保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が第1条（特約保険金）第1項の支払事由に該当したときは、本条の規定は適用しません。

第11条（主契約が逡増定期保険契約の場合の特則）

主契約が逡増定期保険契約の場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条（特約保険金）第1項の支払額の規定中、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額」とあるのは、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額（主契約が逡増定期保険契約の場合は第3項に定める特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額。以下、同じ。）」と読み替えます。
- (2) 第1条第7項中、「指定保険金額分」とあるのは、「指定保険金額分（主契約が逡増定期保険契約の場合は指定保険金額に対応する基本保険金額分。以下、同じ。）」と読み替えます。

第12条（主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合の特則）

主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合で、この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一であるときには、第1条（特約保険金）第5項第2号の規定にかかわらず、主契約の保険金額を指定保険金額とします。

第13条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定めるところにより、複数の保険契約が同一の契約締結時の書面で引き受けられている場合で、それらの保険契約について、この特約が付加される保険契約（以下、本条において「付加契約」といいます。）があるときは、つぎのとおりとします。ただし、各付加契約の保険期間の満了（各付加契約が更新・変更される場合を除きます。）前1年間は、その付加契約については本条の規定を適用しません。

- (1) 付加契約に付加されているこの特約について特約保険金の請求があったときは、すべての付加契約について特約保険金の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 第1条（特約保険金）第1項に定める死亡保険金額は、各付加契約の死亡保険金額を合算した金額とします。
- (3) 付加契約に3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約、介護保障保険契約または新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約がある場合には、前2号の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (ア) 付加契約に3大疾病保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、3大疾病保障保険契約の死亡保険金は含みません。
 - ① 特約保険金を支払う前に、3大疾病保障金の請求を受け、3大疾病保障金が支払われるとき
 - ② 3大疾病保障金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
 - (イ) 付加契約に身体障害保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、身体障害保障保険契約の死亡保険金は含みません。

- ① 特約保険金を支払う前に、身体障害保険金の請求を受け、身体障害保険金が支払われるとき
- ② 身体障害保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (ウ) 付加契約に介護保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、介護保障保険契約の死亡保険金は含みません。
- ① 特約保険金を支払う前に、介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるとき
- ② 介護保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (エ) 付加契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の死亡保険金は含みません。
- ① 特約保険金を支払う前に、3大疾病保険金の請求を受け、3大疾病保険金が支払われるとき
- ② 3大疾病保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (4) 第1条第1項に定める金額の指定にあたっては、会社の定める範囲内で、各付加契約の指定保険金額の合計額としての金額を指定するものとします。
- (5) 各付加契約の指定保険金額は、会社の定める範囲内で、前号で指定する金額を基準として、特約保険金の請求日における各付加契約の死亡保険金額の割合に応じて、各付加契約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (6) 第1条第5項の規定にかかわらず、付加契約に付加されているこの特約（以下、「この特約」といいます。）の被保険者と被保険者が同一である他契約（付加契約は含まれません。以下、同じ。）にリビング・ニース特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。
- (ア) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 この特約の特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本号において同じ。）が前号の規定にもとづき指定した金額を、各付加契約の指定保険金額とします。
- (イ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額が第4号で指定された金額であったものとして、前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、この特約の特約保険金の受取人が前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。
- $$\text{会社の定める金額} \times \frac{\text{この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額}}{\text{この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額}}$$
- (ウ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、第4号で指定する金額の上限とします。
- (7) 特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第3条（特約保険金の受取人）第1項中「主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「特定契約の満期保険金受取人（特定契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、特定契約の年金受取人（特定契約に年金がある場合に限り、この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (8) この特約を解約するときは、主契約とともに解約する場合を除き、すべての特定契約に付加されているこの特約について解約することを要します。

保険料払込免除特約（2012）目次

この特約の趣旨

1. 保険料の払込の免除に関する規定

- 第1条 保険料の払込の免除
- 第2条 戦争その他の変乱により保険料の払込の免除事由に該当した場合の取扱
- 第3条 免除期間満了日

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
- 第5条 保険料率
- 第6条 指定代理請求人による請求
- 第7条 特約の解約
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 払戻金

- 第10条 主契約が更新される場合の取扱
- 第11条 保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用される場合の取扱
- 第12条 特約の社員配当金
- 第13条 法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由の変更
- 第14条 主約款に定める保険契約を解除できない場合の規定をこの特約に適用する場合の取扱

3. 特則

- 第15条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

保険料払込免除特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の3大疾病に罹患した場合、身体障害者福祉法にもとづく所定の状態に該当した場合または公的介護保険制度にもとづく所定の状態もしくは会社の定める要介護状態に該当した場合に、将来の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

1. 保険料の払込の免除に関する規定

第1条（保険料の払込の免除）

- 1 被保険者がつぎの各号の保険料の払込の免除事由のいずれかに該当したときは、会社は、第3条（免除期間満了日）に定める免除期間満了日まで、将来の保険料の払込を免除します。

名称	保険料の払込の免除事由	保険料の払込を免除しない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
保険料の払込の免除	<p>(1) つぎの①から③までのいずれかに該当したとき</p> <p>① 被保険者が責任開始時以後この特約の保険期間中に、責任開始時前を含めて初めて悪性新生物(別表3)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたこと(病理組織学的所見(生検)による診断確定については、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。)</p> <p>② 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したこと</p> <p>(i) 急性心筋梗塞(別表4)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたこと</p> <p>(ii) 急性心筋梗塞(別表4)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表7)において手術(別表8)を受けたこと</p> <p>③ 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したこと</p> <p>(i) 脳卒中(別表5)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたこと</p> <p>(ii) 脳卒中(別表5)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表7)において手術(別表8)を受けたこと</p>	

名称	保険料の払込の免除事由	免責事由
保険料の払込の免除	<p>(2) この特約の保険期間中につきの①および②をともに満たしたとき</p> <p>① 責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害¹に該当したこと</p> <p>〔責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、被保険者が、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害(以下、「複数障害」といいます。)に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級または3級の障害に該当した場合も含まれます。〕</p> <p>② ①に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</p>	<p>つぎのいずれかにより被保険者が本号①に定める障害に該当したとき</p> <p>i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>ii) 被保険者の犯罪行為</p> <p>iii) 被保険者の薬物依存²</p>
	<p>(3) この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき</p> <p>① 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態 被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度(別表9)による要介護認定を受け、要介護2以上(別表10)に該当していると認定されたこと</p> <p>② 会社の定める要介護状態 つぎの(i)および(ii)をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと</p> <p>(i) 被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態(別表11)に該当したこと</p> <p>(ii) 被保険者が、(i)の要介護状態(別表11)に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したこと</p>	<p>つぎのいずれかにより本号の保険料の払込の免除事由に該当したとき</p> <p>i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>ii) 被保険者の犯罪行為</p> <p>iii) 被保険者の薬物依存²</p>

- 2 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号②もしくは③、第2号①または第3号に該当した場合でも、保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 3 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第1項第1号②もしくは③、第2号①または第3号に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
- (2) 検査(人間ドック、健康診断を含みます。)の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 4 第1項第1号①の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日(以下、本項において「90日」といいます。)以内に悪性新生物(別表3)と診断確定された場合(90日以内に診断確定された悪性新生物(別表3)の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)には、保険料の払込の免除は行ないません。また、責任開始の日の前日以前に悪性新生物(別表3)と診断確定されておらず、かつ、90日経過後に悪性新生物(別表3)と診断確定された場合で、90日以内に診断確定された悪性新生物(別表3)の再発・転移等と認められないときは、第1項第1号①に定める保険料の払込の免除事由に含まれます。
- 5 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により保険料の払込の免除が行なわれないこととなる障害であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、この特約の保険期間中に障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 免責事由により保険料の払込の免除が行なわれないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当する場合は、その障害については、本条および次条(戦争その他の変乱により保険料の払

備考

1. 責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害

責任開始時前の傷害または疾病に責任開始時以後の傷害または疾病が加わったことにより被保険者が責任開始時以後の障害に該当している場合で、責任開始時以後の傷害または疾病がその責任開始時以後の障害に与える影響が軽微である場合(その責任開始時以後の障害の重大性からみて、責任開始時以後の傷害または疾病のみでは、医学的にはその責任開始時以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。)は、責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

込の免除事由に該当した場合の取扱)の規定を適用します。

(2) 免責事由により保険料の払込の免除が行なわれないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が4級以下の障害に該当する場合は、会社は、保険料の払込の免除は行ないません。

6 前5項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

7 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、主約款に定める保険料払込方法(回数)の変更および保険金額等の減額に関する規定は適用しません。

第2条(戦争その他の変乱により保険料の払込の免除事由に該当した場合の取扱)

前条(保険料の払込の免除)の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により前条第1項第2号または第3号に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合で、その原因により前条第1項第2号または第3号に定める保険料の払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

第3条(免除期間満了日)

第1条(保険料の払込の免除)第1項各号に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合、主契約の保険料の払込の免除が行なわれる期間は、つぎの各号に定める日(以下、「免除期間満了日」といいます。)までとします。

(1) 主契約の保険期間が終身の場合

主契約の保険料払込期間満了の日

(2) 主契約の保険期間が有期の場合

(ア) 主契約の保険期間満了の日の翌日に主約款に定める保険契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合

主契約の締結の際に会社の定める範囲内で保険契約者が選択した更新の限度となる年齢に被保険者の年齢(主約款に定める契約年齢の計算に関する規定にもつぎ計算します。以下、同じ。)が達する契約応当日(以下、「自動更新上限日」といいます。)の前日

(イ)(ア)以外の場合

主契約の保険料払込期間満了の日

2. この特約の取扱に関する規定

第4条(特約の付加)

1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。

2 この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

第5条(保険料率)

1 この特約を付加した場合、主契約には、契約日および免除期間満了日の翌日における被保険者の年齢に応じたこの特約を付加した場合の会社の定める保険料率を適用します。

2 前項の規定にかかわらず、主約款に定めるこの保険契約の一部を一時払とする特則に関する規定を適用した場合の一時払部分には、この特約を付加した場合の保険料率は適用しません。

第6条(指定代理請求人による請求)

1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) つぎの範囲内の者

(ア) 被保険者の戸籍上の配偶者

(イ) 被保険者の直系血族

(ウ) 被保険者の兄弟姉妹

(エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険契約者のために保険料の払込の免除を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者

(ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者

(イ) 被保険者の財産管理を行なっている者

(ウ) 死亡保険金受取人または死亡時支払金受取人

(エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。

3 前2項の規定にかかわらず、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を指定する場合は、この特約についても同一の指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった指定をすることはできません。また、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を変更指定する場合は、この特約についても同一の変更指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった変更指定をすることはできません。

4 主約款の請求の手続きに関する規定に定める保険契約者による保険料の払込の免除の請求の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、保険契約者が保険料の払込の免除の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の保険料の払込の免除を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前3項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、保険契約者の代理人として保険料の払込の免除の請求(保険料の

払込の免除が行なわれることにより会社が保険契約者に支払うべき金額の請求も含まれます。)をすることができます。

- 5 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に保険料の払込の免除事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第4項に定める保険料の払込の免除を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、主契約または付加している特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金、給付金、年金の受取人もしくは死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第7条（特約の解約）

保険料の払込の免除事由発生時以後は、主契約とともに解約する場合を除き、この特約の解約はできません。

第8条（特約の消滅）

主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

第9条（払戻金）

この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

第10条（主契約が更新される場合の取扱）

- 1 主約款に定める保険契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合には、この特約は更新後の主契約に自動的に付加されます。この場合、この特約についてあらかじめ会社の承諾を要しません。
- 2 前項の規定により更新後の主契約に付加されるこの特約の免除期間満了日は、更新前の主契約に付加されているこの特約の免除期間満了日と同一とします。
- 3 本条の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 更新後の主契約に付加されるこの特約には、更新日の保険料払込免除特約約款を適用します。
 - (2) 更新後の主契約の保険料率は、更新日の保険料率ならびに更新日および免除期間満了日の翌日における被保険者の年齢により計算します。

第11条（保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用される場合の取扱）

主契約に保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用され、主契約の保険期間満了時に保険期間の変更または他の保険契約への変更が行なわれる場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 変更日が変更前の主契約に付加されているこの特約（以下、「変更前付加特約」といいます。）の免除期間満了日の翌日である場合
 - (ア) この特約は、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、変更後の主契約に付加します。この場合、会社は、変更日からこの特約上の責任を負い、主約款に定める詐欺による取消、不法取得目的による無効、告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合に関する規定を準用します。
 - (イ) (ア)の規定により変更後の主契約に付加するこの特約の免除期間満了日は、第3条（免除期間満了日）の規定により新たに定めます。
 - (ウ) 本号の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (i) 変更後の主契約に付加されるこの特約には、変更日の保険料払込免除特約約款を適用します。
 - (ii) 変更後の主契約の保険料率は、変更日の保険料率ならびに変更日および免除期間満了日の翌日における被保険者の年齢により計算します。
 - (エ) (ア)の規定にかかわらず、変更前の主契約について、第1条（保険料の払込の免除）第1項の規定により保険料の払込が免除されている場合には、会社は本号の取扱を行ないません。
- (2) 変更日が変更前付加特約の免除期間満了日以前である場合
 - (ア) 変更後の主契約の保険料払込期間満了の日（変更後の主契約について第3条第2号（ア）が適用される場合は、変更後の主契約の自動更新上限日の前日。以下、本号において同じ。）が変更前付加特約の免除期間満了日をこえない場合
前条（主契約が更新される場合の取扱）の規定に準じて取り扱います。
 - (イ) 変更後の主契約の保険料払込期間満了の日が変更前付加特約の免除期間満了日をこえる場合
前号の規定に準じて取り扱います。

第12条（特約の社員配当金）

この特約に対する社員配当金はありません。

第13条（法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由の変更）

- 1 会社は、この特約の保険料の払込の免除事由にかかわる法令等の改正があり、その改正がこの特約の保険料の払込の免除事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料の払込の免除事由を変更することができます。
- 2 会社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって保険料の払込の免除事由を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特約の保険料の払込の免除事由を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第14条（主約款に定める保険契約を解除できない場合の規定をこの特約に適用する場合の取扱）

会社は、この特約が責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したことにより主約款にもとづきこの特約を解除できない場合であっても、被保険者が、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により第1条（保険料の払込の免除）第1項第2号①に定める障害に該当している場合（責任開始時前の傷害または疾病を原

因とする場合を含みます。)は、この特約を解除することができます。

3. 特則

第15条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定めるところにより、複数の保険契約が同一の契約締結時の書面で引き受けられている場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込済の特定契約を除き、すべての特定契約についてこの特約を付加することを要します。
- (2) この特約を解約するときは、主契約とともに解約する場合を除き、すべての特定契約に付加されているこの特約について解約することを要します。
- (3) 普通保険約款および特約の約款に定めるところにより、保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、そのうちの一部の特定契約についてのみ、つぎの(ア)または(イ)に該当するときは、その保険契約は、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約としては取り扱いません。ただし、つぎの(ア)に同時に該当する複数の保険契約またはつぎの(イ)に同時に該当する複数の保険契約について、会社の定めるところにより、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定を適用することがあり、この場合、同規定の適用に加えて、同規定の適用により特定契約として取り扱われる保険契約の普通保険約款および特約の約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合における諸規定を準用することがあります。
 - (ア) 告知義務違反により、付加されている保険料払込免除特約のみが解除されるとき
 - (イ) 他の特定契約については保険料の払込が免除されるにもかかわらず、保険料の払込が免除されないとき
- (4) つぎのいずれかに該当する特定契約（以下、本号において「更新・変更前特定契約」といいます。）がある場合で、その他の特定契約に付加されたこの特約のうち、特約の保険期間が、更新・変更前特定契約に付加されたこの特約の保険期間をこえるものがあるときは、第10条（主契約が更新される場合の取扱）第3項第1号および第11条（保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用される場合の取扱）第1号（ウ）（i）の規定にかかわらず、更新または変更後の特定契約には、更新または変更前に付加されているこの特約を引き続き付加します。
 - (ア) 主約款に定める保険契約の更新に関する規定により更新される場合
 - (イ) 主契約に保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用され、主契約の保険期間満了時に保険期間の変更または他の保険契約への変更が行なわれる場合
- (5) 主約款に定める請求の手続きに関する規定にかかわらず、つぎに定める特定契約がある場合で、保険料の払込の免除事由に該当し、かつ、つぎに定める保険金の請求があったときは、すべての特定契約について、保険契約者から保険料の払込の免除の請求があったものとして取り扱います。

特定契約	保険金
(ア) 3大疾病保障保険契約	3大疾病保険金
(イ) 身体障害保障保険契約	身体障害保険金
(ウ) 介護保障保険契約	介護保険金
(エ) 継続サポート3大疾病保障保険契約	3大疾病保険金
(オ) 新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約	3大疾病保険金
(カ) 新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約	3大疾病保険金
(キ) 生活サポート保険契約	初期サポート保険金（100）

個人年金保険料税制適格特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、年金保険契約または低解約払戻金型長寿生存保険契約に付加することにより、付加された保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

第1条（特約の付加）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。ただし、主契約が会社の定める基準のほか、つぎのいずれも満たす場合に限りです。

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間が10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金であるときは、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

第2条（税制適格のための特別取扱）

この特約が付加されている保険契約については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約の約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 年金開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱
主約款の社員配当金の割当に関する規定の第1項により、年金開始日前に割り当てられた社員配当金は、割当を行なったつぎの保険年度の契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）から会社所定の利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
- (2) 解約払戻金その他の払戻金の取扱
会社が支払うべきつぎの金額があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率により複利で計算した利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - (ア) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金額
 - (イ) 主契約に付加されている保険料払込免除特約が解約された場合に支払うべき払戻金
 - (ウ) 保険料前納期間が終了した場合に支払うべき保険料前納金の残額
- (3) 主約款に定める貸付金が年金開始日前に返済されない場合の取扱
主約款に定める貸付金があるままで年金開始日が到来したときは、保険契約者の申出により、つぎのいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。
 - (ア) 貸付金の元利金を会社が支払うべき第1回目の年金から差し引く方法。ただし、貸付金の元利金がか社の定める金額をこえる場合は、(イ)の方法で貸付金の返済を取り扱います。
 - (イ) 年金の一括支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法。ただし、貸付金の元利金がか社の定める金額をこえる場合は、主契約は年金開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金開始日の前日における主契約の責任準備金から貸付金の元利金を差し引き、差し引き後の金額を一時に保険契約者に支払います。この場合、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (4) 保険契約の内容の変更等の取扱
主契約の内容の変更等については、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 前条（特約の付加）の第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の基準に反することとなる主契約の内容の変更等は取り扱いません。
 - (イ) 主契約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約の内容の変更等により、貸付金の元利金がか社の定める払戻金の一定割合をこえることとなる場合は、主契約の内容の変更等は取り扱いません。

第3条（特約の消滅）

1 つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 保険料払込免除特約により、主契約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) 保険契約者が変更され、第1条（特約の付加）第1号に定めるこの特約の締結時の基準に反することとなったとき

2 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条（税制適格のための特別取扱）第2号および第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第2号の規定により積み立てられた金額があるときは、保険契約者に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引

きます。

第4条（特約の解約）

この特約だけの解約はできません。

第5条（主契約が低解約払戻金型長寿生存保険契約の場合の特則）

主契約が低解約払戻金型長寿生存保険契約の場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が死亡し、かつ、被保険者の死亡により第2条（税制適格のための特別取扱）第1号または第2号の支払うべき金額を会社が支払うときは、主約款の保険料等の払戻に関する取扱に関する規定に定める、保険契約者の他の法定相続人を代理して請求する場合の取扱を準用します。
- (2) 被保険者が死亡した場合、死亡時支払金受取人がいるときは、前号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第2条第1号および第2号の規定にかかわらず、会社は、第2条第1号または第2号の支払うべき金額を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
 - (イ) (ア)の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が一部の受取人であるときは、会社は、第2条第1号または第2号の支払うべき金額をその他の死亡時支払金受取人に支払います。
- (3) 主約款の規定により、年金の一括支払が行なわれた保険契約については、第1回年金支払基準日以後に割り当てた社員配当金は、保証期間中は、割当を行なったつぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てておき、保証期間経過後最初に到来する年金支払基準日以後の年金支払基準日に、会社の定める方法により分割して、年金とともに年金受取人に支払います。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により、この特約が付加された主契約が特定契約として取り扱われている場合は、特定契約の普通保険約款、特約の約款または第2条（税制適格のための特別取扱）第1号の規定にかかわらず、すべての特定契約につぎの各号の規定を適用します。

- (1) 年金開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱
特定契約の普通保険約款に定める社員配当金の割当に関する規定の第1項により、年金開始日前に特定契約に割り当てられた社員配当金は、割当を行なったつぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 主契約の消滅時に他の特定契約もすべて消滅する場合
積み立てた社員配当金については、保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - (イ) 主契約の消滅後も他の特定契約がある場合
積み立てた社員配当金については引き続き積み立て、他の特定契約の普通保険約款における複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める社員配当金を合算して積み立てる場合の規定にもとづき取り扱います。
- (2) 解約払戻金その他の払戻金の取扱
主契約を除く特定契約において会社が支払うべきつぎの金額があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率により複利で計算した利息をつけて積み立てておき、年金開始日まで主契約が継続したときは年金開始日に主契約の責任準備金に充当して年金額を増額します。ただし、年金開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - (ア) 解約または減額された場合に支払うべき払戻金
 - (イ) 特定契約に付加されている保険料払込免除特約が解約された場合に支払うべき払戻金
 - (ウ) 保険料前納期間が終了した場合に支払うべき保険料前納金の残額

保険契約の見直しに関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者の保障ニーズの変化にあわせて、既に締結されている1または2以上の保険契約を新しい保険契約に見直すための特約です。

第1条（見直し前契約の見直し価格）

- この特約によって見直される保険契約（以下、「見直し前契約」といいます。）の見直し価格（第6項に定める計算方法により計算した金額をいいます。以下、同じ。）は、見直しによって成立する保険契約（以下、「見直し後契約」といいます。）に対し、次項に定める充当価格のある見直し後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下、「充当期間」といいます。）にわたって、保険料の一部に充当します。ただし、見直し後契約が複数ある場合は、保険契約者は、見直し価格が保険料の一部に充当される見直し後契約を会社の定める範囲内で指定して下さい。
- 前項の規定により見直し後契約（見直し後契約が複数ある場合はそれぞれの保険契約）の保険料の一部に充当される見直し価格を「充当価格」といいます。
- 充当価格のある見直し後契約の充当保険料（充当価格から保険料の一部に充当される金額をいいます。以下、同じ。）は、充当価格および充当期間に応じて、会社の定める方法により計算します。
- 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款および付加されている特約（この特約および保険料払込免除特約は除きます。）に定める保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額（以下、この金額を「実払込保険料」といいます。）とします。
- 充当価格のある見直し後契約の保険料は、実払込保険料を保険契約者が払い込んだ時に払い込まれたものとして取り扱います。
- 第1項の見直し価格は、つぎのとおり計算します。

$$\text{見直し価格} = \text{(1)見直し価格基準額} - \text{(2)見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(1)見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 責任準備金 ② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金（積み立てた社員配当金を含みます。） ③ 据え置かれた生存給付金およびこども祝金 ④ 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ⑤ 保険料前納金または保険料一括払込金の残額 ⑥ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額 ⑦ 充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）
(2)見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 保険契約者に対する貸付が行なわれている場合のその元利金 ② 次条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ③ 未払込保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は未払込の実払込保険料とします。）

第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）

- 会社は、保険契約の見直しの際に、保険契約者の申出があったときは、見直し価格基準額（前条（見直し前契約の見直し価格）第6項第2号①または③の金額がある場合には、その金額を差し引いた金額とします。）を限度として、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。以下、本条において同じ。）に相当する金額を貸し付け、見直し後契約の保険料の払込に充当します。
- 前項に定める貸し付ける金額は、見直し後契約が月払契約の場合は保険料2回分、年払契約の場合は保険料1回分とします。
- 月払契約の見直し後契約が、見直し後契約の責任開始時以降に保険料の払込に充当することを要しなくなった場合で、第1項の規定により保険契約者に貸し付けた金額に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- 月払契約の見直し後契約について本条の取扱を行なった場合には、第1項の規定により保険契約者に貸し付けた金額を見直し後契約の保険料の払込に充当する保険料期間中は、見直し後契約の普通保険約款に定める保険金額等の減額および保険料払込方法（回数）の変更に関する規定は適用しません。
- 本条の貸付金の利息はありません。

第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）

会社が見直し後契約の申込を承諾した場合には、見直し前契約および見直し前契約に付加されている特約は見直し後契約の責任開始時に消滅します。この場合、第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項第2号に定める見直し価格差引額の金額は見直し前契約の消滅時に返済または払い込まれたものとします。

第4条（特約の払戻金）

- 1 充当価格のある見直し後契約がつぎの各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ次項以下に定めるところによりこの特約の払戻金を払い戻します。
 - (1) 見直し後契約の保険金の支払による消滅その他の次項各号に定める事由により、見直し後契約の保険料の払込が不要となる場合または見直し後契約が見直し時にさかのぼって他の保険契約に変更される場合
 - (2) 見直し後契約の保険金額等の減額その他の第3項各号に定める事由により、見直し後契約の保険料が充当期間中に変更される場合
 - (3) 見直し後契約の保険料が充当期間中に変更されることにより充当保険料を下回ることとなる場合（前号に該当する場合を除きます。）
- 2 前項第1号に定める場合については、会社は、つぎの各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金を保険契約者（第1号および第3号に定める場合は、その保険金の受取人）に払い戻します。なお、詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合は、この特約の払戻金およびすでに充当された充当保険料を払い戻しません。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(1) 保険金の支払による消滅（第3号に該当する場合を除きます。）または継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金もしくは生活サポート保険契約の初期サポート保険金（100）の支払	充当価格の残額（第5項第1号に定める金額とします。以下、本条において同じ。）	
(2) 入院総合保険契約または入院継続時収入サポート保険契約の給付金の支払による消滅	充当価格の残額	
(3) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払による消滅	充当価格の残額	特約保険金の請求日から6か月経過した日における金額とします。
(4) 死亡保険金の免責事由のうち、責任開始の日から3年以内の自殺による被保険者の死亡	充当価格の残額	
(5) 死亡保険金の免責事由のうち、保険契約者の故意による被保険者の死亡（前号に該当する場合を除きます。）	解約払戻金の金額（第5項第2号に定める金額とします。以下、本条において同じ。）	
(6) 死亡保険金の免責事由のうち、死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡（前2号に該当する場合を除きます。）	充当価格の残額	
(7) 解約	解約払戻金の金額	
(8) 解除（次号に該当する場合および第20号に該当する場合を除きます。）	解約払戻金の金額	
(9) 告知義務違反による解除または重大事由による解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(10) 見直し後契約が総合医療保険契約、がん医療保険契約、入院総合保険契約、入院継続時収入サポート保険契約または生活サポート保険契約の場合における、被保険者の死亡（次号に該当する場合を除きます。）	充当価格の残額	
(11) 見直し後契約が総合医療保険契約、がん医療保険契約、入院総合保険契約、入院継続時収入サポート保険契約または生活サポート保険契約の場合における、保険契約者の故意による被保険者の死亡	解約払戻金の金額	
(12) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていたことによる無効（保険契約者および被保険者がその事実を知らなかった場合に限り。）	充当価格	この場合、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(13) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん(別表23)と診断確定されていたことによる無効(保険契約者または被保険者がその事実を知っていた場合に限りませう。)	解約払戻金の金額	会社が無効の原因を知った日(以下、本条において「がん医療保険契約の無効日」といいます。)の直前の月ごと応当日(がん医療保険契約の無効日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、次項において同じ。)の前日における金額とします。「月ごと応当日」とは、契約日の月単位の応当日とし、応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)
(14) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん(別表23)と診断確定されたことによる無効	充当価格	この場合、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(15) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、見直し後契約の責任開始時に認知症(別表45)または軽度認知障害(別表47)の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないことによる無効(責任開始時にその原因が生じていたことを、保険契約者および被保険者が知らなかった場合に限りませう。)	充当価格	この場合、認知症保障保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(16) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、見直し後契約の責任開始時に認知症(別表45)または軽度認知障害(別表47)の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないことによる無効(責任開始時にその原因が生じていたことを、保険契約者または被保険者が知っていた場合に限りませう。)	解約払戻金の金額	会社が無効の原因を知った日(以下、本条において「認知症保障保険契約の無効日」といいます。)の直前の月ごと応当日(認知症保障保険契約の無効日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、次項において同じ。)の前日における金額とします。
(17) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症(別表45)または軽度認知障害(別表47)と診断確定されたことによる無効	充当価格	この場合、認知症保障保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(18) 保険料払込免除特約による保険料の払込の免除	充当価格の残額	
(19) 3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約の普通保険約款に定める終身保険契約または定期保険契約への変更	充当価格の残額	
(20) 継続サポート3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約の普通保険約款に定める保険契約者からの申出による保険契約の解除	充当価格	この場合、継続サポート3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約への充当保険料の充当はなかったものとします。
(21) 次条(見直し後契約の継続取扱)第2項に定める終身保険契約または定期保険契約に見直しが行なわれたものとされる取扱	充当価格の残額	
(22) 第16条(見直し前契約または見直し後契約に傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約がある場合の特則)第4項に定める、傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約に見直しが行なわれたものとされる取扱	充当価格の残額	

3 第1項第2号に定める場合については、会社は、つぎの各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金(それぞれの事由に対応する部分とします。)を保険契約者(第2号、第4号および第12号に定める場合は、その保険金の受取人)に払い戻します。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(1) 保険金額等の減額(次号に該当する場合を除きます。)	解約払戻金の金額	
(2) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払による保険金額の減額	充当価格の残額	特約保険金の請求日から6か月経過した日における金額とします。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(3) 次条第1項第1号(ア)(i)②の規定に定める見直し後契約の一部の解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(4) 次条第1項第2号の規定により、見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱うことにより保険金が支払われる場合（見直し後契約の保険金額が見直し前契約の保険金額をこえる場合に限ります。）	充当価格の残額	
(5) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第5号(イ)の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効（保険契約者および被保険者が、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていた事実を知らなかった場合に限ります。）	充当価格	この場合、無効部分については、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(6) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第5号(イ)の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効（保険契約者または被保険者が、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていた事実を知っていた場合に限ります。）	解約払戻金の金額	がん医療保険契約の無効日の直前の月ごと応当日の前日における金額とします。
(7) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第6号(イ)の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効	充当価格	この場合、無効部分については、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(8) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、次条第1項第7号(イ)の規定による見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分の無効（見直し後契約の責任開始時に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことを、保険契約者および被保険者が知らなかった場合に限ります。）	充当価格	この場合、無効部分については、認知症保障保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(9) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、次条第1項第7号(イ)の規定による見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分の無効（見直し後契約の責任開始時に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことを、保険契約者または被保険者が知っていた場合に限ります。）	解約払戻金の金額	認知症保障保険契約の無効日の直前の月ごと応当日の前日における金額とします。
(10) 見直し後契約が認知症保障保険契約の場合における、次条第1項第8号(イ)の規定による見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分の無効	充当価格	この場合、無効部分については、認知症保障保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(11) 次条第2項の規定により、見直し後契約の一部について、終身保険契約または定期保険契約に見直しが行なわれたものとされる取扱	充当価格の残額	
(12) 第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項第1号の規定により、見直し前契約の3大疾病保険金額と同額の範囲について保険金が支払われる場合（見直し後契約の3大疾病保険金額が見直し前契約の3大疾病保険金額をこえる場合に限ります。）	充当価格の残額	
(13) 第16条第4項の規定により、見直し後契約の一部について、傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約に見直しが行なわれたものとされる取扱	充当価格の残額	
(14) 第16条第4項の規定に定める見直し後契約の一部の解除	解約払戻金の金額	第6項に定める日における金額とします。

- 4 第1項第3号に定める、見直し後契約の保険料が充当期間中に変更されることにより充当保険料を下回ることとなる場合については、会社は、会社の定める計算方法により充当保険料を減額変更し、つぎの各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金（充当保険料の減額変更に対応する部分とします。）を保険契約者に払い戻します。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(1) 保険料払込免除特約のみの解約	解約払戻金の金額	
(2) 告知義務違反または重大事由による保険料払込免除特約のみの解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(3) 見直し後契約が総合医療保険契約の場合における、次条第1項第1号(ア)(ii)③の規定による疾病入院給付金の型の基本型への変更	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(4) 見直し後契約が入院総合保険契約の場合における、次条第1項第1号(ア)(iii)②の規定による保険契約の型の先進医療給付なし型への変更	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(5) 見直し後契約が新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約または新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約の場合における、次条第1項第1号(ア)(iv)②の規定による給付の種類別のがん要精検後検査等給付金なし型への変更	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(6) 保険料の払込方法(経路)の変更その他の前5号以外の事由	充当価格の残額	

5 この特約における充当価格の残額および解約払戻金の金額は、つぎの各号に定める金額とします。

(1) 充当価格の残額

会社の定める基準にもとづき、充当価格のある見直し後契約の経過した年月数に応じて計算した金額

(2) 解約払戻金の金額

充当価格の残額から会社の定める計算方法により計算した金額を差し引いた金額

6 第2項第9号、第3項第3号もしくは第14号または第4項第2号、第3号、第4号もしくは第5号に定める事由に該当する場合、つぎの各号に定める日におけるこの特約の払戻金を払い戻します。

(1) 解除された日(第4項第3号については、「基本型に変更された日」、第4項第4号については、「先進医療給付なし型に変更された日」、第4項第5号については、「がん要精検後検査等給付金なし型に変更された日」とします。以下、本項および次項において同じ。)の直前の月ごと応当日(解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本条において同じ。)以後に保険金または給付金(以下、「保険金等」といいます。)の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合

解除された日

(2) 前号以外の場合

解除された日の直前の月ごと応当日の前日

7 契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により見直し後契約が特定契約として取り扱われている場合において、つぎの各号のすべてを満たす場合には、その特定契約の解除(第4項第3号については、「基本型への変更」、第4項第4号については、「先進医療給付なし型への変更」、第4項第5号については、「がん要精検後検査等給付金なし型への変更」とします。)にあたっては、前項第2号の規定にかかわらず、前項第1号が適用される場合の取扱に準じて取り扱います。

(1) 特定契約が第2項第9号、第3項第3号もしくは第4項第2号の規定により解除された場合または第4項第3号の規定により基本型に変更された場合、第4項第4号の規定により先進医療給付なし型に変更された場合もしくは第4項第5号の規定によりがん要精検後検査等給付金なし型に変更された場合であること

(2) 他の特定契約において、前号の規定により解除された日の直前の月ごと応当日以後解除された日までに保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合であること

8 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款におけるつぎの各号の規定を適用する場合で、未払込保険料について、見直し後契約の解約払戻金から差し引くことのできない金額があるときは、その金額を第2項および第3項に定める解約払戻金の金額から差し引きます。

(1) 解約に関する規定

(2) 解除に関する規定

(3) 保険金額等の減額に関する規定

(4) 免責事由に関する規定のうち保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合の規定

(5) 総合医療保険契約、がん医療保険契約、入院総合保険契約、入院継続時収入サポート保険契約または生活サポート保険契約の普通保険約款に定める被保険者の死亡に関する規定(保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合に限りません。)

(6) がん医療保険契約の普通保険約款に定める無効に関する規定

(7) 認知症保障保険契約の普通保険約款に定める無効に関する規定

9 第4項第1号から第5号までのいずれかの事由に該当する場合で、(A)に定める対象となる未払込保険料があるときには、この特約の払戻金からその未払込保険料のうち(B)に定める金額を差し引きます。ただし、第2号(イ)、第3号(イ)、第4号(イ)または第5号(イ)の規定が適用される場合でも、第7項の規定が適用される場合には、(A)に定める対象となる未払込保険料については、それぞれ第2号(ア)、第3号(ア)、第4号(ア)または第5号(ア)の取扱に準じて取り扱います。

項目		(A) 対象となる未払込保険料	(B) 差し引く金額
(1) 第4項第1号の場合		解約の請求があったときまでにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料と付加されていない場合の保険料の差額
(2) 第4項第2号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	解除された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	解除された日の直前の月ごとと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	
(3) 第4項第3号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	基本型に変更された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	特定疾病倍額型または女性特定疾病倍額型の保険料と基本型の保険料の差額
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	基本型に変更された日の直前の月ごとと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	
(4) 第4項第4号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	先進医療給付なし型に変更された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	先進医療給付あり型の保険料と先進医療給付なし型の保険料の差額
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	先進医療給付なし型に変更された日の直前の月ごとと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	
(5) 第4項第5号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	がん要精検後検査等給付金なし型に変更された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	がん要精検後検査等給付金あり型の保険料とがん要精検後検査等給付金なし型の保険料の差額
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	がん要精検後検査等給付金なし型に変更された日の直前の月ごとと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	

10 第2項から第4項までの事由に該当した場合、充当価格のある見直し後契約において普通保険約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により貸付を受けているときは、第2項から第4項までの規定により払い戻されるこの特約の払戻金（貸付を受けている見直し後契約に対応する部分に限ります。）からその元利金を差し引きます。この場合、第2項の事由に該当した場合は、保険契約者に対する貸付に関する規定に定める保険契約が消滅したときの規定に準じて取り扱い、第3項または第4項の事由に該当した場合は、保険契約者に対する貸付に関する規定に定める保険金額等を減額した場合の取扱に準じて取り扱います。

11 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款に保険契約者に対する貸付に関する規定がある場合には、同規定に定める貸付を受けることができる解約払戻金額には、その見直し後契約についての第5項第2号に定める解約払戻金の金額が含まれるものとします。

第5条（見直し後契約の継続取扱）

1 見直し後契約について、つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合は、それぞれつぎのとおり取り扱います。また、詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合は、本条の規定は適用せず、見直し後契約は消滅し、見直し前契約は第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）の規定にもとづき消滅します。

(1) 見直し後契約の締結の際の告知義務違反により、見直し後契約が解除事由に該当した場合は、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 見直し後契約と保障内容を同一とする見直し前契約（これに準じたものとして、会社の定める見直し前契約を含みます。以下、同じ。）があるときは、つぎのとおり取り扱います。

(イ) 見直し前契約と見直し後契約の保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額に（vi）に定める率を乗じて得られる金額および死亡保険金の金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額および死亡保険金の金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額および死亡保険金の金額、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の場合は、3大疾病保険金額および死亡保険金の金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、3大疾病保険金額および死亡保険金の金額、生活サポート保険契約の場合は、初期サポート保険金（100）の支払額と、本条の規定を適用する際に第1回生活サポート年金の支払事由が生じたものとして、生活サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる生活サポート年金の金額を合計した金額とします。）、給付金額、給付日額、給付月額（就業不能保険契約の場合は、短期就業不能給付月額とします。）（保険金額、給付金額、給付日額、給付月額を合わせて、以下、「保険金額等」といいます。また、見直し前契約または見直し後契約が複数ある場合は、それぞれで合計した保険金額等とします。）を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
① 見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえないとき	会社は、見直し後契約は解除しません。
② 見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえるとき	会社は、見直し前契約の保険金額等をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。また、見直し前契約の保険金額等をこえない部分については、①に準じて取り扱います。

(ii)(i)の場合で、見直し前契約および見直し後契約が総合医療保険契約のときは、見直し後契約の疾病入院給付金の型については、つぎのとおりとします。

項目	疾病入院給付金の型
① 見直し前契約および見直し後契約の疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型のとき	特定疾病倍額型
② 見直し前契約および見直し後契約の疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型のとき	女性特定疾病倍額型
③ ①②以外のとき	基本型

(iii)(i)の場合で、見直し前契約および見直し後契約が入院総合保険契約のときは、見直し後契約の保険契約の型については、つぎのとおりとします。

項目	保険契約の型
① 見直し前契約および見直し後契約の保険契約の型が先進医療給付あり型のとき	先進医療給付あり型
② ①以外のとき	先進医療給付なし型

(iv)(i)の場合で、見直し前契約が3大疾病保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約または新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約であり、見直し後契約が新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約または新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約のときは、見直し後契約の給付の種類については、つぎのとおりとします。

項目	給付の種類
① 見直し前契約および見直し後契約の給付の種類ががん要精検後検査等給付金あり型のとき	がん要精検後検査等給付金あり型
② ①以外のとき	がん要精検後検査等給付金なし型

(v)(i)の場合で、見直し後契約が継続サポート3大疾病保障保険契約のときは、見直し後契約の保険契約の型については、保険契約者が見直し後契約の締結の際に指定した保険契約の型と同じとします。

(vi) 継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額に乘じる率は、継続サポート3大疾病保障保険契約の保険契約の型に応じて、つぎのとおりとします。

継続サポート3大疾病保障保険契約の保険契約の型	3大疾病保険金額に乘じる率
10倍型	1.4
5倍型	1.8
同額型	5

(イ) 見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されているときは、見直し後契約が解除される場合を除き、会社は、見直し後契約に付加されている保険料払込免除特約は解除しません。

(2) 見直し後契約と保障内容を同一とする見直し前契約があり、かつ、被保険者が見直し後契約の責任開始時以後につきいずれかに該当した場合は、その原因が見直し後契約の責任開始時に生じていたために普通保険約款に定める支払事由に該当しない場合でも、その原因が見直し前契約の責任開始時以後に生じていたときは、見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。ただし、見直し前契約の保険金額等をこえる部分については、本号の規定は適用しません。

(ア) 被保険者が普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる状態に該当したとき

(イ) 被保険者が普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる入院もしくは治療をしまは手術、放射線治療もしくは先進医療による療養を受けたとき

(3) 見直し前契約および見直し後契約に、保険料払込免除特約(以下、本号において「特約」といいます。)が付加されており、かつ、被保険者が見直し後契約に付加されている特約の責任開始時以後に保険料の払込の免除の対象となる状態に該当した場合は、その原因が見直し後契約に付加されている特約の責任開始時に生じていたために特約に定める保険料の払込の免除事由に該当しない場合でも、その原因が見直し前契約に付加されている特約の責任開始時以後に生じていたときは、見直し後契約に付加されている特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(4) 被保険者が、見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により死亡した場合は、見直し後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、見直し前契約と見直し後契約の死亡保険金額(継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金額の1割の金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保障保険金額の1割の金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額の1割の金額、新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約の場合は、新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約の3大疾病保険金額の1割の金額とします。また、見直し前契約または見直し後契約が複数ある場合は、それぞれで合計した死亡保険金額とします。以下、本条において同じ。)を比較し、つぎのとおり取り扱います。ただし、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により死亡した場合で、見直し後契約により死亡保険金として支払われる金額が、

見直しは行なわれず見直し前契約は消滅しなかったものとして取り扱った場合に見直し前契約により死亡保険金として支払われる金額をこえるときは、会社は、そのこえる部分を支払いません。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえないとき	会社は、見直し後契約の死亡保険金を支払います。
(イ) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえるとき	会社は、見直し前契約の死亡保険金額の範囲内で見直し後契約の死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。この場合、会社は、見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

- (5) 見直し前契約および見直し後契約にがん医療保険契約がある場合で、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日経過後、見直し後契約の責任開始の日の前日以前に初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていたときは、見直し前契約と見直し後契約のがん医療保険契約の入院給付日額を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえないとき	見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていたときの規定による無効の取扱は行ないません。
(イ) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえるとき	(i) 見直し前契約の入院給付日額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていたときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の入院給付日額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

- (6) 見直し前契約および見直し後契約にがん医療保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときは、見直し前契約と見直し後契約のがん医療保険契約の入院給付日額を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえないとき	見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表23）と診断確定されたときの規定による無効の取扱は行ないません。
(イ) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえるとき	(i) 見直し前契約の入院給付日額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表23）と診断確定されたときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の入院給付日額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

- (7) 見直し前契約および見直し後契約に認知症保障保険契約がある場合で、見直し前契約の責任開始時以後見直し後契約の責任開始時に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないときは、見直し前契約と見直し後契約の認知症保障保険契約の認知症診断保険金額を比較し、つぎのとおり取り扱います。ただし、次号（イ）（i）の規定が適用される場合は、本号（イ）（i）の規定は適用しません。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の認知症診断保険金額が見直し前契約の認知症診断保険金額をこえないとき	本項第2号の規定にもとづき、見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。この場合、見直し後契約の普通保険約款に定める責任開始時に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないときの規定による無効の取扱は行ないません。
(イ) 見直し後契約の認知症診断保険金額が見直し前契約の認知症診断保険金額をこえるとき	(i) 見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める責任開始時に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）の原因が生じていたことにより、認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の支払が行なわれないときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の認知症診断保険金額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

- (8) 見直し前契約および見直し後契約に認知症保障保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）に該当し医師によって認知機能検査および画像検査により診断確定（別表46）されたときは、見直し前契約と見直し後契約の認知症保障保険契約の認知症診断保険金額を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の認知症診断保険金額が見直し前契約の認知症診断保険金額をこえないとき	見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）と診断確定されたときの規定による無効の取扱は行ないません。
(イ) 見直し後契約の認知症診断保険金額が見直し前契約の認知症診断保険金額をこえるとき	(i) 見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて1年以内に認知症（別表45）または軽度認知障害（別表47）と診断確定されたときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の認知症診断保険金額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

(9) 前8号の適用にあたって、見直し前契約と見直し後契約の保険金額等または死亡保険金額を比較する際は、第3条の規定にかかわらず見直し前契約は消滅しなかったものとして、つぎに定める日における金額を比較します。

(ア) 保険金等の支払事由に該当した場合は、その日

(イ) (ア) 以外の場合には、つぎに定める日

(i) 第1号の場合

会社が告知義務違反による解除の原因を知った日

(ii) 第5号の場合

会社が無効の原因を知った日

2 見直し後契約の3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約、介護保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、特定重度疾病保障保険契約、認知症保障保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約（以下、本条において「3大疾病保障保険契約等」といいます。）について前項第1号

(ア) (i) ②の規定が適用される場合は、同規定に加えてつぎの各号のとおり取り扱います。また、見直し後契約の3大疾病保障保険契約等と保障内容を同一とする見直し前契約がなく、普通保険約款の規定により3大疾病保障保険契約等が解除される場合も、本項の規定を適用します。

(1) 見直し前契約と見直し後契約の死亡保険金額に応じて、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえないとき	解除したとした場合の見直し後契約の3大疾病保障保険契約等の保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保障金額の1割の金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保障金額の1割の金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額の1割の金額、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の場合は、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の3大疾病保障金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の3大疾病保障金額の1割の金額とします。）と同額の次号に定める保険契約に、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとして取り扱います。
(イ) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえるとき	解除したとした場合の見直し後契約の死亡保険金額が、見直し前契約の死亡保険金額を下回る場合は、つぎのとおり取り扱います。 (i) 見直し前契約の死亡保険金額と、解除したとした場合の見直し後契約の死亡保険金額との差額と同額の部分については、その保険金額と同額の次号に定める保険契約に、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとして取り扱います。 (ii) 見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。

(2) 前号(ア)または(イ)(i)の規定の適用にあたって、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとする保険契約は、見直し後契約の保険期間が終身の場合は終身保険契約、有期の場合は定期保険契約とします。

(3) 見直し後契約に3大疾病保障保険契約等が複数ある場合、第1号(イ)の適用にあたっては、同号(イ)(i)の規定に定めるその保険金額と同額の金額となるまで、つぎに定める順位により前号に定める保険契約に見直しが行なわれたものとします。

(ア) 継続サポート3大疾病保障保険契約

(イ) 新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約

(ウ) 特定重度疾病保障保険契約および認知症保障保険契約（見直し後契約に特定重度疾病保障保険契約および認知症保障保険契約がある場合、次号に定める支払金の金額が大きくなる順とします。）

(エ) 新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約

(オ) 3大疾病保障保険契約

(カ) 身体障害保障保険契約

(キ) 介護保障保険契約

(4) 第1号(ア)または同号(イ)(i)に該当する場合には、会社の定める方法により、保険料および所定の金額の差額を保険契約者に払い戻します。

- 3 前項の規定に該当する場合で、見直し後契約について死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 前項の規定は適用せず、会社は、見直し前契約の死亡保険金額と同額の範囲について死亡保険金を支払い、見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。
 - (2) 見直し後契約に3大疾病保障保険契約等が複数ある場合、前号の規定の適用にあたっては、見直し前契約の死亡保険金額と同額の金額となるまで、つぎに定める順位により解除します。
 - (ア) 新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約
 - (イ) 3大疾病保障保険契約
 - (ウ) 身体障害保障保険契約
 - (エ) 介護保障保険契約
 - (オ) 継続サポート3大疾病保障保険契約、特定重度疾病保障保険契約、認知症保障保険契約および新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約
 - (3) 見直しは行なわれず見直し前契約は消滅しなかったものとして取り扱った場合に見直し前契約により死亡保険金として支払われる金額が、見直し前契約の死亡保険金額をこえるときは、前2号中「見直し前契約の死亡保険金額」とあるのは「見直しは行なわれず見直し前契約は消滅しなかったものとして取り扱った場合に見直し前契約により死亡保険金として支払われる金額（見直し前契約が複数ある場合は、それぞれで合計した金額とします。）」と読み替えます。
- 4 本条に定める保険金額または死亡保険金額には、年金保険契約の死亡保険金額は含まれません。

第6条（見直し前契約または見直し後契約に通増定期保険契約がある場合の特則）

- 1 見直し前契約または見直し後契約に通増定期保険契約がある場合、前条（見直し後契約の継続取扱）の規定の適用にあたっては、通増定期保険契約の死亡保険金額については、前条第1項第9号の規定にかかわらず、見直し前契約および見直し後契約それぞれの保険期間満了の日における死亡保険金額を比較します。
- 2 見直し前契約または見直し後契約に通増定期保険契約がある場合でも、つぎの各号に該当するときは、前項の規定は適用しません。
 - (1) 見直し後契約が保険金の支払により消滅するとき
 - (2) 見直し前契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約または傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約があり、見直し後契約が通増定期保険契約の場合で、前条の規定を適用したとした場合の基本保険金額が前項の規定を適用したとした場合の基本保険金額より小さくなる時。ただし、前条第1項第9号に定める日が見直し前契約が消滅しなかったとした場合における見直し前契約の傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約の普通保険約款に定める第1保険期間中にあるときまたは傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約の普通保険約款に定める第1保険期間中にあるときに限ります。

第7条（見直し前契約に継続サポート3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合の特則）

見直し前契約に継続サポート3大疾病保障保険契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約があり、見直し後契約に3大疾病保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）の規定の適用にあたっては、同条の規定を適用した場合の3大疾病保障保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保障金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保障保険金額に同条第1項第1号（ア）（vi）に定める率を乗じて得られる金額とします。）をより大きくすることを目的として、同条の規定にかかわらず、見直し後契約を会社の定める保険契約に変更することがあります。

第8条（見直し前契約または見直し後契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約がある場合の特則）

- 1 見直し後契約が傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約の場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第4号の規定は適用しません。
- 2 見直し前契約または見直し後契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約がある場合、第5条（第1項第4号は除きます。）の規定の適用にあたっては、傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約の死亡保険金額については、第5条第1項第9号の規定にかかわらず、見直し前契約および見直し後契約それぞれの保険期間満了の日における死亡保険金額を比較します。
- 3 見直し前契約または見直し後契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約がある場合でも、つぎの各号に該当するときは、前項の規定は適用しません。
 - (1) 見直し後契約が保険金の支払により消滅するとき
 - (2) 第6条（見直し前契約または見直し後契約に通増定期保険契約がある場合の特則）第2項第2号に該当するとき
 - (3) 見直し前契約に傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約があり、見直し後契約が通増定期保険契約、傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約および傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約以外のとき。ただし、第5条第1項第9号に定める日が見直し前契約が消滅しなかったとした場合における見直し前契約の傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約の普通保険約款に定める第1保険期間中にあるときに限ります。

第9条（見直し前契約または見直し後契約に入院総合保険契約がある場合の特則）

見直し前契約または見直し後契約に入院総合保険契約がある場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）の規定により入院給付日額と入院給付金額を比較するにあたっては、入院給付日額に30を乗じて得られる金額を入院給付金額とみなします。

第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）

- 見直し前契約および見直し後契約に3大疾病保障保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約のいずれかがある場合で、普通保険約款に定めるつぎの各号に該当するときは、見直し前契約の3大疾病保障金額（第1号に該当するときは、継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保障金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保障金額に第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第1号（ア）（vi）に定める率を乗じて得られる金額とします。以下、本項において同じ。）と同額の範囲については、それぞれつぎの各号のとおり取り扱います。この場合、継続サポート3大疾病保障保険契約については、第5条第1項第1号（ア）（v）の規定を準用します。ただし、見直し前契約の3大疾病保障金額をこえる部分についてはそのまま継続したものと取り扱います。
 - 被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき
普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合の規定による3大疾病保障金を支払わない取扱は行ないません。
 - 被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて上皮内新生物等（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき
普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合の規定による上皮内新生物診断保険金を支払わない取扱および特定疾病診断保険金を支払わない取扱は行ないません。
- 見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときには、保険料払込免除特約に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合の規定による保険料の払込の免除をしない取扱は行ないません。

第11条（見直し後契約に総合医療保険契約または入院総合保険契約がある場合の特則）

- 見直し後契約に総合医療保険契約または入院総合保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に普通保険約款に定める骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたときまたは骨髄幹細胞の採取術を受けたときは、見直し前契約の総合医療保険契約、こども総合医療保険契約または入院総合保険契約の入院給付日額または入院給付金額と同額の範囲については、1年を経過した日以後に骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたものまたは骨髄幹細胞の採取術を受けたものとみなして取り扱います。
- 見直し後契約に入院総合保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した普通保険約款に定める14日不担保対象感染症を直接の原因として入院したまたは手術もしくは先進医療による療養を受けたときは、見直し前契約の総合医療保険契約、こども総合医療保険契約または入院総合保険契約の入院給付日額または入院給付金額と同額の範囲については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した14日不担保対象感染症を直接の原因として入院したまたは手術もしくは先進医療による療養を受けた場合の規定による給付金を支払わない取扱は行ないません。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 見直し後契約の普通保険約款に定める入院給付金の支払事由（b）において、入院日数とは、見直し後契約の普通保険約款に定める入院給付金の支払事由（a）に該当し、かつ、見直し後契約の普通保険約款に定める入院給付金の免責事由に該当しない入院の入院日数とします。
 - 1回の入院において入院給付金が支払われる場合で、前号に定める入院日数に含まれる日に被保険者が見直し後契約の普通保険約款に定める外来手術給付金の支払事由に規定する手術を受けたときは、その手術については、会社は、外来手術給付金を支払いません。
 - 見直し前契約が保険契約の型が先進医療給付なし型の入院総合保険契約の場合で、被保険者が本項本文に定める先進医療による療養を受けたときは、本項本文の規定にかかわらず、その療養については、会社は、先進医療給付金を支払いません。
- 前2項の規定により入院給付日額と入院給付金額を比較するにあたっては、入院給付日額に30を乗じて得られる金額を入院給付金額とみなします。

第12条（見直し前契約に産前サポート給付金付3大疾病保障保険契約がある場合の特則）

見直し前契約に産前サポート給付金付3大疾病保障保険契約がある場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第1号（ア）（iv）、第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項および第14条（見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合の特則）第1号の適用にあたっては、見直し前契約の3大疾病保障保険契約には、産前サポート給付金付3大疾病保障保険契約が含まれるものとします。

第13条（見直し後契約に入院継続時収入サポート保険契約がある場合の特則）

- 見直し後契約に入院継続時収入サポート保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に普通保険約款に定める骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたときは、見直し前契約の入院継続時収入サポート保険契約の給付月額と同額の範囲については、1年を経過した日以後に骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたものとみなして取り扱います。
- 見直し後契約に入院継続時収入サポート保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した普通保険約款に定める14日不担保対象感染症を直接の原因として入院したときは、見直し前契約の就業不能保険契約または入院継続時収入サポート保険契約の短期就業不能給付月額または給付月額と同額の範囲については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した14日

不担保対象感染症を直接の原因として入院した場合の規定による収入サポート給付金を支払わない取扱は行ないません。この場合、見直し後契約の普通保険約款に定める収入サポート給付金の支払事由(b)において、入院日数とは、見直し後契約の普通保険約款に定める収入サポート給付金の支払事由(a)に該当し、かつ、見直し後契約の普通保険約款に定める収入サポート給付金の免責事由に該当しない入院の入院日数とします。

第14条（見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合の特則）

見直し後契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約があり、見直し前契約につき各号の保険契約がある場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 見直し前契約に3大疾病保障保険契約または継続サポート3大疾病保障保険契約がある場合
 - (ア) 見直し後契約の普通保険約款に定める特定疾病診断保険金の支払事由については、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第2号の規定による見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行ないません。
 - (イ) 第5条第1項第2号または第10条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項の規定が適用され3大疾病保障保険金が支払われる場合は、見直し後契約の普通保険約款に定める特定疾病診断保険金の支払事由のうち、3大疾病保障保険金が支払われるときに該当しないものとして取り扱います。ただし、見直し前契約と見直し後契約の3大疾病保障保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保障保険金の金額と継続サポート年金支払期間満了の日まで被保険者が生存していたとした場合に支払われる継続サポート年金の金額を合計した金額で、継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保障保険金額に第5条第1項第1号（ア）（vi）に定める率を乗じて得られる金額とします。以下、本号において同じ。）を比較し、見直し後契約の3大疾病保障保険金額が見直し前契約の3大疾病保障保険金額をこえないときは、見直し後契約の普通保険約款に定める特定疾病診断保険金の支払事由のうち、3大疾病保障保険金が支払われるときに該当するものとして取り扱います。この場合、支払われる特定疾病診断保険金の金額は、見直し後契約の特定疾病診断保険金の金額と、見直し前契約と見直し後契約の3大疾病保障保険金額の差額のうち、いずれか低い方の金額とします。
- (2) 見直し前契約に新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約または新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約がある場合
 - (ア) 第5条第1項第2号または第10条第1項の規定が適用され3大疾病保障保険金が支払われるときは、見直し後契約の普通保険約款に定める特定疾病診断保険金の支払事由のうち、3大疾病保障保険金が支払われるときに該当することにより支払われる特定疾病診断保険金の金額は、見直し前契約と見直し後契約の特定疾病診断保険金の金額のうち、いずれか低い方の金額とします。
 - (イ) 見直し前契約および見直し後契約の給付の種類ががん要精検後検査等給付金あり型の場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に別表54に定めるがん検診を受診したときは、1年を経過した日以後に別表54に定めるがん検診を受診したものとみなして取り扱います。

第15条（見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合の特則）

見直し後契約に生活サポート保険契約があり、見直し前契約に身体障害保障保険契約または介護保障保険契約がある場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 見直し後契約の保険金額等と比較する見直し前契約の保険金額等は、つぎのとおりとします。
 - (ア) 見直し前契約に身体障害保障保険契約があり、被保険者がその身体障害保障保険契約の普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる状態に該当している場合は、見直し前契約の身体障害保障保険契約の保険金額とします。
 - (イ) 見直し前契約に介護保障保険契約があり、被保険者がその介護保障保険契約の普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる状態に該当している場合は、見直し前契約の介護保障保険契約の保険金額とします。
 - (ウ) (ア) および (イ) 以外の場合で、見直し前契約に身体障害保障保険契約および介護保障保険契約があるときは、身体障害保障保険契約と介護保障保険契約の保険金額のうち、いずれか低い方の金額とします。
 - (エ) (ア)、(イ) および (ウ) 以外の場合は、0とします。
- (2) 見直し後契約の普通保険約款に定める初期サポート保険金（50）の支払事由については、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第2号の規定による見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行ないません。
- (3) 見直し後契約の初期サポート保険金（50）が支払われていない場合で、第5条第1項第2号の規定が適用され、見直し後契約の初期サポート保険金（100）が支払われるときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約の普通保険約款に定める初期サポート保険金（50）の支払事由に該当し、初期サポート保険金（50）が支払われる場合
初期サポート保険金（100）の支払額に、初期サポート保険金（50）の支払額を加えて初期サポート保険金（100）として支払います。
 - (イ) 見直し前契約と見直し後契約の保険金額等を比較し、見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえない場合（ただし、(ア) の場合を除きます。）
初期サポート保険金（50）の支払額と、見直し前契約と見直し後契約の保険金額等の差額のうち、いずれか低い方の金額を、初期サポート保険金（100）の支払額に加えて初期サポート保険金（100）として支払います。
 - (ウ) (ア) および (イ) 以外の場合
初期サポート保険金（100）の支払額を初期サポート保険金（100）として支払います。
- (4) 第5条第1項第1号または同項第2号の規定が適用される場合でも、見直し後契約のうち、保険金等が支払われることとなる部分または保険金等が支払われずに継続することとなる部分のそれぞれについて、生活サポート年金額が会社の定める限度を下回るときは、その部分は消滅します。この場合、会社は、会社の定める方法で計算した金額があるときは、その金額を保険契約者（初期サポート保険金（100）として支払われる場合は、初期サポート保険金（100）の受取人）に支払います。

第16条（見直し前契約または見直し後契約に傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約がある場合の特則）

- 1 見直し後契約が傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約の場合、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第4号の規定は適用しません。
- 2 見直し前契約または見直し後契約に傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約がある場合、第5条（第1項第4号は除きます。）および第4項の規定の適用にあたっては、傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約の保険金額等または死亡保険金額については、第5条第1項第9号の規定にかかわらず、見直し前契約および見直し後契約それぞれの保険期間満了の日における保険金額等または死亡保険金額を比較します。
- 3 見直し前契約または見直し後契約に傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約がある場合でも、つぎの各号に該当するときは、前項の規定は適用しません。この場合、第5条第1項第9号中「保険金額等または死亡保険金額」とあるのは「保険金額等、死亡保険金額または介護保険金額」と読み替えます。
 - (1) 見直し後契約が保険金の支払により消滅するとき
 - (2) 第6条（見直し前契約または見直し後契約に逦増定期保険契約がある場合の特則）第2項第2号に該当するとき
 - (3) 見直し前契約に傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約があり、見直し後契約が逦増定期保険契約、傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約および傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約以外のとき。ただし、第5条第1項第9号に定める日が見直し前契約が消滅しなかったとした場合における見直し前契約の傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約の普通保険約款に定める第1保険期間中にあるときに限ります。
- 4 見直し後契約にのみ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約がある場合で、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定により傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約が解除されるときは、会社は、つぎの各号のとおり取り扱うことがあります。
 - (1) 見直し前契約と見直し後契約の死亡保険金額に応じて、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア)見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえないとき	解除したとした場合の見直し後契約の保険金額と同額の傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約に、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとして取り扱います。
(イ)見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえるとき	解除したとした場合の見直し後契約の死亡保険金額が、見直し前契約の死亡保険金額を下回る場合は、つぎのとおり取り扱います。 (i) 見直し前契約の死亡保険金額と、解除したとした場合の見直し後契約の死亡保険金額との差額と同額の部分については、その保険金額と同額の傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約に、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとして取り扱います。 (ii) 見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。

- (2) 前号（ア）または同号（イ）（i）に該当する場合には、会社の定める方法により、保険料および所定の金額の差額を保険契約者に払い戻します。

第17条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）

見直し前契約に総合医療保険契約、がん医療保険契約、継続サポート3大疾病保障保険契約、特定重度疾病保障保険契約、入院総合保険契約、認知症保障保険契約、就業不能保険契約、入院継続時収入サポート保険契約、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約または生活サポート保険契約（以下、本条において「無解約払戻金型保険契約」といいます。）がある場合、その無解約払戻金型保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 見直し価格については、見直し前契約における積み立てた社員配当金および据え置かれた生存給付金を除き、第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項の規定にかかわらず、つぎのとおり計算します。ただし、（イ）の金額が（ア）の金額を上回るときは、見直し価格Aは0とし、見直し価格Bの計算において、（イ）の金額から（ア）の金額を差し引いた金額を（エ）②のとおり、（エ）の金額に含めるものとします。

見直し後契約	見直し価格
無解約払戻金型保険契約がある場合	見直し価格A + 見直し価格B
無解約払戻金型保険契約がない場合	見直し価格B

$$\text{見直し価格A} = (\text{ア}) \text{見直し価格基準額} - (\text{イ}) \text{見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(ア) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 無解約払戻金型保険契約の責任準備金（見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、責任準備金から解約払戻金を差し引いた金額とします。） ② 見直し価格Aにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）
(イ) 見直し価格差引額	見直し前契約の無解約払戻金型保険契約の未払込保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は未払込の実払込保険料とします。）

$$\text{見直し価格B} = (\text{ウ}) \text{見直し価格基準額} - (\text{エ}) \text{見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(ウ) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 会社の定める計算方法により計算した社員配当金 ② 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ③ 保険料前納金または保険料一括払込金の残額 ④ 第1条第6項の見直し価格および見直し価格Bにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。） ⑤ 見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、見直し前契約の解約払戻金
(エ) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ② (イ)の金額が(ア)の金額を上回るときは、(イ)の金額から(ア)の金額を差し引いた金額

- (2) 見直し価格Aについては、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第1条第1項の規定にかかわらず、見直し後契約のうち無解約払戻金型保険契約の保険料の一部に充当します。
- (イ) 見直し後契約に無解約払戻金型保険契約が複数ある場合、保険契約者は、保険料の一部に充当される見直し後契約を指定することはできません。この場合、会社の定める基準にもとづき、それぞれの無解約払戻金型保険契約の保険料の一部に充当します。
- (ウ) 第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）の見直し価格基準額には、前号（ア）の金額は含みません。
- (エ) 第4条（特約の払戻金）の規定にかかわらず、見直し価格Aに対応する部分についてはこの特約の払戻金はありません。
- (3) 見直し価格Bについては、第1条第6項の見直し価格と同様に取り扱い、見直し価格Bと第1条第6項の見直し価格は通算するものとします。
- (4) 見直し前契約が無解約払戻金型保険契約のみの場合、第1号（ウ）に定める見直し価格基準額に見直し前契約における積み立てた社員配当金および据え置かれた生存給付金を含めるものとします。
- (5) 第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）はつぎのとおり読み替えます。
- 「 会社が見直し後契約の申込を承諾した場合には、見直し前契約および見直し前契約に付加されている特約は見直し後契約の責任開始時に消滅します。この場合、第17条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）第1号（イ）および同号（エ）に定める見直し価格差引額の金額は見直し前契約の消滅時に返済または払い込まれたものとします。」

第18条（一部の特定契約を見直す場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、それらの特定契約の一部のみを見直し前契約としてこの特約による見直しを行なうときは、この特約の他の条文の規定に加え、この特則を適用します。この場合、第3号に定める追加契約日の本条の規定を適用します。

- (1) 会社は見直し前契約以外の他の特定契約（以下、「継続特定契約」といいます。）と見直し後契約について、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める「同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約」として取り扱います。この場合、継続特定契約と見直し後契約のそれぞれに本条の規定を適用するものとし、継続特定契約と見直し後契約のそれぞれを契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約とします。
- (2) 継続特定契約について、次号に定める追加契約日の前日までにすでに到来している保険料期間に対応する保険料が払い込まれず、契約基本約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合に関する規定により継続特定契約が解除される場合、見直し後契約については、同規定に定める解除の取扱にかかわらず、将来に向かって消滅するものとします。
- (3) 見直し後契約の責任開始の日の直後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日（「継続特定契約の月ごと応当日」とは、継続特定契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める月ごと応当日をいいます。以下、同じ。）を追加契約日とし、見直し後契約の保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。この場合、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中、つぎの規定は適用しません。
- (ア) 契約基本約款の会社の責任開始期に関する規定に定める契約日の規定
- (イ) 保険料口座振替特約、保険料クレジットカード特約、保険料団体特約および事業保険特約に定める契約日の特則に関する規定
- (4) 見直し後契約については、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日および契約応当日については、つぎのとおり取り扱います。

(i) 月ごと応当日

見直し後契約の責任開始の日の後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日と同一の日を、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日として取り扱うものとします。

(ii) 契約応当日

見直し後契約の責任開始の日の後に到来する、継続特定契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める契約応当日（以下、「継続特定契約の契約応当日」といいます。）と同一の日を、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める契約応当日として取り扱うものとします。

(イ) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款（この特約の約款を含みます。）については、つぎのとおり読み替えます。

(i) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日」とあるのは「追加契約日」と読み替えます。

(ii) 本号(イ)(i)の規定にかかわらず、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日の月単位の応当日」とあるのは「継続特定契約の月ごと応当日」と、「契約日の年単位の応当日」とあるのは「継続特定契約の契約応当日」と読み替えます。

(iii) 見直し後契約の契約基本約款に定める保険料の払込に関する規定中第1項および第2項はつぎのとおり読み替えます。

「1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

(1) 第1回保険料の払込期月

責任開始の日から、その日を含めて、追加契約日の属する月の末日まで

(2) 第2回以後の保険料の払込期月

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

追加契約日の後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

追加契約日の後に到来する、継続特定契約の契約応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

(1) 第1回保険料の保険料期間

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

追加契約日からその直後の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

追加契約日からその直後の契約応当日の前日までの期間

(2) 第2回以後の保険料の保険料期間

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

追加契約日の後に到来する、月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

追加契約日の後に到来する、契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

(5) 見直し後契約の契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。

「1 追加契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、追加契約日における、継続特定契約の被保険者の年齢と同一の年齢とします。」

(6) 見直し後契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に、見直し後契約について普通保険約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、見直し後契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの期間についても、見直し後契約の保険期間、追加契約日の属する保険契約についての期間および追加契約日の属する保険年度とみなして、普通保険約款および特約の約款の規定を適用します。

(7) 前号の規定を適用するときは、責任開始の日が同一の見直し後契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

(8) 普通保険約款および特約の約款に定めるところにより、保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、そのうちの一部の特定契約について、付加されている保険料払込免除特約のみが解除となることで、保険料払込免除特約の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める、すべての特定契約について保険料払込免除特約を付加することを要する規定に反することとなったときでも、そのことのみをもって、普通保険約款および特約の約款に定める解除の対象とはならない他の特定契約に付加されている保険料払込免除特約が消滅することはありません。

(9) 保険料口座振替特約、保険料クレジットカード扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約の規定にかかわらず、会社と提携金融機関における振替手続きの取扱等の事情により、継続特定契約および見直し後契約の保険料について会社所定の方法で払い込んでいただくことがあります。

(10) 継続特定契約の契約日または追加契約日が2024年4月1日以前の場合、継続特定契約の契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定について、つぎのとおり読み替えます。

(ア) 第6項第1号はつぎのとおり読み替えます。

「(1) 解約

保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後のすべての特定契約の保険金額（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保障保険金額に所定の率を乗じて得た金額、特定重度疾病保障保険契約

の場合は、特定重度疾病保険金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の場合は、3大疾病保険金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、3大疾病保険金額とし、生活サポート保険契約の生活サポート年金額に所定の率を乗じて得た金額を含むものとします。以下、本項において同じ。）の合計額および解約した後の各特定契約の保険金額等（継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額、入院継続時収入サポート保険契約の場合は、給付月額、新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の場合は、3大疾病保険金額、新3大疾病保障保険（死亡保障10%型）契約の場合は、3大疾病保険金額とします。以下、本条において同じ。）のいずれもが会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。」

(イ) 第10項柱書はつぎのとおり読み替えます。

「10 特定契約が保険金の支払により消滅する（継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金が支払われる場合および生活サポート保険契約の初期サポート保険金（100）が支払われる場合を含みます。以下、本項において同じ。）と同時に、他の特定契約において保険料払込免除特約により保険料の払込が免除される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。」

(11) 第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項第1号はつぎのとおり読み替えます。

項 目	対象となる金額
(1) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額
	① 責任準備金
	② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金
	③ 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額
	④ すべての特定契約の保険料前納金または保険料一括払込金の残額
	⑤ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額（見直し前契約が年金保険契約の場合に限るものとします。）
	⑥ 充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）

(12) 前条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）第1号（ウ）はつぎのとおり読み替えます。

項 目	対象となる金額
(ウ) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額
	① 会社の定める計算方法により計算した社員配当金
	② 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額
	③ すべての特定契約の保険料前納金または保険料一括払込金の残額
	④ 第1条第6項の見直し価格および見直し価格Bにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）
⑤ 見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、見直し前契約の解約払戻金	

第19条（見直し前契約が終身保険（有配当2012）の発売前の保険契約である場合の特則）

見直し前契約に有配当終身保険（H11）契約その他の会社の定める保険契約（以下、本条において「有配当終身保険契約等」といいます。）がある場合、有配当終身保険契約等については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の適用にあたっては、見直し前契約には、見直し前契約に付加されている特約が含まれるものとします。

(2) 第1条第6項はつぎのとおり読み替えます。

「6 第1項の見直し価格は、つぎのとおり計算します。

$$\text{見直し価格} = (1) \text{見直し価格基準額} - (2) \text{見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(1) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 責任準備金（付加している増加保険特約および増加生存保険特約の払戻金を含み、配当金特殊支払による増加養老保険特約の払戻金があるときはその払戻金を含みます。） ② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金（積み立てた社員配当金または相殺されていない社員配当金を含みます。） ③ 据え置かれた生存給付金、祝金、介護年金、介護生活保障年金、介護給付金、介護一時金および特約の保険金等（特約の保険金とともに支払われる金銭を含みます。） ④ 見直し前契約が年払契約または半年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ⑤ 保険料前納金または一括払の保険料の残額 ⑥ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額
(2) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付が行なわれている場合のその元利金 ② 次条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ③ 未払込保険料

(3) 見直し前契約が変額保険契約の場合は、前号の「責任準備金」を「この特約による見直しの申出日における積立金（変額保険契約に付加されている特約の責任準備金を含みます。）」と読み替えます。

(4) 第5条（見直し後契約の継続取扱）の適用にあたっては、見直し前契約の保険金額および死亡保険金額には、見直し前契約に付加されている特約の保険金額および死亡保険金額が含まれるものとします。また、見直し前契約につき保険契約または付加されている特約がある場合には、つぎの金額が含まれるものとします。

(ア) 変額保険契約
基本保険金額

(イ) 生活保障特約
換算保障額

(5) 第5条第1項第1号（ア）（ii）はつぎのとおり読み替えます。

「(ii) (i) の場合で、見直し後契約が総合医療保険契約の場合、見直し後契約の疾病入院給付金の型については、つぎのとおりとします。この場合、見直し後契約と比較する給付日額は、見直し前契約の総合医療保険契約もしくは入院医療保険契約または見直し前契約に付加されている総合医療特約もしくは新災害入院特約その他の会社の定める特約（以下、「新災害入院特約等」といいます。）の給付日額とします。ただし、見直し前契約に付加されている新災害入院特約等の給付日額が新入院医療特約その他の会社の定める特約（以下、「新入院医療特約等」といいます。）の給付日額を下回る場合には、新入院医療特約等の給付日額と比較します。

項目	疾病入院給付金の型
① つぎのいずれかの場合で、見直し後契約の疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型のとき (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合で、疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型の場合 (b) 見直し前契約に新成人病入院医療特約その他の会社の定める特約（以下、「新成人病入院医療特約等」といいます。）または疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型の総合医療特約が付加されている場合	特定疾病倍額型
② つぎのいずれかの場合で、見直し後契約の疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型のとき (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合で、疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型の場合 (b) 見直し前契約に女性入院特約その他の会社の定める特約（以下、「女性入院特約等」といいます。）または疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型の総合医療特約が付加されている場合	女性特定疾病倍額型
③ つぎのいずれかの場合で、①②以外の場合 (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合 (b) 見直し前契約が入院医療保険契約の場合 (c) 見直し前契約に総合医療特約、新災害入院特約等または新入院医療特約等が付加されている場合	基本型

(6) 見直し後契約に介護保障保険契約または生活サポート保険契約がある場合で、見直し前契約に介護保障定期保険特約があるときには、普通保険約款に定める支払事由のうち、要介護2の状態については、第5条第1項第2号の規定による見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行ないません。

(7) 見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されている場合でも、保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除事由のうち、身体障害者福祉法に定める障害の状態または要介護2の状態については、第5条第1項第3号の規定による見直し後契約に付加されている保険料払込免除特約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取

- 「1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
- (1) その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。
 - (2) 前号の規定により積み立てた社員配当金は、保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、見直し価格に充当します。
- 3 前条第1項第3号および第4号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 4 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。
- (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
 - (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法」

〔生活サポート保険（有配当2024）の発売に伴う特別取扱に関する特則〕

第22条（見直し前契約の身体障害保障保険契約、介護保障保険契約または定期保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれた場合の特則）

- 1 見直し前契約に身体障害保障保険契約または介護保障保険契約があり、かつ、見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合で、見直し前契約の身体障害保障保険契約または介護保障保険契約の契約日（追加契約日を含み、以下、本条において「契約日等」といいます。）からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたときは、前条（見直し前契約に就業不能保険契約がある場合の特則）までの規定に加え、この特則を適用します（この場合、見直し前契約の身体障害保障保険契約または介護保障保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたその身体障害保障保険契約または介護保障保険契約を、「対象見直し前契約」といいます。以下、本条において同じ。）。
- (1) 対象見直し前契約の締結の際の告知義務違反により、対象見直し前契約の解除事由に該当した場合は、対象見直し前契約について、対象見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定または対象見直し前契約の締結の際の保険契約の見直しに関する特約に定める見直し後契約の継続取扱に関する規定にもとづき取り扱います。ただし、この場合でも対象見直し前契約についての解約払戻金および対象見直し前契約の締結の際の保険契約の見直しに関する特約についての特約の払戻金は支払いません。
 - (2) 前号の場合、前号の規定が適用された対象見直し前契約が見直し前契約にあるものとして第5条（見直し後契約の継続取扱）から第15条（見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合の特則）までの規定を適用します。なお、対象見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定にもとづき対象見直し前契約がすべて解除された場合は、対象見直し前契約がないものとして取り扱います。
- 2 見直し前契約に身体障害保障保険契約または介護保障保険契約があり、かつ、見直し後契約に生活サポート保険契約がある場合で、見直し前契約の定期保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたときは、見直し前契約の定期保険契約の契約日等からその日を含めて2年を経過する日までに見直しが行なわれたその定期保険契約を対象見直し前契約とし、前条までの規定に加え、前項第1号および第2号の規定を適用します。

特定契約の追加に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者の保障ニーズの変化にあわせて保障を充実させるため、新たに締結する保険契約を既に締結されている保険契約に追加し、新たに締結する保険契約と既に締結されている保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける特定契約として取り扱うための特約です。

第1条（特約の付加）

- 1 新たな保険契約（複数の保険契約の場合を含み、以下、「追加特定契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から既に締結されている保険契約（複数の保険契約の場合を含み、以下、「被追加契約」といいます。）と追加特定契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合、会社は被追加契約と追加特定契約について、契約基本約款、契約基本約款（こどもの保険）または契約基本約款（こども・学資）（以下、本条および次条（追加契約日等に関する取扱）において、いずれも「契約基本約款」といいます。）の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める「同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約」として取り扱います。
- 2 前項の取扱を行なう場合には、被追加契約と追加特定契約のそれぞれにこの特約を付加するものとし、被追加契約と追加特定契約のそれぞれを契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約とします。
- 3 この特約を付加する場合、次条に定める追加契約日の「特定契約の追加に関する特約」を適用します。
- 4 被追加契約について、次条に定める追加契約日の前日までにすでに到来している保険料期間に対応する保険料が払い込まれず、契約基本約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合に関する規定により被追加契約が解除される場合、追加特定契約については、同規定に定める解除の取扱にかかわらず、将来に向かって消滅するものとし、

第2条（追加契約日等に関する取扱）

- 1 追加特定契約の責任開始の日の直後に到来する、被追加契約の月ごと応当日（「被追加契約の月ごと応当日」とは、被追加契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める月ごと応当日をいいます。以下、同じ。）を追加契約日とし、追加特定契約の保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。この場合、追加特定契約の普通保険約款および特約の約款中、つぎの各号の規定は適用しません。
 - （1）契約基本約款の会社の責任開始期に関する規定に定める契約日の規定
 - （2）保険料口座振替特約、保険料クレジットカード取扱特約、保険料団体取扱特約および事業保険取扱特約に定める契約日の特則に関する規定
- 2 追加特定契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - （1）追加特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日および契約応当日については、つぎのとおり取り扱います。
 - （ア）月ごと応当日
追加特定契約の責任開始の日の後に到来する、被追加契約の月ごと応当日と同一の日を、追加特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日として取り扱うものとします。
 - （イ）契約応当日
追加特定契約の責任開始の日の後に到来する、被追加契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める契約応当日（以下、「被追加契約の契約応当日」といいます。）と同一の日を、追加特定契約の普通保険約款および特約の約款に定める契約応当日として取り扱うものとします。
 - （2）追加特定契約の普通保険約款および特約の約款については、つぎのとおり読み替えます。
 - （ア）追加特定契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日」とあるのは「追加契約日」と読み替えます。
 - （イ）本号（ア）の規定にかかわらず、追加特定契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日の月単位の応当日」とあるのは「被追加契約の月ごと応当日」と、「契約日の年単位の応当日」とあるのは「被追加契約の契約応当日」と読み替えます。
 - （ウ）追加特定契約の契約基本約款に定める保険料の払込に関する規定中第1項および第2項はつぎのとおり読み替えます。
 - 「1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - （1）第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、追加契約日の属する月の末日まで
 - （2）第2回以後の保険料の払込期月
 - （ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
追加契約日の後に到来する、被追加契約の月ごと応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - （イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
追加契約日の後に到来する、被追加契約の契約応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない

- 月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日からその直後の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合
追加契約日からその直後の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合
追加契約日の後に到来する、月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合
追加契約日の後に到来する、契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第3条(契約年齢の計算の取扱)

- 1 追加特定契約の契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。

「1 追加契約日における被保険者の年齢(以下、「契約年齢」といいます。)は、追加契約日における、被追加契約の被保険者の年齢と同一の年齢とします。」
- 2 追加特定契約の契約基本約款(こども・学資)に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。

「1 追加契約日における保険契約者および被保険者の年齢(以下、「契約年齢」といいます。)は、つぎの各号に定める年齢と同一の年齢とします。
 - (1) 保険契約者の契約年齢
追加契約日における、被追加契約の保険契約者の年齢
 - (2) 被保険者の契約年齢
追加契約日における、被追加契約の被保険者の年齢

第4条(責任開始の日から追加契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合の取扱)

- 1 追加特定契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に、追加特定契約について普通保険約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、追加特定契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの期間についても、追加特定契約の保険期間、追加契約日の属する保険契約についての期間および追加契約日の属する保険年度とみなして、普通保険約款および特約の約款の規定を適用します。
- 2 前項の規定を適用するときは、責任開始の日が同一の追加特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

第5条(諸取扱)

- 1 普通保険約款および特約の約款に定めるところにより、保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、そのうちの一部の特定契約について、付加されている保険料払込免除特約または契約者保障保険料払込免除特約(以下、本項において、「保険料払込免除特約」といいます。)のみが解除となることで、保険料払込免除特約の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める、すべての特定契約について保険料払込免除特約を付加することを要する規定に反することとなったときでも、そのことのみをもって、普通保険約款および特約の約款に定める解除の対象とはならない他の特定契約に付加されている保険料払込免除特約が消滅することはありません。
- 2 保険料口座振替取扱特約、保険料クレジットカード取扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約の規定にかかわらず、会社と提携金融機関における振替手続きの取扱等の事情により、被追加契約および追加特定契約の保険料について会社所定の方法で払い込んでいただくことがあります。
- 3 被追加契約の契約日または追加契約日が2024年4月1日以前の場合、被追加契約の契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定について、つぎの各号のとおり読み替えます。
 - (1) 第6項第1号はつぎのとおり読み替えます。

「(1) 解約
保険契約者が特定契約を解約する場合において、解約した後のすべての特定契約の保険金額(継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金額に所定の率を乗じて得た金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約の場合は、3大疾病保険金額、新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約の場合は、3大疾病保険金額とし、生活サポート保険契約の生活サポート年金額に所定の率を乗じて得た金額を含むものとします。以下、本項において同じ。)の合計額および解約した後の各特定契約の保険金額等(継続サポート3大疾病保障保険契約の場合は、3大疾病保険金額、特定重度疾病保障保険契約の場合は、特定重度疾病保険金額、認知症保障保険契約の場合は、認知症診断保険金額、入院継続時収入サポート保険契約の場合は、給付月額、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約の場合は、3大疾病保険金額、新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)契約の場合は、3大疾病保険金額)のいずれもが会社の定める限度を下回ることとなるときは、すべての特定契約を解約することを要します。」
 - (2) 第10項柱書はつぎのとおり読み替えます。

「10 特定契約が保険金の支払により消滅する(継続サポート3大疾病保障保険契約の3大疾病保険金が支払われる場合および生活サポート保険契約の初期サポート保険金(100)が支払われる場合を含みます。以下、本項において同じ。)と同時に、他の特定契約において保険料払込免除特約により保険料の払込が免除される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。」

第6条（解約）

この特約だけの解約はできません。

保険料口座振替取扱特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特約）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき
 - 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき
- 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更した

ものとして扱います。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとして扱います。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとして扱います。

保険料団体扱特約（甲）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- （1）保険契約者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- （2）保険契約者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）保険契約者が団体を脱退したとき
 - （2）団体取扱契約（甲）が解約されたとき
 - （3）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （4）保険料の前納が行なわれたとき
 - （5）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（特約適用の取扱）

第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、事業保険扱特約（甲）付保険契約の被保険者（以下、「事業保険被保険者」といいます。）およびその保険契約者たる団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける保険契約者（以下、「個別保険契約者」といいます。）の合計数（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じ。）が20人以上となり、かつ、それらの保険契約の保険料を一括して払い込む場合には、保険契約者から団体を通じて申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、この特約を適用します。この場合、第3条（保険料率）の「保険契約者数」は「事業保険被保険者と個別保険契約者との合計数」と読み替えます。

第9条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（乙）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等、その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下、「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。ただし、特に団体との取りきめによって、個々に領収証を発行することがあります。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約（2012）（甲）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体を保険契約者とし、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける団体所属員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- （1）被保険者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- （2）被保険者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）被保険者が団体を脱退したとき
 - （2）事業保険扱契約（甲）が解約されたとき
 - （3）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （4）保険料の前納が行なわれたとき
 - （5）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約（2012）（乙）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等の団体を保険契約者とし、団体の所属員または構成員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の約款の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの期間についても、保険期間、契約日の属する保険契約についての期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約の約款の規定を適用します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 被保険者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 死亡保険金 (終身保険給付約款第1条、第2条) (養老保険給付約款第1条、第2条) (年金保険給付約款第6条、第7条) (定期保険給付約款第1条、第2条) (生存給付金付定期保険給付約款第1条、第2条) (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)給付約款第3条、第4条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)給付約款第3条、第4条) (特定重度疾病保障保険給付約款第2条、第3条) (認知症保障保険給付約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 [官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて(注)もご覧ください。]
2. 死亡保険金 (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)給付約款第2条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)給付約款第2条) (認知症保障保険給付約款第1条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 [官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて(注)もご覧ください。]
3. 満期保険金 (養老保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 年金 (年金保険給付約款第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
5. 死亡一時金 (年金保険給付約款第2条) 継続して年金を受け取る方法 (年金保険給付約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 年金の一括支払金 (年金保険給付約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 生存給付金 (生存給付金付定期保険給付約款第1条、第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
<p>8. 3大疾病保険金 (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型) 給付約款第2条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) 給付約款第2条) 特定疾病診断保険金 (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型) 給付約款第2条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) 給付約款第2条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 3大疾病保険金または特定疾病診断保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 3大疾病保険金または特定疾病診断保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>
<p>9. がん要精検後検査等給付金 (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型) 給付約款第5条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) 給付約款第5条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) がん検診を受診したことおよび要精密検査等と診断されたことを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による通院等をした病院または診療所の通院等の証明書 (5) 被保険者の住民票 (6) がん要精検後検査等給付金の受取人の戸籍抄本 (7) がん要精検後検査等給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>
<p>10. 特定重度疾病保険金 (特定重度疾病保障保険給付約款第1条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特定重度疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定重度疾病保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>
<p>11. 第1回生活サポート年金 (生活サポート保険給付約款第2条、第4条) 初期サポート保険金(100) (生活サポート保険給付約款第2条、第4条) 初期サポート保険金(50) (生活サポート保険給付約款第2条、第4条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類(公的介護保険制度にもとづく所定の状態により生活サポート年金、初期サポート保険金(100)または初期サポート保険金(50)を請求する場合に限り。) (4) 会社所定の様式による医師の診断書 (5) 被保険者の住民票 (6) 生活サポート年金、初期サポート保険金(100)または初期サポート保険金(50)の受取人の戸籍抄本 (7) 生活サポート年金、初期サポート保険金(100)または初期サポート保険金(50)の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>
<p>12. 第2回以後の生活サポート年金 (生活サポート保険給付約款第2条、第4条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 生活サポート年金の受取人の戸籍抄本 (4) 生活サポート年金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>
<p>13. 認知症診断保険金 (認知症保障保険給付約款第1条、第3条) 軽度認知障害診断保険金 (認知症保障保険給付約款第1条、第3条)</p>	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 認知症診断保険金または軽度認知障害診断保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類</p>

項 目	請 求 書 類
14. 入院給付金 (入院総合保険給付約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
15. 外来手術給付金 (入院総合保険給付約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
16. 先進医療給付金 (入院総合保険給付約款第2条、第3条) 先進医療サポート給付金 (入院総合保険給付約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
17. がん入院給付金 (がん医療保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
18. がん手術給付金(20倍) (がん医療保険給付約款第1条) がん手術給付金(5倍) (がん医療保険給付約款第1条) がん放射線治療給付金 (がん医療保険給付約款第1条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書または放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
19. 特定損傷給付金 (特定損傷保険給付約款第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
20. 特約保険金 (リビング・ニーズ特約第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
21. 保険料の払込の免除 (保険料払込免除特約第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類(公的介護保険制度にもとづく所定の状態により保険料の払込の免除を請求する場合に限り。) (4) 会社所定の様式による医師の診断書 (5) 被保険者の住民票 (6) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
22. 指定代理請求人による請求 (養老保険給付約款第7条) (年金保険給付約款第15条) (生存給付金付定期保険給付約款第7条、 第13条) (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型) 給付約款第13条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) 給付約款第13条) (特定重度疾病保障保険給付約款第10条) (生活サポート保険給付約款第9条) (認知症保障保険給付約款第11条) (入院総合保険給付約款第8条) (がん医療保険給付約款第5条) (特定損傷保険給付約款第7条) (リビング・ニーズ特約第6条) (保険料払込免除特約第6条)	(1) 代理請求の対象となる保険金等(保険料の払込の免除を含みます。 (5)において同じ。)の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金等を請求できない特別な事情の存在 を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者である ときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証 する書類
23. 指定代理請求人によるこの保険契約にもと づく支払金の請求 (認知症保障保険給付約款第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) この保険契約にもとづく支払金を請求できない特別な事情の存在 を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者である ときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証 する書類
24. 死亡保険金受取人の変更 (終身保険給付約款第3条) (年金保険給付約款第11条) (定期保険給付約款第3条) (生存給付金付定期保険給付約款第3条) (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型) 給付約款第9条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) 給付約款第9条) (特定重度疾病保障保険給付約款第6条) (認知症保障保険給付約款第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
25. 保険金の受取人の変更 (養老保険給付約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
26. 年金受取人または後継年金受取人の変更 (年金保険給付約款第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認 できる会社所定の書類
27. 死亡時支払金受取人の指定または変更 (生活サポート保険給付約款第14条) (入院総合保険給付約款第13条) (がん医療保険給付約款第10条) (特定損傷保険給付約款第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
28. 遺言による死亡保険金受取人の変更 (終身保険給付約款第4条) (定期保険給付約款第4条) (生存給付金付定期保険給付約款第4条) (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)給付約款第10条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)給付約款第10条) (特定重度疾病保障保険給付約款第7条) (認知症保障保険給付約款第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
29. 遺言による保険金の受取人の変更 (養老保険給付約款第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
30. 遺言による年金等の受取人の変更 (年金保険給付約款第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人。(4)、(5)において同じ。)の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
31. 遺言による死亡時支払金受取人の変更 (生活サポート保険給付約款第15条) (入院総合保険給付約款第14条) (がん医療保険給付約款第11条) (特定損傷保険給付約款第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
32. 指定代理請求人の指定・変更指定 (養老保険給付約款第7条) (生存給付金付定期保険給付約款第7条) (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)給付約款第13条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)給付約款第13条) (特定重度疾病保障保険給付約款第10条) (認知症保障保険給付約款第11条) (入院総合保険給付約款第8条) (がん医療保険給付約款第5条) (特定損傷保険給付約款第7条) (リビング・ニーズ特約第6条) (保険料払込免除特約第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
33. 指定代理請求人の指定・変更指定 (年金保険給付約款第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後は年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
34. 指定代理請求人の指定・変更指定 (生活サポート保険給付約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(生活サポート年金支払期間中は生活サポート年金の受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
35. 年金支払期間の変更 (年金保険給付約款第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
36. 後継年金受取人の指定 (年金保険給付約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者(年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類
37. 保険契約者に対する貸付 (終身保険給付約款第8条) (養老保険給付約款第9条) (年金保険給付約款第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
38. 保険契約の更新 (定期保険給付約款第8条) (生存給付金付定期保険給付約款第9条) (新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)給付約款第15条) (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)給付約款第15条) (特定重度疾病保障保険給付約款第12条) (生活サポート保険給付約款第11条) (認知症保障保険給付約款第13条) (入院総合保険給付約款第10条) (がん医療保険給付約款第7条) (特定損傷保険給付約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
39. 被保険者の死亡 (生活サポート保険給付約款第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者(生活サポート年金支払期間中は生活サポート年金の受取人)本人であることを確認できる会社所定の書類(死亡時支払金受取人がいるときは死亡時支払金受取人の戸籍抄本と死亡時支払金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類)
40. 被保険者の死亡 (入院総合保険給付約款第12条) (がん医療保険給付約款第9条) (特定損傷保険給付約款第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類(死亡時支払金受取人がいるときは死亡時支払金受取人の戸籍抄本と死亡時支払金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類)
41. 保険料払込方法(回数)の変更 (契約基本約款第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
42. 保険金額等の減額 (契約基本約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
43. 保険契約者の変更 (契約基本約款第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
44. 解約 (契約基本約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
45. 保険金等の受取人による保険契約の存続 (契約基本約款第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。) (3) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

項目	請求書類
46. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 (契約基本約款第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金等の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。 ①被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書（死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。） ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 	

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限りません。)	U04

別表3 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>（C43～C44）のうち 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C81～C96 C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が公表され、新たな版における新生物の性状を表す第5桁コードによれば対象となる悪性新生物に分類される疾病がある場合その他これと同等の事情が認められる疾病がある場合には、とくに会社が必要と認めるときは、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表4 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち 急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

別表5 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表6 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C43～C44）のうち 皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞ 上皮内新生物＜腫瘍＞	C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

- (1) 皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞（C44）

第5桁性状コード番号
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

- (2) 上皮内新生物＜腫瘍＞（D00～D09）

第5桁性状コード番号
／2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が公表され、新たな版における新生物の性状を表す第5桁コードによれば対象となる上皮内新生物等に分類される疾病がある場合その他これと同等の事情が認められる疾病がある場合には、とくに会社が必要と認めたときは、その疾病を対象となる上皮内新生物等に含めることがあります。

別表7 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表8 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ①開頭術
- ②開胸術
- ③ファイバースコープ手術
- ④血管・バスケットカテーテル手術

別表9 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表10 要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表11 要介護状態

※備考〔別表11〕もあわせてご覧ください。

対象となる要介護状態は、つぎのとおりとします。

要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき i) 常時寝たきり状態で、下表の(a)に該当し、かつ、下表の(b)～(e)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 ii) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-------	---

- (a) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 (b) 衣服の着脱が自分ではできない。
 (c) 入浴が自分ではできない。
 (d) 食物の摂取が自分ではできない。
 (e) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考〔別表11〕

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)のうち せん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの(G31)のうち 神経系のその他の明示された変性疾患 (ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。)	G31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚

醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁-意識の程度は動揺しやすい-に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- i) 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ii) 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家、または今いる場所の認識ができない。
- iii) 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表12 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等の身体の内側に原因があるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の^で溺水 	つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、 ^{えんげ} 嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または ^{えんげ} 嚥下による気道閉塞 ^{そく} または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病、熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表15 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿及び高血圧性障害	010~016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020~029
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	030~048
分娩の合併症	060~075
分娩(単胎自然分娩(080)を除きます。)	081~084
主として産じょく<褥>に関連する合併症	085~092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099

別表18 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表19 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表20 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表21 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。)をいいます。

別表22 身体部位

No.	身体部位の名称
1	胃、十二指腸および空腸
2	盲腸（虫垂突起を含みます。）および回腸
3	直腸および肛門
4	肝臓、胆嚢および胆管
5	脾臓
6	気管、気管支、肺臓、胸膜および胸郭（肋骨および肋軟骨を含みます。）
7	鼻（外鼻、鼻腔および副鼻腔を含みます。）
8	咽頭（扁桃を含みます。）および喉頭（声帯を含みます。）
9	口腔（口唇を含みます。）、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
10	耳（耳介、外耳道、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含みます。）
11	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
12	腎臓
13	尿管、膀胱および尿道
14	前立腺
15	乳房（乳腺を含みます。）
16	子宮および卵管（異常分娩が生じた場合を含みます。）
17	卵巣および卵管
18	睾丸（睾丸鞘膜を含みます。）、副睾丸、精管、精索および精嚢
19	甲状腺
20	頸椎部（当該神経を含みます。）
21	胸椎部（当該神経を含みます。）
22	腰椎部（当該神経を含みます。）
23	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
24	左肩関節部
25	右肩関節部
26	左股関節部
27	右股関節部
28	左上肢（左肩関節部を除きます。）
29	右上肢（右肩関節部を除きます。）
30	左下肢（左股関節部を除きます。）
31	右下肢（右股関節部を除きます。）
32	子宮体部（帝王切開を受けた場合にかぎります。）
33	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合にかぎります。）
34	食道
35	大腸（結腸および直腸を含みます。）
36	皮膚（頭皮を含みます。）
37	上顎骨、下顎骨および顎関節
38	左鎖骨および左肩甲骨
39	右鎖骨および右肩甲骨
40	靭柱（頸椎、胸椎、腰椎および当該神経を含みます。）
41	左上肢（左肩関節部を含みます。）
42	右上肢（右肩関節部を含みます。）
43	左下肢（左股関節部を含みます。）
44	右下肢（右股関節部を含みます。）

別表23 対象となるがん

1. 対象となるがんとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00～C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45～C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60～C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
上皮内新生物<腫瘍>	D00～D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／2	・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が公表され、新たな版における新生物の性状を表す第5桁コードによれば対象となるがんに分類される疾病がある場合その他これと同等の事情が認められる疾病がある場合には、とくに会社が必要と認めるときは、その疾病を対象となるがんに含まれることがあります。

別表24 入院

「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表25）以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表25）に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表25 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。ただし、がん手術給付金およびがん放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表26 対象となる特定損傷

※備考〔別表26〕もあわせてご覧ください。

対象となる特定損傷とは、つぎのいずれかをいいます。

- (1) 骨折
- (2) 関節脱臼
- (3) 腱^{けん}の断裂

備考〔別表26〕

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱^{けん}の断裂

「腱^{けん}の断裂」とは、腱^{けん}の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱^{けん}の断裂を除きます。

別表27 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表28 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）または歯科医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

別表29 死亡保険金

死亡保険金は、つぎの算式によって計算される金額とします。

(1) 保険料払込方法（回数）が年払または月払の保険契約

$$(\text{第1回年金額}) \times (\text{会社所定の率}) \times \left(\frac{\text{経過年月数}}{\text{保険料払込期間}} \right)$$

(2) 保険料払込方法（回数）が一時払の保険契約

$$(\text{一時払保険料}) + \left[(\text{第1回年金額}) \times (\text{会社所定の率}) - (\text{一時払保険料}) \right] \times \left(\frac{\text{経過年月数}}{\text{契約日から年金開始日の前日までの期間}} \right)$$

(注) 「経過年月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごとと応当日の前日までの年月数とします。

別表29中の会社所定の率

	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
① 保険料払込方法（回数）が年払または月払の保険契約	4.951	9.663	14.148
② 保険料払込方法（回数）が一時払の保険契約	4.951	9.663	14.148

※一部一時払部分については①の表を適用します。

別表30 対象となる肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病、高血圧性疾患、大動脈瘤等、四肢の動脈閉塞症

対象となる肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病、高血圧性疾患、大動脈瘤等、四肢の動脈閉塞症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変	K70.3
	肝線維症及び肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	その他及び詳細不明の肝硬変	K74.6
慢性膵炎	その他の膵疾患（K86）のうち、 アルコール性慢性膵炎	K86.0
	その他の慢性膵炎	K86.1
慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	慢性腎臓病（N18）のうち、 慢性腎臓病、ステージ5	N18.5
糖尿病	糖尿病	E10～E14
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
大動脈瘤等	大動脈瘤及び解離	I71
四肢の動脈閉塞症	アテローム<じゅく<粥>状>硬化（症）（I70）のうち、 （四）肢の動脈のアテローム<じゅく<粥>状>硬化（症）	I70.2
	全身性及び詳細不明のアテローム<じゅく<粥>状>硬化（症）	I70.9
	その他の末梢血管疾患（I73）のうち、 閉塞性血栓血管炎〔ピュルガー<バージャー><Buerger>病〕	I73.1
	末梢血管疾患、詳細不明	I73.9
	動脈の塞栓症及び血栓症（I74）のうち、 上肢の動脈の塞栓症及び血栓症	I74.2
	下肢の動脈の塞栓症及び血栓症	I74.3
	詳細不明の（四）肢の動脈の塞栓症及び血栓症	I74.4
	腸骨動脈の塞栓症及び血栓症	I74.5
	詳細不明の動脈の塞栓症及び血栓症	I74.9
	動脈及び細動脈のその他の障害（I77）のうち、 動脈の狭窄	I77.1

別表31 肝硬変の診断

※備考〔別表31〕もあわせてご覧ください。

肝硬変について対象となる「診断」とは、つぎの各号のいずれかをいいます。

(1) チャイルド・ピュー分類にもとづく下表の(ア)から(オ)までの各項目の合計点数が7点以上と診断

	1点	2点	3点
(ア) 肝性脳症	なし	軽度	昏睡
(イ) 腹水	なし	軽度	中程度以上
(ウ) 血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8g/dl～3.5g/dl	2.8g/dl未満
(エ) プロトロンビン時間	70%超	40%～70%	40%未満
(オ) 血清総ビリルビン値	2.0mg/dl未満	2.0mg/dl～3.0mg/dl	3.0mg/dl超

(2) 病理組織学的所見(肝生検)により肝硬変と診断

備考〔別表31〕

「病理組織学的所見(肝生検)により肝硬変と診断」とは、新犬山分類にもとづく下表の線維化の程度が「F4：肝硬変」に該当する診断をいいます。

線維化の程度
F0：線維化なし
F1：門脈域の線維性拡大
F2：線維性架橋形成
F3：小葉のひずみを伴う線維性架橋形成
F4：肝硬変

別表32 手術、人工透析療法、血行再建手術

1. 慢性膵炎および大動脈瘤等について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの①～⑤に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックならびに別表34に定める移植術は除きます。

- ①開胸術
- ②開腹術
- ③ファイバースコープ手術
- ④血管・バスケットカテーテル手術
- ⑤内視鏡手術

2. 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行なう療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

3. 「血行再建手術」とは、カテーテルもしくはステント等を用いた血管内治療またはバイパス術もしくは血柱内膜摘除術等の血管に対する外科的治療をいいます。

別表33 高血圧性網膜症の診断

高血圧性網膜症について対象となる「診断」とは、つぎの各号のいずれかをいいます。

(1) ケース・ワグナー分類にもとづく下表の3群または4群の眼底所見を示す状態と診断

程度	眼底所見
3群	細動脈に著明な張力亢進と攣縮が認められ、硬化性変化を含む動脈系の変化は広範かつ明瞭であるが、これとともに軽度あるいは明白な血管攣縮性網膜症(高血圧性網膜症)がある。
4群	眼底細動脈の機能的および器質的狭細とともに、広範囲な血管攣縮性網膜症が認められ、それとともに計測可能な程度以上の乳頭浮腫がある。

(2) シェイエ分類にもとづく下表の硬化性変化または高血圧性変化が3度または4度の眼底所見を示す状態と診断

程度	硬化性変化	高血圧性変化
3度	銅線動脈、すなわち血柱反射増強に加え、色調と輝きも変化し銅線状となる。動静脈交叉現象は高度となる。	動脈の狭細と口径不同はさらに著明(高度)となって、糸のようにみえる。網膜面に出血と白斑のいずれか一方あるいは両方が現れる。
4度	血柱の外観は銀線状(銀線動脈)。ときには白線状となる。	第3度の所見に加えて、種々な程度の乳頭浮腫がみられる。

別表34 移植術

※備考〔別表34〕もあわせてご覧ください。

「移植術」とは、臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器の移植術をいいます。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植、人工臓器による移植術、自家移植および再移植は含まれません。

備考〔別表34〕

1. 「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器を使用する移植術をいいます。
2. 「人工臓器」とは、臓器の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。
3. 「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。
4. 「再移植」とは、すでに受けたことのある臓器の移植術と同一の臓器についての移植術を、再度受けることをいいます。
5. 移植術には、心臓弁の移植および臍島移植は含まれません。

別表35 病院または診療所

「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

別表36 臓器売買等の行為

※備考〔別表36〕もあわせてご覧ください。

「臓器売買等の行為」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること
- (2) 移植術に使用されるための臓器の提供を受けることもしくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること
- (3) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることのあることをあらかじめ受けたことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること
- (4) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることのあることをあらかじめ受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること
- (5) 臓器が前4号の規定のいずれかに違反する行為にかかるものであることを知って、当該臓器を摘出したまたは移植術に使用すること

備考〔別表36〕

第1号から第4号までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることまたはそのあつせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれません。

別表37 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、本別表37において同じ。）または歯科医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、本別表37において同じ。）が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表38）以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表38）に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表38 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、外来手術給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表39 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表40 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表41 療養

「療養」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療

別表42 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。）をいいます。

別表43 先進医療にかかる技術料

「先進医療にかかる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療による療養に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療による療養を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

別表44 一連の療養

「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画にもとづく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行なわれることとなった療養は、一連の療養には含まれません。

別表45 対象となる認知症

1. 対象となる認知症とは、つぎの(1)および(2)のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。
 - (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2. 上記1の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
 - (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック<Pick>病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F 02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F 02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち 神経系のその他の明示された変性疾患 （ただし、レビー小体型認知症に限ります。）	G 31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
- 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表46 認知機能検査および画像検査による診断確定

1. 認知症または軽度認知障害の診断確定は、つぎの(1)および(2)のすべての検査によりなされることを要します。
 - (1) 認知機能検査
 - (2) 画像検査
2. 上記1の検査を受けられない場合で、他の所見によって認知症または軽度認知障害と医師により診断確定され、その診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、会社は、上記1の検査を行わない方法による診断確定を認めることがあります。

別表47 対象となる軽度認知障害

対象となる軽度認知障害とは、つぎの(1)の診断基準を満たす(2)の「軽度認知障害」をいいます。

(1) 「軽度認知障害」の診断基準

- ① 「軽度認知障害」は、日本神経学会監修「認知症疾患診療ガイドライン2017」における「Petersenの基準」にもとづくつぎの各項目のすべてに該当することを要します。
- (ア) 以前と比較した場合に認知機能の低下が認められることが、本人、情報提供者または熟練した医師のいずれかによって指摘されうる。
- (イ) 記憶、遂行、注意、言語、視空間認知のうち1つ以上の認知機能領域における障害がある。
- (ウ) 日常生活動作は自立しているものの、以前よりも時間を要すること、非効率であることまたは間違いが多くなることがある。
- (エ) 認知症ではない。
- ② 上記①の診断基準を満たさない場合であっても、とくに会社が必要と認めるときは、日本における医師の診断において診断時に通例的に参照されている他の軽度認知障害の診断基準（日本神経学会監修「認知症疾患診療ガイドライン」その他の日本における医師の診断において診断時に通例的に参照されている各種ガイドライン上に示されているもの）にもとづくものを認めることがあります。

(2) 「軽度認知障害」

「軽度認知障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害（F06）のうち軽症認知障害	F06.7

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

別表50 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。ただし、がん要精検後検査等給付金における通院については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表51 対象となる狭心症

対象となる狭心症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
狭心症	狭心症	I20

別表52 対象となる脳動脈瘤^{りゅうう}

対象となる脳動脈瘤^{りゅうう}とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳動脈瘤 ^{りゅうう}	その他の脳血管疾患（I67）のうち、 脳動脈壁の解離、非<未>破裂性	I67.0
	脳動脈瘤、非<未>破裂性	I67.1
	その他の動脈瘤 ^{りゅうう} 及び解離（I72）のうち、 頸動脈瘤 ^{けい} 及び解離	I72.0
	（ただし、頭蓋内にある場合に限り。）	
	その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の動脈瘤 ^{りゅうう} 及び解離	I72.5
（ただし、頭蓋内にある場合に限り。）		
	椎骨動脈の動脈瘤 ^{りゅうう} 及び解離	I72.6
	（ただし、頭蓋内にある場合に限り。）	

別表53 対象となる一過性脳虚血発作

対象となる一過性脳虚血発作とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる一過性脳虚血発作の定義

疾病名	疾病の定義
一過性脳虚血発作	局所脳または網膜の虚血に起因する神経機能障害の一過性のエピソードであり、急性梗塞 ^{そく} の所見がない疾病。神経機能障害のエピソードは、長くとも24時間以内に消失すること。

表2 対象となる一過性脳虚血発作の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
一過性脳虚血発作	椎骨脳底動脈症候群 ^{ついでい}	G45.0
	頸動脈症候群（半球性） ^{けい}	G45.1
	多発性及び両側性脳（実質）外動脈症候群	G45.2
	一過性黒内障	G45.3
	一過性全健忘	G45.4
	その他の一過性脳虚血発作及び関連症候群	G45.8
	一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.9

別表54 がん検診

※備考〔別表54〕もあわせてご覧ください。

対象となる「がん検診」とは、がん検診のうち、健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成28年2月4日一部改正版）に示されている下表の検診項目による下表の種類をいいます。

種類	検診項目
1. 胃がん検診	問診および、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査
2. 子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診および内診
3. 肺がん検診	質問または問診ならびに胸部エックス線検査および喀痰細胞診（ただし、 ^{かくたん} 喀痰細胞診は、質問または問診の結果、 ^{かくたん} 喀痰細胞診の対象者に該当することが判明した者に限り ます。）
4. 乳がん検診	問診および乳房エックス線検査（マンモグラフィ）
5. 大腸がん検診	問診および便潜血検査

（注）がん検診の受診日以前に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、新たながん検診の種類または検診項目が追加された場合その他これと同等の事情が認められるがん検診の種類または検診項目がある場合には、とくに会社が必要と認めたときは、そのがん検診の種類または検診項目を上記表の種類または検診項目に含めることがあります。

備考〔別表54〕

がん検診は症状のない者を対象としており、症状を認識または自覚して受ける検査などは、がん検診には含まれません。

別表55 要精密検査、要治療

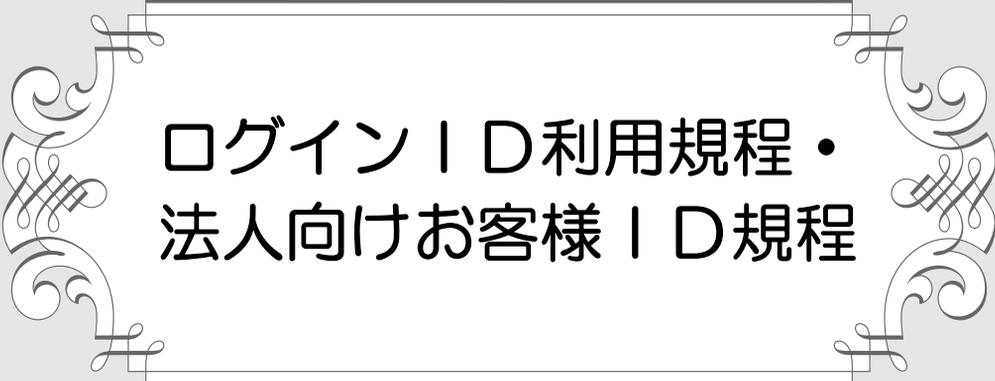
1. 「要精密検査」とは、異常が認められ、可能な限り早急に医療機関において精密検査を受ける必要がある状態をいいます。
2. 「要治療」とは、病変が認められ、可能な限り早急に医療機関において治療を受ける必要がある状態をいいます。

別表56 通院、入院

1. 「通院」とは、医師または歯科医師による治療（要精密検査（別表55）と診断されたことに関する精密検査を受けることを含みます。以下、本別表56において同じ。）が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表50）以外の施設を含みます。以下、本別表56において同じ。）での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表50）において、医師または歯科医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。
2. 「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表50）に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表57 要介護1

「要介護1」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護1の状態をいいます。



ログイン | D利用規程・ 法人向けお客様 | D規程

お客様 ID 発行等、お客様のサービス利用に
関するとりきめを記載しています。

※2025年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) で
ご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、ニッセイ
トータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡く
ださい。

ログインID利用規程

(2024年9月23日改定)

前文

この規程（以下「本規程」といいます。）は、日本生命保険相互会社（以下「当社」といいます。）が提供するアプリ「日本生命アプリ」およびホームページ（これらを合わせて、以下「ニッセイマイページ」といいます。）等を通じて、本規程に定める当社が提供する各種サービス（以下「本サービス」といいます。）について、本サービスをご利用いただく皆さま（以下「本サービス利用者」といいます。）に応じた利用条件を定めるものです。本サービスをご利用になる前に、本規程をよくお読みいただき、ご同意のうえご利用ください。

第1章 用語の定義

第1条（用語の定義）

本規程において用いられる用語の意味は、別段の定めがある場合を除き、以下のとおりとします。

用語	意味
契約者	当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいい、契約者かつ契約関係者の場合を含みます。 （1）保険契約者 （2）据置支払を選択した保険金等の受取人 （3）年金開始後の年金受取人 （4）保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者 （5）継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人 （6）生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人
契約関係者	当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいい、契約者かつ契約関係者の場合を含みます。 （1）被保険者 （2）死亡保険金等の受取人 （3）指定代理請求人 （4）後継保険契約者 （5）ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族
その他の本サービス利用者	本サービス利用者のうち、契約者または契約関係者のいずれにも該当しない者をいいます。
契約関係者等	契約関係者およびその他の本サービス利用者をいいます。
自動取引サービス	本サービスのうち、契約者がニッセイマイページ等を通じて利用できる当社所定のサービスをいいます。
契約関係者向けサービス	本サービスのうち、契約関係者がニッセイマイページを通じて利用できる当社所定のサービスをいいます。
他サービスへの連動機能	本サービス利用者がニッセイマイページ等を通じて当社または提供会社が提供するサービスを利用できる機能をいいます。
お客様番号（お客様ID）	契約者が締結している保険契約等のうち、当社が定める保険契約等（以下「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて所定の契約者に発行する番号をいい、契約者が初めてログインIDを登録するとき等に使用します。
初期暗証番号	当社が契約者に発行する番号をいい、契約者が暗証番号を登録するとき等に使用します。
暗証番号	契約者が初期暗証番号を用いて登録する任意の番号をいい、当社所定の専用端末を使用するとき等に使用します。
ログインID	本サービス利用者が登録する任意の文字列をいい、ニッセイマイページにログインするとき等に使用します。
ログインパスワード	本サービス利用者が登録する任意の英数字混在の文字列をいい、ニッセイマイページにログインするとき等に使用します。
本人認証	本サービスを利用しようとしている者が本サービス利用者本人であるかを確認することをいいます。
確認コード	本サービス利用者の本人認証のために、本サービス利用者が事前に確認コード送信先として登録したメールアドレス、携帯電話番号（これらを合わせて、以下「確認コード送信先」といいます。）に対し、当社が送信する番号をいいます。

生体認証等機能	本サービス利用者が所有する所定の端末に登録された生体認証等の機能のうち、当社が指定した機能をいいます。
生体情報	個人の顔、指紋、虹彩、声紋、掌紋等の身体の一部の特徴のうち生体認証等機能が認める情報をいいます。
ロック解除情報	ＰＩＮ認証、パスコード認証、パターン認証等の生体認証等機能が認める認証情報をいいます。
認証データ	生体認証等機能に登録された本サービス利用者の生体情報およびロック解除情報等、生体認証等機能が指定する情報をいいます。
生体認証等	本サービス利用者の生体情報または入力されたロック解除情報等、生体認証等機能が指定する情報と、認証データとを照合することをいいます。
生体認証等サービス	生体認証等機能により生体認証等を行うことによって本人認証を行うサービスをいいます。
知的財産権	著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出現する権利を含みます。）をいいます。

第2章 本サービスの利用

第2条（登録）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、つぎの各号に定める方法により、申込および登録を行うものとします。
 - (1) お客様番号（お客様ID）は、契約者が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに契約者になる場合を含みます。）等に発行を申し込むことができます。このとき、契約者が未成年の場合その他当社が定める場合を除き、当社との取引のために当社指定の金融機関等の口座（以下「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。当社が申込を承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて契約者にお客様番号（お客様ID）および初期暗証番号を発行します。ただし、契約者が未成年の場合、この初期暗証番号を発行しないため、本サービスの一部を利用できません。
 - (2) 契約者は、前号の規定にもつぎ発行された初期暗証番号を用いて、当社の定める方法により暗証番号を登録することを要します。
 - (3) 契約者は、つぎの（ア）および（イ）を用いて、当社の定める方法により、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録することを要します。
 - （ア）お客様番号（お客様ID）または保険契約を特定する番号
 - （イ）暗証番号または初期暗証番号
 - (4) 第3項に定める方法により、ログインID等を登録している場合、契約者は、当社の定める方法によりお客様番号（お客様ID）と紐づけることを要します。
- 2 前項第1号の取引口座について、当社が定める場合には、契約者に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 3 契約関係者等は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める方法により、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先等を登録することを要します。ただし、契約関係者等が未成年の場合、本サービスは利用できません。
- 4 前3項の登録には、つぎの各号に定める条件を満たすことを要します。
 - (1) 暗証番号

契約者は、生年月日、電話番号、住所の番地、お客様番号（お客様ID）または同数字等他人が容易に推測できる番号を暗証番号として登録してはならないものとし、当社は、登録されている暗証番号が生年月日、電話番号、住所の番地、お客様番号（お客様ID）または同数字等他人が容易に推測できる番号であると判断した場合は、契約者にその旨を連絡することがあります。この場合、契約者は当社が定める方法により暗証番号を変更することを要します。暗証番号の変更が行われない場合は、当社は本サービスを停止することがあります。
 - (2) ログインID

本サービス利用者は、確認コード送信先または任意の文字列をログインIDとして登録することを要します。1人の本サービス利用者が複数のログインIDを登録してはならないものとします。また、任意の文字列を登録する場合、数字のみの文字列や、@等の一部文字は使用できません。なお、契約者の場合、お客様番号（お客様ID）をログインIDとして登録することもできます。
 - (3) ログインパスワード

本サービス利用者は、名前、生年月日、電話番号もしくは住所等の個人情報、よく使われる英単語等をそのまま使用しているもの、または推測しやすい並び方や安易な組合せのもの等他人が容易に推測できる情報の組合せをログインパスワードとして登録してはならないものとし、当社は、登録されているログインパスワードが名前、生年月日、電話番号もしくは住所等の個人情報、よく使われる英単語等をそのまま使用しているもの、または推測しやすい並び方や安易な組合せのもの等他人が容易に推測できる情報の組合せであると判断した場合は、本サービス利用者にその旨を連絡することがあります。この場合、本サービス利用者は当社が定める方法によりログインパスワードを変更することを要します。ログインパスワードの変更が行われない場合は、当社は本サービスを停止することがあります。
 - (4) 確認コード送信先

本サービス利用者は、ご家族等と共用していないご自身の連絡先のうち、常に確認可能なものを当社が定める方法により登録することを要します。第三者の連絡先を登録してはならないものとします。

- 5 前4項にかかわらず、本サービス利用者または保険契約によっては、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。
- 6 本サービス利用者は、第1項第3号または第3項の規定にもとづき登録した確認コード送信先に対し、当社の定める方法により、ログインIDの照会またはログインパスワードの再登録を申し出ることができます。
- 7 第1項第1号のほか、契約者の申出により当社は初期暗証番号を発行します。初期暗証番号発行後は、既に登録されている暗証番号があっても、これを無効とします。
- 8 契約者は、つぎの各号に定めるメールアドレスに対して、当社の定める基準にもとづき、当社の定める方法により、メールによる初期暗証番号の発行を申し出ることができます。
 - (1) 確認コード送信先メールアドレス
 - (2) その他当社の定める方法により事前に登録したメールアドレス
- 9 本規程が適用されている契約者が、新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、当社の定める基準により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

第3条（停止・終了）

- 1 当社は、本サービス利用者に関して、以下のいずれかの事由に該当する場合、本サービス利用者への事前通知を行うことなく本サービスの全部または一部の利用停止・終了、登録の抹消、登録メールアドレス・携帯電話番号の削除、および、損害賠償請求等の必要な対応を行うことがあります。
 - (1) 当社に提供した登録内容の全部または一部につき虚偽（当初の登録内容に変更があったにもかかわらず変更の手続きをしなかった場合を含みます。）があった場合
 - (2) 本サービス利用者が本規程に違反した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 本サービス利用者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (4) 本サービス利用者が反社会的勢力（第15条に定めます。）に関わる者である場合、またはそのおそれがある場合
 - (5) その他、当社が利用の継続を不適切と判断した場合
- 2 契約者は、つぎの各号に定める場合、お客様番号（お客様ID）が消滅し、以降は本サービスを利用することはできません。
 - (1) 保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、当社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したとき
 - (2) 契約者が死亡したとき
- 3 前項にかかわらず、つぎのいずれかに該当する契約者は、お客様番号（お客様ID）が消滅して以降も契約関係者等として本サービスを利用することができます。
 - (1) 第2条第1項第4号の規定によりログインIDとお客様番号（お客様ID）の紐づけを行った場合
 - (2) 第7条第1項の規定により契約内容の共有を受けた場合
- 4 第2項に定める場合のほか、契約者が当社が定める方法により申し出たときには、ログインIDおよびログインパスワードを用いたログインならびに自動取引サービス等（ただし、他サービスへの連動機能の一部を除きます。）を停止することができます。なお、この場合でも、当社所定の必要書類を提出のうえ申し出たときには、ログインIDおよびログインパスワードを用いたログインならびに自動取引サービス等を再開することができます。
- 5 契約関係者（契約者かつ契約関係者である場合を除きます。）は、第7条第5項および第6項の規定により契約内容の共有が停止されて以降もその他の本サービス利用者として本サービスを利用することができます。
- 6 契約関係者等（契約者かつ契約関係者である場合を除きます。）は、当社の定める方法によりいつでも退会することができます。退会後は、本サービスを利用することはできません。
- 7 前項に定めるほか、一定期間利用がない場合等、当社の定める基準により登録を削除することがあります。

第3章 本サービスの内容

第4条（自動取引サービス）

- 1 契約者は、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める取扱の範囲内で、その適用される約款に定める取引およびその他当社の定める取引のうち、つぎの各号に定める取引をニッセイマイページ等を通じて行うことができます。なお、取引によっては、当社へ事前に連絡すること等を要します。
 - (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
 - (2) 積立配当金、据置支払となった保険金等の支払請求
 - (3) 年金の種類の変更、年金支払期間の変更、年金の一括支払、年金の請求および第1回年金支払日の変更
 - (4) 給付金・保険金等の請求
 - (5) 保険料の払込、保険料払込方法（経路）の変更および指定口座等の変更
 - (6) 保険金等の受取人の変更
 - (7) 指定代理請求人の指定、変更指定
 - (8) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの申込、変更、停止

- (9) 指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則、リビング・ニーズ特約等の付加
- (10) 定期保険等の更新等の手続
- (11) 解約、保険金額・年金額・給付金額・給付日額の減額等の請求
- (12) 払済保険への変更請求
- (13) 特約変更の申込
- (14) その他当社の定める取引

- 2 次条の規定により手数料をいただく場合は、契約者が第1項にもとづいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- 3 自動取引サービスの支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は当社所定の金額になります。
- 4 自動取引サービスで、当社が契約者に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 5 第1項の取引は、当社の定める取引時間内に限ります。
- 6 ニッセイマイページの通信障害またはその他の理由により、自動取引サービスが利用できないときは、請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 7 複数の本規程適用契約がある契約者が、自動取引サービスを利用する場合（当社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。

第5条（手数料）

本規程に定める取引、その他当社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

第6条（保険契約貸付についての細則）

- 1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときは、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 貸付金の利息は当社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
 - (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
 - (3) 本規程適用契約のうち、有配当終身保険（H11）契約その他当社の定める保険契約（以下「有配当終身保険契約等」といいます。）についてはつぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - (イ) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利金合計額が解約払戻金額をこえた場合、当社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
 - (ウ) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
 - (エ) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。
- 2 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、2022年4月1日以前に保険契約者が、前項第3号（ア）の規定により貸付金の元利金の一部を返済する方法として、銀行口座振替を選択した場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところにより取り扱います。
- 3 第3条第2項の規定によりお客様番号（お客様ID）が消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第7条（契約内容の共有）

- 1 契約者は、当社の定める方法により、契約者が指定した契約関係者に対し、契約に関する情報や契約者が登録している情報等の契約の維持管理等を行うために必要となる契約に関する情報の共有をすること（以下「契約内容の共有」といいます。）を、当社に委託することができます。この場合、当社は、当社所定の番号（以下「招待コード」といいます。）を契約者に対して発行します。契約関係者が契約内容の共有を受けるにあたって、契約者は契約関係者に招待コードを連絡し、契約関係者はその招待コードを当社の定める方法によりニッセイマイページに入力することを要します。
- 2 契約者は、契約内容の共有をするにあたって、つぎの各号に定める事項について、すべての契約関係者の同意を事前に得ることを要します。
 - (1) 当社が契約者からの委託を受け、契約関係者に対して、ニッセイマイページ等を通じて、第4項に定める情報を共有すること
 - (2) 当社より、契約関係者に対して連絡を行う場合があること
- 3 前2項にかかわらず、つぎの各号に定める場合には契約内容の共有をすることができません。
 - (1) 契約関係者が未成年の場合
 - (2) 同一契約の死亡保険金等の受取人が6人以上登録されている場合の、死亡保険金等の受取人
 - (3) その他当社が定める場合
- 4 当社は、つぎの各号に定めるとおり契約内容の共有を行います。
 - (1) 当社は、契約内容の共有を受けた契約関係者に、当社の定める範囲内で、つぎの各号に定める情報をニッセイマイページを通じて表示します。

- (ア) 被保険者、死亡保険金等の受取人、指定代理請求人、後継保険契約者の場合
当社の定める保険契約のうち、契約者が指定した契約に限り、保険契約を特定する番号・契約関係者の名前・保険金額等、当社の定める情報を表示します。
 - (イ) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族の場合
当社の定める保険契約のうち、契約者が締結しているすべての契約について、保険契約を特定する番号・契約関係者の名前・保険金額・契約者が登録している情報等、当社の定める情報を表示します。
 - (ウ) ご契約者サポートサービス規程に定めるご契約者サポートサービスの登録家族のうち、[家族連絡・代理手続型]の場合で、かつ保険契約者代理特約にもとづき契約者が代理対象手続きを行なう意思表示が困難であると当社が認めたとときその他の代理対象手続きを行なうことができない特別な事情があると当社が認めたととき
当社の定める保険契約のうち、契約者が締結しているすべての契約について、(イ)に定めるほか、保険料金額や保険契約貸付金の残高等の当社の定める情報を表示します。なお、契約者から当社の定める方法により請求がある場合には、これを停止します。
- (2) 前号にかかわらず、ニッセイマイページを通じて表示する情報は今後変更することがあります。
 - (3) 前2号に定めるほか、当社が必要と認める場合には、ニッセイマイページを通じて表示している情報に限らず、契約に関する情報や契約者が登録している情報等の契約の維持管理等を行うために必要となる契約に関する情報を契約関係者にお伝えすることがあります。
- 5 契約者は、当社の定める方法により、契約内容の共有を停止することができます。
 - 6 前項にかかわらず、つぎの各号に定める場合に、該当する契約関係者への契約内容の共有は停止します。
 - (1) 保険契約者変更等により、契約内容の共有を委託していた契約者から他の契約者に変更となった場合
 - (2) 契約関係者が退会した場合
 - (3) 死亡保険金等の受取人の変更等により、契約内容の共有を受けた契約関係者から他の契約関係者に変更となった場合
 - (4) 死亡保険金等の受取人・指定代理請求人・後継保険契約者・ご契約者サポートサービスの登録家族が改姓した場合
 - (5) 共有対象契約が消滅した場合
 - (6) その他当社の定める場合
 - 7 契約関係者のうち、当社の定める保険契約の指定代理請求人およびご契約者サポートサービスの登録家族については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第1項により契約内容の共有を受ける場合、ご契約者サポートサービス規程等、契約者が同意した契約内容に関する通知物についての取扱にかかわらず、その契約関係者への通知物の送付の全部または一部を停止します。
 - (2) 第5項および第6項により契約内容の共有が停止する場合、ご契約者サポートサービス規程等、契約者が同意した契約内容に関する通知物についての取扱にもとづき、その契約関係者に通知物を送付することがあります。
 - 8 ご契約者サポートサービスの登録家族が、ご契約者サポートサービス規程により当社が発行した招待コードを用いて契約内容の共有を受ける場合、その後の取扱は本条の規定を準用します。

第4章 本人認証

第8条（利用時の本人認証）

- 1 本サービス利用者が本サービスを利用する際、当社は、つぎの各号に定めるいずれかの方法で、本人認証を行います。この場合、本サービス利用者は、当社の求める本人認証に応じる必要があり、また、当社にて正常に本人認証が完了した場合に限り本サービスを利用することができます。
 - (1) 当社が定める方法により、本サービス利用者がログインIDおよびログインパスワードを当社に送信し、当社が受信した情報とあらかじめ登録されている情報がそれぞれ一致していることを確認すること
 - (2) 次条に定める方法により、本サービス利用者が所有する所定の端末上であらかじめ登録した生体情報およびロック解除情報等、生体認証等機能が指定する情報と一致していると確認できたことを当社に送信し、当社がその情報を受信すること
- 2 前項にかかわらず、当社が定める取扱の範囲内で、本人認証を省略する場合があります。
- 3 当社は、当社の定める取扱の範囲内で、確認コード送信先に確認コードを送信する場合があります。このとき、本サービス利用者は受信した確認コードを当社の定める方法により入力することを要します。
- 4 契約者が、当社所定の専用端末を使用して、自動取引サービスを利用する場合は、第1項に定める本人認証に代えて、つぎの各号の全部または一部により本人認証を行なう場合があります。このとき、前項に代えて、当社の定める取扱の範囲内で、確認コード送信先またはその他の連絡先に確認コードを送信する場合があります。
 - (1) お客様番号（お客様ID）または保険契約を特定する番号
 - (2) 暗証番号
 - (3) その他当社の定める情報

第9条（生体認証等）

- 1 本サービス利用者が、前条第1項第2号の規定により本人認証を行うにあたり、日本生命アプリを本サービス利用者の端末（生体認証等機能が動作可能なものに限り、以下「端末」といいます。）にインストールする必要があります。
- 2 本サービス利用者は、生体認証等サービスを利用して取引等を行うにあたり、当社の定める方法により、認証データを使用して設定するものとします。ここで使用する生体情報は、本サービス利用者本人の生体情報のみとし、その他の者の生体情報を使用してはならないものとします。なお、生体認証等サービスを利用して取引等を行う場合において、生体情報およびロック解除情報等、生体認証等機能が指定する情報が当社に伝達されることはなく、また、当社のサーバ等に保

管されることもありません。

- 3 本サービス利用者は、当社の定める方法により生体認証等サービスの利用を停止することができます。
- 4 本サービス利用者以外の認証データが生体認証等機能に登録されている端末を用いて生体認証等サービスを利用して取引等が行われた場合、入力された本サービス利用者以外の認証データと本サービス利用者が所有する所定の端末上であらかじめ登録した認証データとの一致が確認されることにより、本サービス利用者本人によるものとして取り扱われます。本サービス利用者は、本サービスで利用する生体認証等機能が登載されているすべての端末に、本サービス利用者以外の認証データが登録されないよう注意するものとします。本サービス利用者以外の認証データが登録されていることに起因または関連して、本サービス利用者が被る一切の損害について、当社は責任を負いません。

第5章 その他

第10条（本サービス利用者の義務および責任）

- 1 本サービス利用者は、本サービスを利用するための通信機器やソフトウェア等の利用契約の締結をご自身の費用および責任において実施するものとします。
- 2 本サービス利用者は、本サービスの利用に際して登録したご自身に関する情報および本サービスの利用のために登録したお客様番号（お客様ID）、契約を特定する番号、初期暗証番号、暗証番号、ログインID、ログインパスワード、確認コード送信先、認証データおよび第2条第8項第2号により登録したメールアドレスを自らの責任において厳重に管理しなければなりません。当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これらの漏洩・不正使用により本サービス利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 本サービス利用者は本サービスの利用にあたり、ご自身に関する真実かつ正確なデータを入力してください。登録内容に変更があった場合、速やかに登録内容の変更を行ってください。
- 4 生体認証サービスを利用する本サービス利用者は、認証データが保存された端末を、責任をもって管理するものとします。

第11条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、つぎの各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 他の本サービス利用者または第三者等の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 他の本サービス利用者の本サービスの利用を妨害する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (5) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力をする行為
- (6) 事実と反する情報または事実と反するおそれのある情報を提供する行為
- (7) 第三者へのなりすまし行為や意図的に虚偽の情報を送信する行為
- (8) 当社業務に支障をきたす行為または迷惑をおよぼす行為
- (9) 他の本サービス利用者のログインパスワード等を入手したり、他人にログインパスワード等を開示・提供する行為
- (10) 当社のサーバ等のコンピュータに不正にアクセスする行為や、有害なコンピュータプログラム、有害なメール等を送信または書込む行為
- (11) 本サービスを複製、改変、翻案等し、または他のソフトウェアと結合等する行為
- (12) 他の本サービス利用者の個人情報等を無断で収集・蓄積する行為
- (13) 本サービスを、本来のサービス提供の目的と実質的に異なる目的で利用する行為
- (14) アプリストアの利用規約およびポリシーに反する行為
- (15) 本サービスにおいて当社が提供する一切の情報について、無断で複製、引用、転載または転送等をする行為
- (16) その他、当社、本サービスまたは他の本サービス利用者に不利益を及ぼすと当社が合理的に判断する一切の行為

第12条（免責）

- 1 当社は、本サービスにおいて当社の定める利用時間内で、信頼できるサービスや情報を本サービス利用者へ提供すべく努力していますが、つぎの各号について、一切保証しないものとします。本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、ご自身が本サービスおよび本サービスにおいて提供される情報や本サービスの有用性等を判断し、ご自身の責任でご利用ください。
 - (1) 当社が提供するコンテンツ情報、第三者が管理・運営するリンクサイト内に含まれる一切の情報等を含み、提供する情報について、その正確性、最新性、真実性
 - (2) 本サービスおよび本サービスを通じて入手できる情報等が本サービス利用者の希望または期待を満たす適切なものであること
 - (3) 本サービスの提供に不具合、エラーまたは障害が生じないこと
 - (4) 本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピュータウィルス等の有害なものが含まれていないこと
 - (5) 本サービスの存続または同一性が維持されること
- 2 当社は、本サービス利用者が本サービスを利用するにあたり、前項およびつぎの各号の事由を原因として生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がない限り、一切その責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスを通じて、提供するコンテンツにより、本サービス利用者を生じた損害

- (2) 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、本サービスの無断改変、本サービスに関するデータへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して本サービス利用者に生じた損害
 - (3) 通信回線やコンピュータの障害等による、当社のサーバやシステム、本サービスの中断、遅延、中止、データ消失等により生じた損害
 - (4) 本サービスで使用する機器、機能等に起因して発生した損害
 - (5) 災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由に起因して発生した損害
 - (6) ログインID、ログインパスワード、認証データ、お客様番号（お客様ID）、保険契約を特定する番号、初期暗証番号および暗証番号が詐取されたことに起因して発生した損害
 - (7) 確認コード送信先に送信された情報が詐取されたことに起因して発生した損害
 - (8) 本サービスを通じて最新の契約内容が共有されることに伴い、保険金・給付金等の支払の事実等を推測されたことに起因して発生した損害
- 3 本サービスに関して本サービス利用者間、または本サービス利用者と第三者との間で発生した一切のトラブルおよび紛争については、本サービス利用者の責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。

第13条（サービスの変更・中断・終了）

- 1 当社は、本サービス利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を変更、中断、終了することができるものとします。
- 2 本サービスの全部または一部の変更・中断・終了に伴い、本サービス利用者に不利益や損害が発生した場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は一切の責任を負いません。

第14条（知的財産権）

本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程にもとづく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 本サービス利用者は、当社に対し、ご自身について、つぎの各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）
 - (2) 暴力団等反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しない者（以下「元暴力団等反社会的勢力」という。）
 - (3) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するもの
 - (4) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するもの
 - (5) 暴力団等反社会的勢力または元暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - (6) その他前各号に準ずるもの
- 2 本サービス利用者は、当社に対し、ご自身または第三者を利用してつぎの各号のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、本サービス利用者が、前2項の表明または確約に反したことが判明した場合には、本規程を、一切の催告を要せず直ちに解除して本サービスの提供を中止することができます。この場合、当社は、本サービス利用者に対し、その名目を問わず一切の金員の支払義務を負担しません。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

本サービス利用者は、本サービスに関する本サービス利用者としての地位および当該地位にもとづく権利義務を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第17条（本規程の変更）

- 1 当社は、つぎのいずれかに該当する場合、本サービス利用者の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるものとします。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。
 - (1) 本サービス利用者の利益に適合するとき
 - (2) 当社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）にもとづき必要と判断したとき
- 2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く）、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社のインターネットホームページ等で通知します。
- 3 当社は、第1項にもとづかず本規程の変更を行う場合には、変更後の規程の内容について、前項に定める方法により周知したうえで、本サービス利用者の同意を得るものとします。本サービス利用者から明示的な同意を得ることができない場合であっても、前項に定める方法により周知した後、本サービス利用者が一切の留保なく本サービスを利用した場合は、本サービス利用者は当該変更後の規程の内容に同意したものとみなします。

第18条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第19条（裁判管轄）

本規程および本サービスの利用に関する一切の訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本サービスを通じて、名前やメールアドレス等の連絡先等の情報を取得します。また、本サービスにおける利用履歴の情報を取得し、本サービスで登録した情報と組み合わせて、個人情報として利用することがあります。
- 2 当社は、本サービスを通じて取得した情報を以下の利用目的に利用します。
 - (1) 各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
 - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (4) その他保険に関連・付随する業務
- 3 本サービスで取得した情報や利用履歴等の情報をもとに、グループ会社・提携会社を含む保険商品等の各種商品・サービスの案内（日本生命職員等による訪問・電話・メールおよびその他方法による案内を含みます。）をする場合があります。本サービスにおける利用履歴等の情報を分析して、新商品・サービスに関する広告のために利用する場合があります。
- 4 本サービス利用者からご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認のうえで、特別の理由がない限り速やかに対応します。
(詳しくは、当社ホームページ「開示等請求手続きについて」(<https://www.nissay.co.jp/info/kojinjoho/kaijiseiky.html>)をご覧ください。)

なお、個人情報保護法その他の法令により、当社が訂正等または利用の停止等の義務を負わない場合、本条の定めは適用されません。

第21条（被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への情報提供）

当社は、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者を同一とする全ての保険契約の契約内容や契約状態等の情報を、契約者を同一とする全ての保険契約の被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。

第22条（裏書の省略）

本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

第23条（経過措置）

- 1 「お客様ID規程」によりお客様番号（お客様ID）の発行を受け暗証番号を登録した契約者が、ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先の登録を実施する場合、第2条第1項の規定を準用します。ログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録して以降は「お客様ID規程」に代えて本規程を適用します。
- 2 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、当社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、当社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。
- 3 「お客様ID規程」が適用された契約者が、2024年10月2日以降に新たに当社と保険契約を締結する際に、本規程を締結した場合、2025年3月31日まではログインID、ログインパスワードおよび確認コード送信先を登録せずに、本サービスの一部を利用することができます。この場合、「お客様ID規程」第3条および第12条の規定を適用します。
- 4 第1項または第3項の場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、第6条の規定を引き続き適用します。

法人向けお客様ID規程

(2024年4月2日改定)

法人向けお客様ID規程の趣旨

法人向けお客様ID規程は、つぎの各号に関して定めたものです。なお、本規程は法人のお客様に適用するものとします。

- (1) お客様ID、パスワードおよびセキュリティコードの発行
保険契約者等が締結している保険契約等のうち、日本生命保険相互会社（以下、「当社」といいます。）が定める保険契約等（以下、「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて保険契約者等にお客様ID、パスワードおよびセキュリティコード（以下、「お客様ID等」といいます。）を発行します。
- (2) 各種サービスの利用
お客様ID等が発行された保険契約者等は、当社が定める場合に本規程に定めるニッセイ法人インターネットサービス等の各種サービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用することができます。

第1編 お客様IDの発行に関する規定

第1条（お客様IDの発行）

- 1 お客様IDは、保険契約者等が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに保険契約者等になる場合を含みます。）または締結後、発行を申し込むことができます。
- 2 当社が前項の申し込みを承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて保険契約者等にお客様IDを発行し通知します。
- 3 本規程に定める保険契約者等とは、当社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいいます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - (3) 年金開始後の年金受取人
 - (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者
 - (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
 - (6) 生活サポート年金支払期間中の生活サポート年金の受取人
- 4 保険契約者等は、お客様IDの発行申込時に、当社との取引のために当社指定の金融機関等の口座（以下、「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。
- 5 当社が定める場合には、保険契約者等に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合当社は、申込を行った法人に対し、不承諾理由の開示その他何らの義務も負わないものとします。
 - (1) 申込に必要な事項を届け出していない場合
 - (2) 虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
 - (3) その他、当社が不相当と判断した場合
- 7 保険契約により、つぎの各号に定める取扱について、全部または一部が適用されない場合があります。
 - (1) 第2条（パスワードおよびセキュリティコードの登録）に定める取扱
 - (2) 第3条（インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用）に定める取扱
 - (3) 第4条（当社所定の専用端末による取引）に定める取扱

第2条（パスワードおよびセキュリティコードの登録）

- 1 当社は、お客様IDの発行の申込をした保険契約者等に対して、当社がお客様IDの発行を承諾した場合に、当社が付与したパスワードおよび仮セキュリティコードを通知します。
- 2 保険契約者等は、前項の規定により通知されたパスワードおよび仮セキュリティコードを用いて、当社が定める方法により、所定の期日までにセキュリティコードを登録することを要します。
- 3 前2項の規定に関わらず、保険契約者等がインターネットによりお客様IDの発行の申込をした場合は、次のとおり取り扱うものとします。
 - (1) インターネットによりお客様IDの発行の申込をした保険契約者等は、インターネットでの申込時にパスワードを登録することを要します。
 - (2) 当社は、前号にもつぎ、お客様IDの発行の申込をした保険契約者等に対して、当社がお客様IDの発行を承諾した場合に、当社が付与した仮セキュリティコードを通知します。
 - (3) 保険契約者等は、第1号の規定により登録したパスワードおよび第2号の規定により通知された仮セキュリティコードを用いて当社が定める方法により、所定の期日までにセキュリティコードを登録することを要します。
- 4 保険契約者等は、前項の規定により登録したパスワードについて、電話番号、住所の番地、お客様IDおよび同数字等、他人が容易に推測できる番号は登録してはならないものとします。また、前2項に規定するセキュリティコードについて、保険契約者等の名称、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同英数字等、他人が容易に推測できる英数字列は登録してはならないものとします。セキュリティコードの登録が行われない場合は、第3条に定める取引ができず、所定の期日経過後に仮セキュリティコードは無効となります。
- 5 パスワード、セキュリティコードおよび第1項または第3項第2号の規定により通知された仮セキュリティコードは、保険契約者等が他人に知られないよう責任をもって管理するものとします。

第2編 お客様IDによる取引に関する規定

第3条（インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用）

- 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、インターネットに接続されたコンピュータ端末（以下、「端末」といいます。）から当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様ID等を送信することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について適用される約款に定めるつぎの取引およびその他当社の定める取引ができます。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。
 - 保険契約貸付の請求
 - 積立配当金、据置支払となった保険金等の支払請求
 - その他当社の定める取引
- 当社が受信したお客様ID等と当社が発行したお客様ID等の一致を確認した場合には、当社は保険契約者等あるいは保険契約者等から正当な利用権限を付与されている者（以下、「利用担当者」といいます。）からの請求とし、受信内容を保険契約者等の請求内容として取り扱います。
- 第5条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が第1項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- インターネットによる取引—ニッセイ法人インターネットサービスの利用（以下、「インターネットによる取引」といいます。）における支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は当社所定の金額になります。
- インターネットによる取引で、当社が保険契約者等に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、当社の定める方法によります。
- 当社はインターネットによる取引のうち当社が指定する取引の内容について、保険契約者等に当社の定める方法により通知します。
- 第1項の取引は、当社の定める取引時間内に限ります。
- 当社は、保険契約者等の事前の承諾なしにインターネットによる取引の内容を変更または終了することがあります。
- 当社は、天災、災害その他のやむを得ない事由が生じた場合のほか、サービス提供のための設備の保守点検、故障もしくは更新、または運営上の必要等の事由により、保険契約者等の事前の承諾なしにインターネットによる取引を中断することがあります。

第4条（当社所定の専用端末による取引）

- 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、当社所定の専用端末（以下、「専用端末」といいます。）を使用して、つぎの取引ができます。なお、取引によっては、金額等を送信することを要します。

専用端末から、当社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様ID等を送信することにより、本規程適用契約について、当社の定める方法により、当社の定める契約について前条第1項に定める取引ができます。
- 前項に該当する場合は、前条第2項から第9項の規定を準用します。この場合、前条の「インターネットによる取引」は、「専用端末による取引」と読み替えます。

第5条（手数料）

本規程に定める取引、その他当社の定める場合について、所定の手数をいただくことがあります。

第6条（保険契約貸付についての細則）

- 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者等が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときは、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - 貸付金の利息は当社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
 - 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
- 第16条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第7条（お客様ID等および仮セキュリティコードの盗用または不正使用等）

保険契約者等は、お客様ID等および仮セキュリティコードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合または利用担当者以外の者に使用されたことを認知した場合には、ただちにパスワードおよびセキュリティコードを変更のうえ、当社の指定した方法で通知してください。この通知を受けたときは、当社は、ただちにインターネットによる取引の利用停止の措置を講じます。この通知を当社が受け付けた時より前に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、保険契約者等のお客様IDを入力したうえで、登録された内容と異なるパスワード、仮セキュリティコードまたはセキュリティコードが、当社の定める回数以上連続して入力された場合は、当社はインターネットによる取引の利用を停止します。保険契約者等がインターネットによる取引の利用の再開を希望する場合には、必要書類を当社の本店または当社の指定した場所に提出してください。

第8条（届出事項の変更等）

保険契約者等は、当社に届け出た保険契約者等の名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、取引口座およびその他の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当社の定める変更手続を行うものとします。

第9条（提携企業が定める規程等の適用）

本規程にもとづきお客様IDの発行を受けた保険契約者等については、当社と提携する企業（以下、「提携企業」といいます。）がサービスを提供する場合、本規程のほか、提携企業の規程等に従うものとします。

第10条（当社の免責）

つぎの各号に定める事由または提携企業が提供するサービスにより生じた損害について、当社は責任を負いません。

- （1）当社または当社の委託先、提携先その他当社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延または不能等が発生したとき
- （2）インターネット等の通信経路において、当社が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、盗聴または不正アクセス等がなされたことにより、お客様ID等および仮セキュリティコードまたは取引情報等が漏洩したとき
- （3）当社が第2条の定めるところによりお客様ID、パスワードおよび仮セキュリティコードを保険契約者等に通知する際に、郵送上の事故等当社の責めに帰すことのできない事由により、第三者にこれらの情報が漏洩したとき
- （4）災害・事変等当社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延または不能等が発生したとき
- （5）第17条に定める事由により、当社がインターネットによる取引を停止したとき
- （6）第3条第8項および第9項に定める事由により、当社がインターネットによる取引を変更、終了、中断したとき
- （7）第3条および第4条第1項に定める取引を行う場合で、当社がつぎの①②③についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行った場合において、お客様ID等に不正取得、不正使用その他の事故があったとき
 - ① 当社が受信したお客様IDと当社が発行したお客様ID
 - ② 当社が受信したパスワードと当社に登録されているパスワード
 - ③ 当社が受信したセキュリティコードと当社に登録されているセキュリティコード
- （8）保険契約者等が、提携企業が提供するサービスを利用したとき
- （9）保険契約者等が、本規程に違反する行為を行ったときまたは保険契約者等に故意または過失があったとき

第11条（情報の利用）

- 1 当社は、本規程が適用されている保険契約者等について、保険契約の内容、お客様ID発行の申込書記載事項、その他の知り得た保険契約者等の情報（以下、「保険契約者等の情報」といいます。）について、「個人情報保護方針」に則り取り扱うものとします。
- 2 当社は、各種サービスの提供を行うため、グループ会社や提携会社等に保険契約者等の情報を提供することがあります。

第3編 お客様IDの取扱に関する規定

第12条（パスワードおよびセキュリティコードの変更）

保険契約者等は、パスワードおよびセキュリティコードの変更を、当社の定める方法で行うことができます。ただし、保険契約者等がお客様ID等を失念した場合、ならびに第17条の規定により当社が保険契約者等に対するインターネットによる取引を停止している場合には、書面による変更手続きに限るものとします。

第13条（お客様ID等の管理）

保険契約者等は、お客様ID等および仮セキュリティコードを自己の責任において厳重に管理するものとし、利用担当者以外の者には開示しないものとします。また、保険契約者等は、利用担当者の変更または異動等が生じた場合その他、利用担当者以外の者がお客様ID等および仮セキュリティコードを知りまたは知りうる状態が生じた場合は、すみやかにパスワードおよびセキュリティコードを変更するものとします。

第14条（お客様ID等の譲渡の禁止）

保険契約者等は、利用担当者以外の者に対しお客様ID等および仮セキュリティコードを利用させることはできません。また、保険契約者等はお客様ID等および仮セキュリティコードの譲渡、売買等を行うことはできません。

第15条（保険契約の追加等の場合の取扱）

- 1 保険契約者等は、お客様IDの発行の申込時に、当社が提示する本規程適用契約について、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当社に申し出るものとします。その場合、当社は当該保険契約を確認したうえで、新たに本規程適用契約に追加し、または本規程適用契約から除外します。
 - （1）保険契約者等の保険契約が、本規程適用契約として登録されていない場合
 - （2）保険契約者等の保険契約が、本規程適用契約に該当しないにもかかわらず本規程適用契約として登録されている場合
- 2 保険契約者等が新たに当社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、当社は、当社の定める方法により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。
- 3 当社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社の定める方法により、当該各号に該当する保険契約についても本規程適用契約に追加します。
 - （1）本規程適用契約として登録されていないものが、本規程適用契約に該当することが判明した場合
 - （2）当社が本規程適用契約の対象となる保険種類を拡大し、保険契約者等の保険契約が新たに本規程適用契約に該当した場合
- 4 保険契約者等は、特定の保険契約を、本規程適用契約から任意に除外することはできません。

- 5 当社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に該当する保険契約を本規程適用契約から除外することができます。
- (1) 本規程適用契約が消滅した場合
 - (2) 本規程適用契約の変更手続により、保険契約者等が本規程適用契約の保険契約者でなくなった場合
 - (3) その他、当社の定める場合

第16条（お客様IDの消滅）

保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、当社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したときには、お客様IDは消滅し、以後、本規程に定める各種サービスを利用することはできません。

第17条（インターネットによる取引の停止等）

前条に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当した場合は、インターネットによる取引を停止することがあります。

- (1) 保険契約者等が当社所定の必要書類を提出のうえ、申し出たとき
- (2) 保険契約者等がお客様IDの発行の申込承諾後に第1条第6項のいずれかに該当した場合
- (3) 保険契約者等がインターネットによる取引の利用にあたって、つぎのいずれかに該当した場合
 - ① お客様ID等および仮セキュリティコードを不正に使用し、もしくは第三者に使用させたとき、または当社のシステムに不正アクセスし、ハッキングし、もしくはウイルスその他の不正なプログラムを送信し、またはこれらの行為を行おうと試みたとき
 - ② 虚偽の届出を行ったとき
 - ③ 当社または第三者の権利を侵害したときおよびそのおそれのあるとき
 - ④ 公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為を行ったとき
 - ⑤ 法令に反する行為およびそのおそれのある行為を行ったとき
 - ⑥ その他保険契約者等が本規程に違反した場合等、当社がインターネットによる取引の提供を不適当と認めたとき
- (4) 保険契約者等が当社に対し、第7条に定める通知を行った場合またはお客様ID等および仮セキュリティコードの盗用または不正使用等のおそれがあると当社が判断した場合

第18条（当社からの通知）

- 1 当社から保険契約者等への通知は、当社の定める方法により保険契約者等が届け出た住所、電話番号または電子メールアドレス（以下、「通信先」といいます。）に宛てて発信するものとします。当社が保険契約者等の届け出た通信先に発信した通知は、通常到達すべき時期に保険契約者等に到達したものとみなします。
- 2 当社は、前項の規定により通信先に宛てて発信した通知が不着となった場合、第3条に定めるインターネットによる取引および第4条に定める当社所定の専用端末による取引の全部または一部の提供を停止することがあります。

第4編 付則

第19条（終身保険（有配当2012）等の発売前の保険契約の取扱に関する規定）

- 1 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、第6条の規定に加え、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金支払開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - (2) 保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、当社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
 - (3) 貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
 - (4) 利息は、毎年の貸付応当日に元金に繰り入れます。
- 2 保険契約者等は、前項第1号の規定により、貸付金の元利金の一部を返済するときには、銀行口座振替により貸付金の元利金を返済する方法を選択することができます。この場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところにより扱います。
- 3 第16条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第20条（裏書の省略）

主契約の契約日が2012年4月1日以前の所定の本規程適用契約について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

第21条（無断転載等の禁止）

本規程にもとづくサービスにおいて当社が提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行うことを禁止します。

第22条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第23条（規程の変更、廃止）

1 当社は、次のいずれかに該当する場合、保険契約者等の事前の承諾なしに、本規程を変更または廃止することができるものとします。

この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

（1）保険契約者等の利益に適合するとき

（2）当社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）に基づき必要と判断したとき

2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く。）、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を当社のインターネットホームページ等で通知します。

第24条（経過措置）

1 「お客様ID規程」が適用されていた保険契約者等が、第1条に準じて各種サービスの利用を申し出た場合は、「お客様ID規程」の適用は終了し、「法人向けお客様ID規程」を適用します。

2 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、当社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、当社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。

3 2010年4月1日以前に「ニッセイ法人インターネットサービス」に加入していた保険契約者等については、2010年4月2日より「法人向けお客様ID規程」を適用します。

4 2022年4月2日以降、第19条第2項は、効力を失います。ただし、2022年4月1日以前に、第19条第2項に定める取引が行われた場合、2022年4月2日以降も、第19条第2項は失効せず、当該取引について、第19条第2項を適用します。